

一三三ノ二

草稿之俣奉差上候

覚

一今朝五ツ時比、壇之浦辺より飛船式艘乗出し、異船碇泊之処江寄、二三輩も、昼九ツ時比右式艘之船元之方江帰帆仕候事、

但此間応接仕候事と奉存候、

一昼九時比より頻ニ蒸氣相立、九半時比ニ異船左右ニ分れ豊後地方江六艘、田之浦より五六丁程ニ居候、中国地方長府之方江五艘横ニ并、昼八時少過候比、異船之内より砲発、夫より左右一同ニ打立申候事、

一田之浦方江並候船、一番はイギリス・二番フランス・三番オランダ・四五六番はイギリス、長府之方江寄申候船は奇兵船隊トモ申候歟、不残イギリス船と見受申候得共、自然は間違も難計奉存候、

一此節各国渡来之船は、イギリス船拾式艘・オランダ式艘・フランス式艘・アメリカ式艘、此分驗見損も難計

御座候、巨細は帰着仕候上奉申上候、都合船数拾八艘

ニ御座候、

一夕八時過より、双方之砲発烈敷、七ツ時比ニ相成候而は少寛ニ相成申候事、

一台場より砲発も始二十発くらひ、其比迄は砲発多く、七ツ時比ニ相成候而は、前田辺之台場絶而砲発いたし不申、何れ台場破候事と相見申候、

但異船より前田台場を見当ニ打申候間、暫時ニ破申候、

一異船四艘並居候内より打始申候而、つるべ放チニ打立申候、台場江砲玉落音、或は中発、台場之方言語同断之事ニ御座候、

一台場より打申候砲丸は一ツも異船ニ当り不申、実ニ残念千万之事ニ御座候、彼是と長州之事申唱候へ共、今日ニ至り歎息仕候事ニ御座候、

一前田台場江夕七半時比より煙立居申候処、後火之手揚申候、此家砲術練習之稽古小屋ニ御座候由、七間ニ五

間之家焼失、外ニ暮少前ニ火薬ニ火移申候事、

一 今夕八時比より打始、暮迄異船より砲発無絶間御座候事、

一 異船より打申候砲玉数、凡三千位之見当仕候事ニ御座候、

但本行砲丸数、私老人之見究ニも無御座、薩藩園田・(参左衛門)  
(平八)土持兩人も同様見当ニ御座候、

一 台場より砲丸は数千不足ニ御座候と見当仕候事、

但此積も前段之通ニ御座候、

一 異船其仮門司山浦手ニ碇泊仕居申候事、

右件之次第は、帰国之上巨細奉言上候、甚差忘文字本ノマ、

も分兼申候次第、重疊御断奉申上候、以上、

八月五日 阿部野権平

〔本文書ハ「鹿兒島県史料 忠義公史料」第三卷第四〇一号  
文書ト同文ナリ〕

文書原寸 縦一六糎 横二〇八糎

一一三二ノ三

一筆奉啓上候、益

御機嫌能被遊御座奉恐悦候、然は別紙覚書、今日見物仕

候文奉言上候、誠ニ今日之事、筆紙ニ難奉申上上次第二御

座候、今晚直ニ早打ニ而罷帰可申筈ニ御座候得共、昨夜

承申候稜も御座候間、明日之首尾迄見聞仕、直ニ驅帰申

候間、左様思召被上可被下候、昨夕小倉藩上条一兵衛列

同藩之役々打揃、異船江乘入談話共仕候事も承申候、此

度渡来之訳は、昨年以來度々

幕約之妨御座候付、横浜ニ而

幕府江御届申、先月廿一日同所出帆只今渡来之由、異よ

り答申候処、当時

皇国之御所置付し砌ニ付、先退散いたし候様申聞候処、

今度通船いたし候共、若砲発無之候へ、上陸いたし、大

砲共取集、横浜江持行

幕府江差出申筈、夫迄之処、深入は不仕と答申候由、左

候而、是非赤関迄焼払積ニ御座候、且又未夕外ニヒメ島

之方へ台場三ツ御座候付、何れ明日は替動御決之事と奉  
存候、模様次第急駈帰、巨細奉言上候間、左様思召被上  
可被下候、何も差急荒方之儀迄奉言上候、則別紙絵図共  
奉入御覽候、差急相認乱筆御免可被下候、恐惶謹言、

八月五日

阿部野権平

井上加左衛門様

当月五日夜九つ時小倉仕出、

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第三巻第四〇三ノ

二号文書ト同文ナリ)

文書原寸 縦一四糎 横一六四糎

一一三二ノ四

当月五日、長州江英国船拾貳艘・阿蘭陀船貳艘・仏朗西  
船貳艘・亜米利加船貳艘、都合拾八艘渡来、及戦争候趣  
肥後藩中小倉江被差出置候向より申来候由ニ而、別段絵  
図面迄三通、高橋伊勢方江為相知候段申出、書写差上申

候、右付而は、おのつから巨細之形行は園田彦左衛門等  
より御届可申上筈御座候得共、召列候足軽急ニ而差返、  
早々此段御届申上越候条、被達  
御内聴候儀は何分茂宜御取計可被成候、以上、

(細川護久)  
但長岡丈之助様御事も依

御召、当月廿日比御上京之由承得申候、此段も為

御心得申上候、

子八月七日

高橋縫殿  
熊本より

喜入摂津殿

川上式部殿

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第三巻第四〇三ノ

一号文書ト同文ナリ)

文書原寸 縦一四糎 包紙原寸 縦二八・五糎

横九三糎 横四一・五糎

二三 島津淡路守ヨリ島津久光公へ

長州征伐ノ件

〔包紙ウツ書〕

封

島津淡路守

乍憚奉呈御左右候、先以被遊御揃、益御機嫌能被遊御座  
奉恐悅候、偕此度は長賊

禁闕ニ相迫候段、誠以絶言語奉恐愕之至ニ奉存候、乍併  
御国勢を以、御追討ニ相成、早々退散ニ及候段奉恐悅候、  
右ニ付而は、乍恐可被為在思召御機嫌伺度、此般字ハ二  
郎衛門

差出、内々申上候処、早速ニ内々御見通被仰付、段々  
御沙汰被為在候段奉伺、乍恐御尤之御儀、難有奉存候、  
扱

紫震殿階下ニ而、先日以

勅命長防之征伐被

仰出候由、寔ニ以不容易時機ニ差及申候、就而は、其節  
は

御出馬被為在候御儀ニ御座候哉、亦御名代ニ而先被為濟  
御事ニ御座候哉、其節ニ差及候ハ、若

御出馬ニも相成候ハ、小藩何之御用ニは相立間敷候得  
共、御供仕度奉願候、既ニ夷船も二三十艘差越候由、旁  
以不容易候事件ニ而、如是候得は、元來長賊之儀、何様  
之隠謀も不被計と奉存候、誠ニ此度京師之様子ニ而は加  
州・因・備・土・肥等も甚以不屈之始末と承及候得は

御国体如何ニ而相立候哉、歎息之世態と奉存候、若此上  
時機ニ応、御大策之思召も被為在候ハ、御地ニ差出置  
候者へ御側役より極内何卒御洩奉希候、且亦每度申上奉  
恐入候得共、追々申上候御縁組之儀、乍恐猶亦奉願度、

御承知被為在候段、(島津齊宣女)随真院ニは追々老衰仕候得は、何卒  
近々御取整ニ相成候得は難有希申居候、不願恐此段奉希  
候、右御礼旁奉申上候、誠恐惶謹白、

八月十日

島津淡路守(忠寛)

上

尚々、時下乍恐御厭被為在候様奉存候、乍憚 随真院  
よりハ 御機嫌伺度申上候、宇和島よりハ每度宜敷  
京都滞在中御礼申上候様承り申候、此段も奉申上候、

已上、

文書原寸 縦 一五・五糎 包紙原寸 縦 二五糎

横 二二五・五糎

横 三七・五糎

二三 禁闕之變ニ付松平大膳大夫ヨリ松平安芸  
守ニ頼リテ謝罪状ヲ朝廷ニ提出ノ件

七件合二通

一一三四ノ一

今般家来之者兩人英船乗組、横浜より罷帰、報知次第ニ  
付、臣子之分片時茂難闔趣有之、

叡慮御伺且此内脱走之者鎮靜旁、(毛利弘封)長門守儀發途為仕候処

上京差扣御沙汰相待候様、於大坂御達之趣、於途中承知  
仕、直様帰国仕候間、此段不取敢御届申上候、以上、

(毛利廣親)  
松平大膳大夫

七月廿二日

届書写

過ル十八日夜、私家来脱走之者、諸浪士江相加り、闕下

近く罷出及騒動候趣、大坂藏屋敷之者より遂注進候、不  
得止事儀も可有之候へ共、朝廷不憚次第深々奉恐入、委  
細之儀は取調、且而可申上候へ共、不取敢為御届栗屋刑  
馬と申者差登候、以上、

松平大膳大夫

七月廿五日

歎願書之趣

去月十八日夜、私家来脱走之者共、浪士江相加り、闕下  
近く罷出及騒動候趣、不奉憚 朝廷次第第二付、先達而一  
応御届申上置候処、右二件之脱走之者共鎮靜之為国司信  
濃差登、其折柄益田右衛門介・福原越後義龍登居申候間  
申談、鎮靜可仕答候処、却而脱走之者ニ被誘、私共同氏  
長門守宿志を取違、自己之了簡を以、書付迄も相認差出、  
終に及騒擾候段、甚以不届至極儀ニ付、右三人之者共、  
末家毛利(元考)淡路守江先預置候、此段如何可申付哉、御差図  
奉伺候、猶又於父子不存儀とは乍申、兼而示方不行届故

之儀ニ御座候付、幾重も奉恐入候、依之父子義於国元慎

罷在候間、何分御沙汰被仰付可被下候、以上、

八月

松平大膳大夫

文書原寸 縦一八糎 横六七糎

一三三〇ノ二

(端裏朱書)

「甲子八月」

松平大膳大夫より書面を以奉申上度有之趣ニ候、先般同人家来共、於

輦下不容易所業有之、深々奉恐入候、謹謹罷在候間、右書付拙者より致執達呉候様、吉川監物を以頼越候処、此儀ニ不限惣而此類御取組向も可在御座候間、御役人衆領内迄御下り御受引ニ相成候様致度、尤此度之儀ハ指懸候趣ニ付、拙者より致執達候而不苦候哉、此段御指図可被下候、以上、

八月十日

(淺野長御)  
松平安芸守

御指図

書面執達之儀ハ不苦候間、所司代より可被指出候、併右等之儀ニ而ハ、別段御役人方ハ不被指遣候間、向後此儀ニ不限惣而此類之儀ニ付、臨機之取計ハ格別難指定儀ニ付、其節相伺候様可被致候、

松平大膳大夫様御使者木梨彦右衛門、去ル七日広島表より参着、役方之者江応対、別紙書付御頼願之趣、厚申聞候間、不取敢別紙之通及返答置候付、此段御届申上置候様、安芸守申付越候、此段御届申上候、以上、

八月十五日

松平安芸守  
家来  
菅野 肇

此度脱走之家来共多人数京都罷登所々屯集、歎訴之趣相聞候間、為鎮靜国司信濃指登候処、折柄福原越後出着懸右之次第承り、暫伏見相滞、尚又別用向有之、益田右衛門介事も罷登候付、申合鎮撫方可仕之処、豈計脱走之者

共ニ被誘、拙者父子趣意取違、終ニ同心、私ニ書付相認  
朝廷江指出、加之鞞轂下とも不憚及争戦候、如何共恐怖  
之仕合、不堪畏縮之余り、彼等不心得故ニ而、父子不得  
心廉と乍申、斯る大不敬之至り、苦慮此事ニ御座候、右  
三人之者とも国許立帰候は、速ニ其罪屹度申付、父子之  
罪迄奉謝候覚悟ニ御座候へは、其内可致御取組、偏ニ致  
御依頼候、此上御存付も御座候は、無御腹藏御懇諭被成  
下度所希候、以上、

松平大膳大夫

直書

此度脱走之御家来、京師江罷登候付而ハ、為鎮静国司信  
濃御指登、福原越後・益田右衛門介も罷登候折柄ニ付、  
申合鎮静方可仕之処、御趣意取違、鞞轂之下ども不憚及  
争戦候始末驚入候、万民拳而奉恐入候程之事件、貴様御  
父子御恐惶御苦意之旨は別而之御儀と察入候、依而ハ三  
人之者とも其罪御申付、御陳謝可被成との御儀、彼是御

配意御尤ニ存候、既ニ尊藩之儀ニ付而は、被仰出候趣も  
有之、屹度御誠実相頭候程之御処置無之候而ハ、御逆鱗  
御勘弁ニハ被為致間しく、武門之間諸藩とてハ此度之儀  
ニ付而ハ不得止之次第ニ至り可申欤と心痛之事ニ候、御  
依頼の儀ハ深々拙者等之力ニ及候事ニハ無之候得ども、  
御申越之趣ハ申出置候心得ニ御座候、其他心得も無之、  
任御懇諭無伏藏、此段及御受候、以上、

松平安芸守

答書

文書原寸 縦一四・五種 横二三七・五種

二三 下之関戦争ニ付彼我和議談判 二通

一一三五〇一

第九月十日正午十二字我八月十日会談

アドミラルル〇印

一一昨日入来ありし同シ人は何故不参哉、

家老〇印

一彼の人ハ不快ニ候、同人ハ家老筆頭ニ候得共、不快にて今日は不參候、

〇一昨日御約条之書翰御持越有之候哉、

此時各国宛之書翰を出たせり

〇一談判のため被參候人不快ニあるハ実不都合ニ有之候事件相決不申内ハ、以来同し人被參候儀希望ニ候、

〇一同人ハ実病ニ候、既に三夜不眠にて、甚た勞れ不快ニ有之候、

〇一此方ニおゐてハ、君公同様和平を懇望致し候儀ニ而無拋戰候儀ニ有之候、和睦を致し候迎、あなから戦争を止め候迄ニは無之、懇切を結んで往復を為んかためなり、

〇一主人ニおゐても、実ニ同様之儀にて、戦を止め候而已ニハ無之、親睦をなすの望ニ候、

〇一右は君公之御存寄ニ有之段承り大慶ニ候、双方親睦の重なる儀は、長州之君公直々面会致し候儀、拙者希望ニ候、双方高官の者ニ候得は、下ノ関にて出会可然

候、

〇一此儀は主人江申聞候上ならでハ相決しかたく候、

〇一暫ハ事件家老衆と談判および、追々君公面会致し候儀を相望候、若面会出来候ハ、其許と差向き決定致兼候廉々ハ、御同人と談判すべし、尤和睦之儀は其許と取極め可申候、

〇一今日は十日ニ有之候間、只今より飛脚差立候ハ、十四日十二字ニハ下関江主人參着候様可相成候、

〇一右ニ付、時日之失費なきよふ相考候、君公之返答可參候ニ付、今其許江事件御談し可申候、

〇一峽海を開き候儀は如何、其許勘考被致候哉、

〇一何も障有之間敷候、

〇一茲に碇泊して、石炭・食物・水等を要用とする船舶懇切に取扱はれ、其用も充られ度候、

〇一其ハ当然之儀ニ候、当所ハ潮時悪しき所なれハ、若要用と見る時ハ、上陸之儀も承知致し候、去ながら当節國民等二三日之間品物差送候儀ハ出来かたく候、

- 二期ニ至り品物被差送候様相望候、左候ハ、何れの人ニ而も品物持越次第、代価相払ひ可申候、
- 日々々々ツ、相整候分相送可申、去ながら牛肉等は差送かたく候、
- 我國ミニストル、大君とは迄日本之条約を結候件々尚亦屹と取極め候迄は、此海峡江も砲台等造営無之儀を相望候、
- 此儀承知致し候、
- 我方船舶ニ向ひ、下ノ関町より砲発ニ被及候得共、我方より下ノ関を不焼払候ニ付而は、今君公江償金を相望む道理ニ候、戦争之法則なれハ、此儀君公と御直ニ取極め可申候、
- 君公江面会之節ハ、諸事明説致し、尚諸事御咄し可申、是則後來之煩勞を防ぐためニ有之候、
- 二諾、
- 和蘭水夫等之儀は 但 此ケ条ハ和蘭軍艦水夫、バツテラヤリ混流のため下ノ関に漂流せしに、長人はを殺害せし事件なるべし
- 端舟之外諸物持越候得共、未だ船ハ見出不申候、尚何方江其人居候や、不相知候得共、明朝は可申入候、
- 一人ハ死去致し候や、御承知無之や、
- 不存候、
- 一品物相求候ため、下ノ関江上陸可致候ニ付、品物売渡候様被命度、尤諸人恐怖致し候儀不相好、可成ハ諸物之市場を被設、其所にて我方之要用とする諸品を相求度候、
- 上陸あらハ、浪士に氣を付られ度、浪士襲来候而は取締行届兼申候、且亦小倉人之説等を信用無之様致し度候、
- 和平之儀四人にて申出、其後四人共ニ切腹致候、
- 取締被致度存念ニ有之候ハ、不行届儀ハ有之間敷存候、唯日中而已上陸致し候間、若不時之変あらハ市街を焼亡可致候、
- 此方ニおゐてハ、預め敵命を伝へ用心可致候、
- 当所ニハ奉行被居候や、

□ 一 居申候、

○ 一 然る上ハ、同人江命令を被伝なば、上陸する者共ニ至リ、不時之變差起申間敷候、

□ 一 和儀談判中ハ重大之儀ニ有之候得は、些少之物議差起候而も、氣之毒ニ有之候、

○ 一 承知罷在候、

□ 一 上陸被致候儀差止候訳ニは無之段、了解被致度、去なから、唯變事無之様相望候儀ニ有之候、

○ 一 宜敷候、其許方ニおめて取締行届兼候様見受候ハ、上陸之上、此方ニて事変相当之所置可致候、

□ 一 屹度取締出来候、

○ 一 市街ニは罷越候得共、市外江ハ散歩不致候、

□ 一 余人之説を信用無之様希ひ候、

○ 一 余人より相学ひ申間敷、今取極るべき事件を貴國にて如何所置被致候や、一見致候上、此方ニ而自ら所置を付可申候、尤我方にて望む処之諸件は、今其許江申述置候、

○ 一 政事ニ拘る諸事ハ、横浜ニある我國ミニストル、日

本政府に談判可致、夫故唯貴國と和平を約候而已にて政務之事件と混雜不致様希望ニ候、

□ 一 分解致し候、

○ 一 諸事取極め候為、細々申述置候件々は、則君公と御直々決談致度候間、十四日十二字迄相待可申候、

□ 一 唯長門と今和議而已を被結候や、

○ 一 左様ニ候、只貴國と和平致し候而已ニは無之、尚君公と懇友ニいたし度希候、

□ 一 談判之席を設け可申候、

○ 一 事件君公江御直ニ明説いたし、取極め可申、我方ニ而は戦争等相望不申候、

○ 一 京都にて差起り候時變、明説可被致段、過日被申聞候、只今其許被相咄候儀出来候や、

□ 一 各国船と炮発可致命を奉じ候処、其後朝命幕令を違背するの姿に相成、忿怒ニ絶兼、京師ニ赴き、尋問致し候処、何の返答も無之、依之亦浪士共武器を携へ京

師ニ赴けり、是則戦争となるべきを預め承知せしによ

つて、終ニ兵仗を交るに及べり、ミカドを奪去候ため

赴きしにあらず、只ミカド江明説を望むたためにして、

戦を好みしにあらず、

○一多謝候、外ニ今被申述候儀は無之や、

□一何も外ニ無之候、

モーリ イヅモ

ヤマダ ユーエモン

ハタノ キンコ

ハタナヘ クラタ

イトヤ ケンゾー

ハラダ ジンジ

子十月十四日 訳堀 壮十郎

冊子原寸 縦二四・五種 横一七種 一〇枚

一一三五ノ二

千八百六十四年九月十六日 我八月十六日

水師提督クーパー及ひジャウリー

和蘭コモドール・日本人七人の会議

アドミラル〇印

一新家老入来之由、姓名承知致度候、

穴戸備前〇印

一姓名は君公家老筆頭職にて穴戸備前と申由、通弁人を

以て云へり、

○一併、君公の家老筆頭とて被参候人之内、第三度目ニ

有之候、

□一最初参りし者ハ穴戸備前之養子にて、同人名代とし

て参候、

○一其許全権ある職ニ可有之段ハ、如何して承知可致や

□一拙者共全権なる由を証するハ、過日来りしもの持参

せし書翰にて明白なり、家老ハ皆其権あり、尤折々其

人数之内、代り候ものも有之候、

○一 大膳ハ最早幾日程被慎居候哉、

□一 当月八日より、

此時家老書翰を出せり

- 今幾日程、大膳・長門之兩人ハ被慎哉、
- 頓と相分り不申候、
- 君公江直々面会致し度、所以ハ極重なる事ニ而、種々之事件を談決致し度故ニ候、
- 甚た氣之毒ニ候得共、右ニ付而は致方無之候、
- 実ハ二日程相掛り可申処、四日之日延致し置、君公被慎居候儀ハ、此以前面会之節、拙者共江被申聞相当之事ニ候、
- 我等則昨夜深更に参着致し候、右は先日主人江余程申入候得共、ミカドの命に背き外出ハ不相好と之事ニ候、
- 一方より談判致し候儀は、戦争和平及外件々取究候書面ニ、君公二日中ニ名判を居へ不被差送候ハ、以前之通り、下ノ関を焼亡し、和陸の旗章を揚ざる時と心得、戦争を開き可申候、
- 主人ニおゐてハ至極和平を被相望候、
- 盟約之儀ハ、
- 第一向後海峡を通航する外国船舶ハ懇切ニ取扱被致候儀を君公承諾あり度候、
- 第二新規ニ砲台造営之儀ハ勿論、古砲台江大砲を据付且修復等相加候儀ハ不相成事を君公承諾あり度候、
- 各国と和陸を取結び候後、自国之戦争ニ及び候儀も有之候ハ、防く事をあたはず候、
- 何故是等之砲台ハ造営ありしや、
- 外国人と戦んかため、我等是を居置けり、
- 先ツ第二之儀を取極め可申候、
- 各国の軍勢江砲撃ありし後、下ノ関市街を焼ざる償金并戦争之入費を被償候儀、君公承諾ありたし、右兩条之員數ハ江戸表ニ於てミニストルより談決可致候、
- 右員數ハ何日比被取極候や、
- 可相成急速ニいたし度、自然二ケ月中ニハ、ミニストル、大君と談判可致候、
- 主人ハ只三十六万石を領す、家来共ハ其余分をとる

なり、

○一 君公ニは、我等と戦争を為さんかため余多之貨幣を被費候半、君公之領地何分難計、定て戦争を起す以前入費等之勘定ハありし事と存候、如何して此入費払はれ候や、

□一 我等か所持する処之貨幣より余分を与ふる儀最難し去なから和平を相望候、

○一 此事件ニ付而は、尚談判すべし、

○一 此一件ハ先延置なり、併其許ニおゐても可然取扱相望候、

○一 君公自分不被参ハ不信ニ候、亦貨幣ハ政府等より借用あるべし、其員數之多少ニより、向後長州外国人を懇切ニする事ニは拘はらざる事也、

□一 日本語にて第三の儀を取極可申候、

○一 此廉々ハ、差向戦争を止め候迄之盟約にして、他之事件ニは不相拘事ニ候、兩日中君公右約条書へ名判し当所江可被送候、此始末は其許承知ニ候哉、

□一 致承知候、

○一 君公之書翰中に、我等と友睦たらん事を記せり、外国民之ため開港被致度儀も被相好候や、

□一 ミカド并タイクンの間に未だ相決居らざる開港之儀を相望むなり、ミカド及タイクンより開港之儀免許あらハ大慶ニ候、

○一 未だ御申述之儀有之や、

□一 家来式拾万人、戦兵拾六万人ハ只々和平を乞ひ候、是則戦ハ死る外他事なき故也、

○一 戦争ハ千金を費すものなり、若ミカド及タイクンの命にて戦争をいたされなは、其費用・償金ハ彼方より可被差出、此方ニ而も若干の貨幣を費し候、

子十月十四日 訳堀 壮十郎

冊子原寸 縦二四・五種 横一七種 七枚

二六 長崎汾陽次郎右衛門ヨリ二丸側役衆へ

下之関戦争報告

(包紙ウツ書)

一二丸

御側役衆

長崎在勤

汾陽次郎右衛門

ノ

ノ

今十二日朝四ツ時、下之関より軍艦壹艘廻着之段承候付、堀壯十郎ガラハ方江差遣候処、同人直様軍艦江差

越罷帰候而、壯十郎江申聞候趣左之通御座候、

一 仏良西軍艦壹艘、昨十一日下之関出帆今日入津、

一 戦争は七日迄ニ而相止候、尤下之関辺迄無残焼払候、

一 長州より和談申入候趣は、以来諸事英人之申旨ニ任セ

可申候間、戦争は止呉候様、

一 右通故、英艦拾艘位下之関江相残り、其外仏良西三艘

・阿蘭陀三艘は直ニ摂海江乘廻り候賦、

一 異船江死亡人・怪我人都合拾七人、其内惣督乗船之船

将茂足ニ浅手を負候由、長州方之儀は委細不存由、

一 陸兵五百人上陸為致候得共、戦争ニは不及、長州勢凡

式三千位山陰ニ屯居候体ニ見請候、

一 長州方台場居付之大砲都而異船江掠取候、不用之箇は

打潰、又は火門ニ釘打込ミ、或は海中江投没いたし候、

一 此節長州江参り候拾八艘は、軍艦拾六艘外式艘は石炭

・兵粮積込之船ニ御座候由、

一 今日入津之軍艦は、今夕刻上海江出帆之筈、定而戦勝

之注進ニ可有之、

右之通、カラハ申聞候由ニ御座候、下之関戦争之次第

は、小倉より御届為相成筈御座候得共、異船之情実は

巨細相分兼候儀茂可有御座哉と奉存候付、此段御届申

上候、以上、

子八月十二日

長崎在勤

汾陽次郎右衛門

二丸

御側役衆

文書原寸

縦 一四・五糎

包紙原寸

縦 二九糎

横 二六・五糎

横 二〇・七糎

二三 軍役奉行及軍賦役ヨリ藩庁へ

長州征伐ノ件

今般従

朝廷幕府長州

御征討之儀被

仰出、期日等御決議次第、早速御人数被差出儀茂可有之

候、然ニ当分夷船彼之地江侵入、戦争半之事ニ付

御命令とは乍申、何様相心得可然哉、吟味仕可申上旨、

御沙汰之趣奉畏候、

長賊

御征伐之儀ニ付而は、最早反逆之色を顯、殊ニ奉伺

神器候儀共、天地之間ニ不被容置醜賊之事御座候付、不

移時日

御征討可有之儀、当然之事ニ而、夷人侵入を夫成被召置

候次第、於日本分外之御恥辱と奉存候間、此節

御征伐ニ付而は、夷人共江相論、退帆為致候上、

御追伐無御座候而は、却而夷江御援兵之場ニ茂相当、於

名義不正事御座候付、右之趣意を以一ト先

朝幕江御伺之上、被決方可然儀と奉存候、

右之通吟味仕候付、此段申上候、以上、

八月十四日

御軍賦役

文書原寸 縦一四・三種 横一二九種

三 園田彦左衛門小倉ヨリノ報告

長兵京師敗戦後ノ情况

（端裏朱書）  
一 甲子八月十四日

小倉より  
園田

先達而長州より益田・福原等多人数引列、又は長門守

様御出京旁之次第、精々探索仕候処、益田其外久坂元隨

・木島又兵衛・牧出水其外両三人専頭取ニ而表向は攘

夷之名をかり、実は

主上を山口江可奉移との内存より事起り、追々浪士を

集、城を山口江築、海岸又は小郡宮市江陸台場を築造

いたし、或は三条其外公卿方を語ひ、去年八月内存之

次第相頭、京師不都合罷成候処より、此御方様并会津

・肥後を第一意恨ニ、色々無形儀共悪様ニ申触、近比

ニは会津米積船を焼、然ニ先々月五日於京師会津より

長藩を召捕又は討取、右注進追々山口江相達、益田・福原等之者共出会之上、此機会ニ兵器を携、多人数出京いたし歎願等申出候へ、決而勢ヒニ恐れ、無御因循勅許可罷成、尤筑前・因州・岡山江茂前広説得いたし、此節体戦争相及候儀は決而有之間敷との評議も有之、然共吉川其外譜代之内ニは、多人数出京之儀は宜無之強而相拒候者も為有之由御座候得共、三条其外暴論之輩聞入無之、押而追々三千人程、伏見・八幡・山崎江出張、京師之模様相伺、いつれ長門守様早々御上京無之候而は、内存通参かね候処より右之趣ヲ以、益田等より度々山口江申越、御出京ニ相決候処、其段吉川承り、則山口江さし越頻ニ相留、長門守様ニは御承服相成候へ共、例之暴論之者共不合点ニ而、強而御上京申上候処より、吉川ニも無致方隨之、先月十四日山口御出立等之次第は、先達而申上候通相替儀無之、然処御中途変事到来も難計、遠見船兩艘被差出、御供船跡先と乘行、同廿二日讃州多渡津御出帆、与島と申所ニ而

京都戦争長藩敗走之注進相達、一統恐怖いたし、格別評議迎而も無之、直ニ御引返シ、尤此御方様蒸氣船より追討可相成哉之取沙汰ニ而、いつれも大ニ相恐れ余程混雜、同廿三日夜防州室津江御供船迄も追々着いたし、右追討之評判、遠見船被差出候へ共、無其儀押返し御上京之評議も有之候へ共、区々ニ而、先一往御引取、其上何分共御評議可然相決、夫より同廿七日三日尻御着、三条様ニ茂同断、御同人御旅館江大膳大夫様(毛利藩親)御出迎、廿八日山口江御帰城、尤御同人様初至極御残念之由ニ而、御落涙、御供方之面々申聞無之、只管恐入候為体ニ相見得候由、左候而、益田等之人数凡三千人位罷登居候処、千人位追々逃下り、其余は慥成儀分かね候へ共、如何様戦死又は被召捕候儀共ニ而は有之間敷哉、福原ニは鉄砲疵を負候得共存命ニ而罷下、益田・国司ニは行衛不相知哉ニ取沙汰いたし、尤福原一手之人数之内用人加藤藤五と申者、筑前黒崎船より逃下り、於船中乗合之者江相咄候は、此節之戦争勝利相

遣無之候処、主将手配不行届、其上山崎之隊長出勢不致、夫故惣敗軍となり、可勝軍ニ負を取、遺恨千万、山口着之上は形行可申出との由、咄いたし候を船頭黒崎之広介居候由、左候へハ其場之次第不致一和向ニも相聞得、尤兵庫津辺より逃下候者共、態と無刀ニ而、人足体ニ相紛候者過半有之、尤右之内江も手負之者共段々有之候由、其後之次第探索仕度、呉々奉存候へ共、異船襲来後、下之関通船互ニ屹と差留、夫故聞合之道も相絶候様罷成、残念之至御座候、然共夷船退帆仕候ハ、手弦を求承合候廉茂可有御座奉存候、

一筑藩五・六拾人、此内より山口江入込、長門守様御上京之節御供船之内江乗組居候処、前文通御引返ニ付、三田尻より黒崎江着船、至極秘事ニいたし候由、且同所之早船十三艘、御出京前長州より御借受相成、又は於兵庫辺も、外ニ黒崎船五艘借受逃下候者も有之、其外以前より互ニ御使者往来、先達而も申上候通、攘夷別当御願慮ニ付而も、建白之趣も有之、長州同服之形

ニ相聞得申候処、此節京師変後は、右通人数さし出置候儀は勿論、何遍穩蜜(密)ニいたし、攘夷一条ニ付而は、援兵可差出、一往約条いたし置候迄之事ニ而、外ニ全子細無之由為申触候由、然処、去ル十日筑藩喜多岡勇平と申者、小倉様江(小笠原忠幹)為御使者差越、当所役筋より面会いたし候処、筑州之儀、長防同腹之由世評有之、美濃(稲葉正邦)守様ニも其段御聞ニ相成、至極御心配ニ而、御取調相成候処、暴論之者茂少々は罷在、則御取扱可相成事候へ共、涯々右通ニ而は混雜成立候模様ニ而、其内は屹と締茂付置候ニ付、此上は何茂子細無之、小倉様之儀全体御談合も有之、其上御隣国ニ而何故御互ニ無隔失(確執)以前通御付合いたし度、尤長州夷船渡来ニ付、援兵差出候賦ニ而、黒崎迄差出候処、彼方追討之儀被仰渡候付、援兵之儀は差扣、追討手当ニ振替、同所江扣居候、就而は長州申合、小倉を挾打之取沙汰も有之、夫故只管其御用意も有之由承、人数国境江出張居候儀疑等も有之候ハ、引取候共差図次第可取計、勿論此内当所台

場御借受一条は勿論、彼是談判之趣、一々聞捨いたし長州同服ニ而は曾而無之筋ニ心得呉候様為申由、且肥後江茂先達而筑州より御使者参り、長州同服ニ而は無之、小倉同様之趣演舌(説)いたし候由、是以慥ニ承届、為身晴之諸所江御使者相立候向ニ相聞得、而藩共物笑いたし候位ニ而、差而打合等も無之由、

一小笠原様之儀、昨年来長州とは至而中惡折柄、此節於京師彼方敗走之御聞得有之、夫ニ勢ひ相付、然共彼方より不意ニ押寄候儀も難計との評議ニ而、大里・田之浦又は筑前之儀、長州同服ニ而申合、挟打等之疑念有之、国境江劔ニ人数差出、至極嚴重御手当、諸所新規番所相立、士分之者共鉄砲・切火繩ニ而夜廻いたし、此内とは大キ士氣も振立、大里其外要所江大砲三四挺ツ、諸所江居付、下之関通船を屹と差留、既ニ手当向事到來欵と相考候趣御座候、尤士分・足輕等帶刀之者、都而式千七八百人位之由、何分御小藩ニ而御手当向届かね候処より、唐津より上下三百人先日為援兵さし越、

細川様之儀は御談合有之、此内より御援兵之御願立相成、上下式千二三百人近日御差出相成賦之由、左候而(細川慶美)良之介様来ル十八日比御上京之由、取沙汰承申候、右之通承得申候間、此段御届申上候、以上、

八月十四日  
小倉滞在  
園田彦左衛門

文書原寸 縦一三・五種 横四八五・五種

〇二元 一橋慶喜ヨリ禁門事変ニ付一橋慶寿夫人  
へノ書信

二〇 下之関ニ於テ長州ト英仏米蘭トノ和約成  
立報告

(端裏朱書)  
一甲子八月十五日 名不知

仏船ニ而教道師江面会相尋候趣意ハ、昨十四日下之関ニ而、長州侯江応接有之候哉と相尋候処、長州侯は帝より咎メニ而、萩城江慎罷在候付、面会不被致、依之

第一番之家老其外左之人数、長州侯之手紙持參、英国本船江罷越、船之提督并船將と応接有之候、

宍戸 備前

毛利 出雲

宍戸 刑馬

伊原 主計

目付

榑崎弥八郎

右応接ニ而、愈和真相調申候、右付各国より定約之ケ条をトいたし不及異儀承知ニ相成、依之公之義計定約いたし、無理成義は決而定約は不致候、右ケ条書は

公義并江戸在留之ミニストル江不届前ニ協方江相咄候而は

公義并ミニストル江不相済候付、定約之ケ条々々々は不相咄様、唯和真相調ひ候丈相咄候様、提督より被申聞候、

右和真相調候付、長州藩様より判付之約定書、明日暮時迄ニ持参いたし候約定ニ有之候間相答候、右定約書物取

替し相済候上は、直ニ不残出帆いたし候哉と相尋候処、

多分出帆、横浜江罷越候積有之候と相答候付、式三艘相

残候義は無之哉と相尋候処、其義ハ未タ不相分旨相答候、

右談判之内々、昨年来之所置は於長州も西洋を悪ミ候而

之義ニ無之、依之此度和真相繕ひ候と申咄も有之候、

八月十五日

文書原寸 縦一六糎 横八五・五糎

二二 山階宮晃親王より島津中将公へ

禁門の戦

〔包紙ウツ書〕  
一島津大隅守殿

晃

〔封紙ウツ書〕  
一島津中将殿

机右

晃

机右

猶々、此時節随分く御用心く存候、藤井良雪〔節〕

井上大和、殊ニ懇切ニ致し呉候間、御序ニ宜々御一

声希入候也、不備、

秋暑甚候、益御安福哉、猶々承度候、小子無異御放念可給候、抑先日ハ備後殿始而御入来、得拜肩忝存候、凶書殿御帰国前御入来御入念、是又忝存候、右両所より毎々御懇志ニ賜り物千万々忝存候、貴方よりも不相替毎々御尋問被下、殊ニ忝存候、此方よりハ一向御不沙汰不本意、内外御推察、御免可給候、誠ニ々々先日ハ不存寄玉壁近砲声至、扱々驚入恐入候、其上西洋人一条等惣而先般拜肩の節、御明察通りニ而、御見込の程、甚感心候、其上、小松(番刀)・大島(西郷隆盛)以下忠仕、扱々無比類存候、全々宜秋門の一戦、実々危候処、薩兵の横打候而彼退散、恐悦此事ニ候、軍兵等江猶更々忠仕候様、乍内々御保美(愛)の御沙汰希入事、先日以来早々御尋問申入度、乍存何故々々多忙不本意之御不沙汰御免被下候、先ハ万々御断かた々々呈一書候也、恐謹言、

八月十九日

文書原寸(折紙) 縦一八・五横 包紙原寸 縦三二・五横

横 五二横

横四四・五横

〇二三 京都ニ於テ中川宮及薩州ニ対スル三条河原ノ榜示

二 有馬中務大輔より島津大隅守殿へ

長州征伐の件

〔包紙ウツ書〕  
島津大隅守様

有馬中務大輔

〔朱〕

〔封紙ウツ書〕  
大隅守様

中務大輔

〔朱〕

一 翰拜啓、残暑去兼候所益御清安奉敬賀候、然は一別已来如何被為、渡候哉、京地ニ而は格別之御懇情ヲ蒙り感戴ニ不堪、其後御様子も不相伺、不本意之事共ニ御座候、扱本月十九日之逆乱、言語ニ絶し兇暴(前カ)之之至、実ニ大奇禍

禁闕ニ迫り候所、畢竟御家来杯丹誠之勇戦ニ而、逆徒一時ニ消滅、

輦轂之下清明ニ及候段、兼而之御忠武相顯、感嘆之至奉

存候、

修理君(島津茂久)ニも長防討手被蒙 仰候旨、野夫も御同様、討手

之 命ヲ辱し、本意之至御座候、乍不及汗馬之微忠相驗

度、就而は軍議ヲ初メ、万端猶更無腹臆御打合セ申度、

無御遠慮御教示も被成下度、追々人数出張之上ハ、家来

共より御家来江御談合ニ及候筋も可有之、右等之事も可

然御含置被下候様御願申候、当節ニ在テハ、猶更列藩戮

力ニ無ク而ハ難叶、申迄も無御座候得共、格別之御固、

何も驥尾ニ随而尽力仕度、乍失敬

皇国之御為、一際之御忠誠所折ニ御座候、当節御尋問旁

側向之者差進候間、猶使者より可申述候、早々頓首、

八月廿三

中書拜

隅州賢君

二白、時下折角御自愛專一ニ奉存候、乍末筆

修理様御初、皆々様江も宜敷御鶴声奉希候、養母よ

りも宜敷申上度申出候、何ニも無別条御安慮可被下

候、不備、

文書原寸 縦一七・五種 包紙原寸 縦三二種

横二八・五種

横四四種

二四 松木弘安ヨリノ来書

幕府ヨリ欧洲ヘノ使節一件

昨年冬、幕府より三十余人仏国江使節被遣候根元は、森

山多吉郎・岡崎藤左衛門先年欧羅巴江使節ニ参り、彼地

之事情も少は心得候兩人、近来の攘夷説ニ乘し鎖国成功

ハ屹と有之候付、使節可被差出と川越公・井上公へくり

返り妖蠱したり、右岡崎ハ出身を志し、森山は天誅を恐

たるよりの企也、西洋人ブレッキマンと申者も貪利仲間

にて、此度使節御送りなれハ、鎖港致成就に無相違と申

して、右洋人ハ使節ニ従ヒ行申候、使節の頭池田筑後守

國奉行(松平直克)ハ本来西洋の事を少もしらん人ニ而、鎖国を唱居候、其

次河津ハ私利の為也、御目付河田貫之助(黒目付)相模守トは岡崎

カ親友也しに、此者の鎖国弁に歎かれて、使節に行事ト

は成ぬ、貫之助ハ若き人也しに外国行被命候節、泣恐た

り、扱右池筑上海江着候に、も早外国人の心を知り、鎖  
国説半消散し、彼地に至ては全なくなり、少も不言して、  
反て帰朝の後、我 朝廷の鎖港を諫奉り、長州を伐んと  
約束し、切害償金十八万円を出さんと証書を出し帰たり、  
仏政府ニ而他の諸国江是非御出可被成と申たれ共、使節  
の意には何も可申事なけれハ、無用ニ行んより直に可帰  
迎帰国せり、幕府ニ而使節之趣、未上陸せん内に聞えて  
是は大変也、先暫時上陸を可止迎、横浜迄使者度々ニ及  
ひ、先暫時上陸可見合と被仰しに、中々不聞、押て上陸  
し、浪人の妨る者あらハ打ん迎、家来もヒストンを持ち  
構へ、江戸へ入られ候、登城被差留、帰家其仮閉門、千  
貳百石半分六百石御取上げ、使節一統此罰に準ず、故ニ  
幕府ニ而は 京師の申訳なく、再び使節を立んと星野金  
之<sub>目也</sub>以下使節被申付候、可笑の甚也、

子八月廿八日

松木より来書之由也、

文書原寸 縦一六・二種 横七七種

二五 日本貿易新聞（神奈川版）

五冊

下ノ関戦争其他

一一四五ノ一

（表紙）

肥後七左衛門差出

日本貿易新聞

第七十三号

西洋一千八百六十四年九月廿八日

我元治元年甲子八月廿八日

九月十日 訳成

日本貿易新聞 第七十三号

西曆一千八百六十四年九月廿八日

我元治元年甲子八月廿八日

神奈川開版

大君政府所置の情偽に就て、疑惑を為す可き事あり、仮  
令へバ、今度下ノ関へ向け軍艦の当港を発する前に、  
大君より提督へ告げられたる事の如き是なり、其辭に、  
元来中国海の儀は、万国の通航勝手次第たるべきに、  
若し暴戻なる諸侯ありて、猥りに其船を砲撃する等の事

是あるに於てへ、直ちに其船より十分打返して、以後其処に台場を築く事能はざる様に自から復讐をなす可しと云へり、然るに長門太守の趣意は、此意と大に齟齬せり、(毛利慶親)船隊下ノ関海峡へ乗入りたる時、諸台場には山の如く大砲を備へ兵士夥しく集屯し、進ミ寄らば打払はんと待ち構へたりしに、我か提督ハ此有様を見るや否や、台場の前面江十分船を乗り寄せ、一斉に発砲せしめたり、是より激烈の攻戦始り、僅一時間<sup>我半時</sup>にして全く諸台場を打すくめたり、此勝戦によりて、長門の太守は降参の白旗を揚げ、貌利太尼亞提督江誤状を差越すに至れり、其文曰、外国船を砲撃せしは、全く我存意より好て仕成したる業にあらず、只大君よりの令を奉じて斯く為せる而已、即今我是を悔悟嗟嘆する事、実に切なり、冀くは憫恕を垂玉はん事をと、且云く、日本の法則にて御門の許容あらざる内ハ、太守たるもの提督江礼節を設け対面する事を得ず、若し以後対面の好期を得るに至らば、其節大君より太守江送られたる下関海峡を通航する諸船

を砲撃せよとの令状を提督の面前へ捧け示すべし、松平大膳大夫の言ふ所に拠れば、彼は進ミ抽でて能其働を為せりと言ふ可し、猶其事実を睨と突留たるに、大君政府の外国ミニストルを欺たる事共を敵敷責問に及ぶべき也、茲に至て、一の六ヶ敷箇条、將に起らんとせり、我全権の威勢を張らしめ、十分に貿易の道を開き、江戸は勿論、其他の市街又ハ首府、或は政府より鎮台を置ける所へ、相応の外国ミニストル館を建設せられん事を取計はん為に、軍艦帰港せし上へ、次て江戸へ進まん事、我輩の深く望む処なり、

大君へ薩州より建白せる書面の翻訳

出格なるミニストルは、大君の城下へ公務によりて自由に入し、且日本帝国の人民と実に懇親なる交を為し、何処へも勝手次第に旅行す可き免許を得て、共に貿易繁盛の幸を受けん事、我等永く企て希ふ処なり、

長州は日本国と外国との事件、方今の形勢に相成候を彼

一己の利と相歎ひ、攘夷は最緊要なる趣を以て

天子へ押て奏聞を遂げ、却て 大君の御所置を悪様に誣ひ申て讒奏し奉り、去年八月以来、引続き大事を為し（外国船を砲撃せし事なるへし）、遂に種々の騒乱を引起せし事訳者云、是は八月十八日七卿、脱走の事なるへし

我皇国は天威を尊奉する国なるに、今に方りて唯彼れ而已之に畏服せず、加之ならず重役の者共をして夥多の兵士を率ひ、軍装にして京都に櫛入（乱入）せしめ、傍若無人の所為を以て、天子へ対し自佞の願を要請し奉ると雖も、

却て 朝廷に於ては堪忍被為在、只管慰諭の御意被為成候処、終に己か隠謀を陽はして、禁裏へ対し鬪争に及へる条、真に我邦古今未曾有の朝敵なり、是事は全く正理に反裏せし惡逆無道の罪なれば、速に天下の人民へ布告せらる可き事、

彼は国民の為をも顧みず、又何の見留もあらざるに、独り攘夷を主張し、大君の威令を蔑にして、恣に外国船を砲撃し、数度見るに堪べからざる恥辱の敗北を取り、

剩へ若し軍艦數艘渡来せば、直に其兵威に怯怖して、密に金銀を送りて、和睦を願はんとせり、是実に我皇国へ対し、最大なる恥辱を残たりと云フへきなり、是即ち彼の密謀にして、其他又京師に於て許多の逆謀を為せり、如此き惡逆を謀る者共を速に蔽刑に所せずんば、自今又外国人の庇力を得るに至りて、如何なる大事と雖も企て為さざるへけん哉、彼の罪条如此く夥大なる上は、速に其一家を滅却し、外国人へ彼の為せる罪過を謝し給ふ可し、

四国・九州・中国の大名、其命令を奉し行ふ期にいたらば、帝の詔書を得、且つ一橋を大将に任し給はん義、尤然る可し、

自ら其罪科を悔ひて降参を願ふ人々の如きは理に叶へりとす、故にケ様の輩に至りては、其本領に復する事を許し給ふ可し、

以上、

七月

大君より布告せらるゝ触書之由、翻訳

松平大膳大夫家来、猥りに干戈を以て 天子を劫し奉り、大虐の罪を犯せしに抛り、速に 大君御征伐可被為成候、依之万石以上の諸大名へ討手被仰付、大将として尾張前(福川慶勝)大納言、副将として松平越前守へ被為命候間、用意可有之候、

総御旗本衆に於ては、各其支配へ属し、君の為に一命を抛ち候様、兼て覚悟可有之候、此君命を心中に勇ましく存可し、

右の命令は、軍務に關せる者而已にあらず、猶其事に關せざる者迄も速に触知ら令む可し、

上に記せる書付に、長州討手の大名廿一家の目録を添たり、此輩は九州・四国及び中国(長門の周囲に

ある国々)の大名なる由知られたり、

- (島津茂久) 松平修理大夫 薩摩 立花飛驒守 筑後
- (久松勝成) 松平隠岐守 伊予 有馬中務大輔 筑後
- (福田慶徳) 松平内蔵頭 肥前(蒲井カ) 伊達遠江守 伊予

- 龜井(益監) 隠岐守 石見 松平右近将監 石見
- (鍋島茂実) 松平肥前守 肥前 松平出羽守 出雲
- (黒田齊博) 松平美濃守 筑前 松平相模守 因幡
- (正外) 阿部主計頭 備後 小笠原大膳大夫豊前
- (藤須賀齊裕) 松平阿波守 阿波 松平三河守 美作
- (昌服) 奥平大膳大夫 豊前 脇坂淡路守 播磨
- (勝勝) 板倉周防守 備中 松平安芸守 安芸
- (慶順) 細川越中守 肥後

以上、

廻状

神奈川貌利太尼亜コンシユル役所

横浜に於ける貌利太尼亜人惣体へ

下に名を記たる吾日本在留貌利太尼亜女王殿下の公使全

權なるミニストル、ロゼルホルト・アールコツク君より

今日急廻状差越されたるに付、一同承知の為め相廻し申

候、

一千八百六十四年九月廿四日

(我八月廿四日)

大貌利太尼亞 コンシユル

チャルレス・エ・ウキンチエストル

千八百六十四年九月廿四日 大貌利太尼亞の横浜全權

日本在留大貌利太尼亞のコンシユル江

我今汝の支配する貌利太尼亞人等に次件之趣を汝より触知すべき事を望む、

去る頃より長州太守の故障して、自由の通航を許さざりし中国海海峡を自今以後勝手次第商船等通行す可き事、

ロゼルホルト・アールコック

神奈川在留貌利太尼亞国のコンシユル

チ・エ・ウインチエストル殿江

チャルレス・エ・ウキンチエストル花押

渡辺一郎訳

冊子原寸 縦二五糎 横一六・五糎 九枚

一一四五ノ二

(表紙)

肥後七左衛門差出ス

日本貿易新聞

第七十四号

日本貿易新聞第七十四号

西曆一千八百六十四年第十月五日

我元治元年九月五日

神奈川開版

我等下ノ関海峡を開く一条に付、左の如き書付訳文の写を得たり 訳者按に、是れ八月十六日、に差出せる書付なり

第一款 以後下ノ関を通行する各国の船々を懇切に取扱ふ可し、且石炭・薪・水・食料等の物品を買入るゝ事を免許す可し、

此下ノ関の港ハ常に暴風・逆浪の多けれハ、若し此の如き天氣の折々、勝手次第に上陸するを差許す可し、  
第二款 下ノ関の市街ハ、最初外国船に向ひ砲発したる地なれば、其復讐の為メに焼払はれん事勿論なれとも、幸にして焼け残りたれば、今其欠金を差出す可し、其他

此度の戦争の費も亦償ふ可きなり、此両事件に於てハ、  
江戸に在る各国ミニストルの決断に任せて、聊も違背す  
る事なかる可し、

右の事件ハ、此度の戦争を止むる迄の約定にして、敢て  
日本政府と外国ミニストルと長州の事に付て、定議す可  
き事に聊も関係する事なきなり、

元治元年八月

松平大膳大夫 慶新(親之) 印

○

蒸氣船船号カディス、第八月十日我七月九日までの英吉利報  
告及び第七月三十日我六月廿七日までの紐育報告載せて、当月

二日当港に到着せり、

右の報告中、格別必要なる事件なし、只左の一二件を猶  
記す、

当今、アネメルカドイツ 噠国と日耳曼の和議調ひたれども、未だ互に親睦  
(デンマーク)  
なるを得ず、尚不平の意を含めり、就中、噠国人に於て

ハ不快の由なり、

亜墨利加戦争未だ連続して、方今ハ南党の兵勢大に増加  
して、北部領の所々へ攻め入り、何れも勝戦なる由、

本国の報告に引續きて、左の略説を茲に記載する事、左  
の如し、

日本中国海より船隊の到着にて聞き得たるに、彼の諸船  
の渡海中、洋面或ハ海岸近き所にて度々暴風雨に出逢ひ、  
大に困苦し、就中、和蘭船ハ頗る困難を受けたる由なり、  
過日到着せし船々の話にてハ、先頃十二日の間、暴風雨  
引續きて、諸船皆日本の近海にて難儀せし由なり、

当港に於て、瘡瘡流行するにより、我等これを予防する  
の策を設くる事要す、

海軍兵士、昨日コンケール船より上陸して、上手の上  
に在る陣屋に趣きたり、彼船隊多くハ近日江戸に向て出  
帆せんとする様子なり、

江戸よりの告知にハ、目今 大君長州を征伐せんが為メ  
に数多の兵器を用意し、これを大名及び其他の者に命じ

て京都に送る由なり、

長崎より近頃の報告にハ、下ノ関戦争以後ハ、当長崎港に於ても速に其貿易の仕法を改め、且其物品を充分に国内より輸出せしめて、盛んに貿易せん事を望めり、然れども此報告の頃までハ、沢山に物品を輸出する事未だこれ無き由なり、又長崎港の入口に在る諸台場に数多の砲を備へたりしが、各国軍船の長州に於て大勝を得たる事を聞き、直ちにこれを退けたる由なり、

石橋鎗次郎 訳

付 当時横浜在留各国軍船々号表

英国軍船

イウリヤリュス

今月朔日、中国海より帰帆

コンケーロル

同

ペロルース

前月より以来滞留

タルタル

今月朔日、中国海より帰帆

レオパルト

今月二日、中国海より帰帆

仏国軍船

アルギュス

今月朔日、中国海より帰帆

ペルシウス

前月帰帆後滞留

コルモラント

今月朔日、中国海より帰帆

オスプレイ

去月三十日、中国海より来着

ケストレル

前月より以来滞留

プンセル

今月朔日、中国海より帰帆

ハーホック

前月より以来滞留

コロマンデル

同

セミヲミ

前月帰帆後滞留

ドブレイ

同

亜国軍船

ジャーメストウン

前月より以来滞留

和蘭国軍船

メヂュサ

今月朔日、中国海より帰帆

メタリスコロイス

同

アムストルダム

今月二日、中国海より帰帆

冊子原寸 縦二五糎 横一六・五糎 七枚

以上

一一四五ノ三

〔表紙〕  
日本貿易新聞

第七十五号

九月廿三日 訳成

日本貿易新聞第七十五号

西曆一千八百六十四年第十月十二日

我元治元年甲子九月十二日 神奈川開版

前週の新聞紙出版以後、記載す可き事件は、中国海より

帰着せる各国船隊を護衛の為に引率して、外国権事務

宰相の江戸に発途せし一事なり、是に於て、御老中と各

国の事務宰相との会議穩かに相済ミ、後來の為に甚た

都合宜しき処置をなせり、扱諸国の事務宰相は一兩日江

戸に滞留し、再び当港に帰帆せり、

総て障碍となる可き事件を除き、貿易は馴れたる路を続

く可き旨を許諾せられたる由なり永久連続の意なるべし、此応接に付

ては、未タ慥なる詳説を聞かざる故に、唯會議の穩に相

済たる由を承知して安堵をなすのミ、条約は此度改めて

御門及び当今まで鎖港を主張せし大名の調印を受く可き

なり、即今、長州侯は償金として二百萬元を出す可く、

大君政府よりも百万ドル元を出す可きなり、又和蘭のメヂュ

サ船は砲撃せられたる償金十三万ドル元を請け取る可きなり

吾等思ふに、右の如く成たる上は、此度の結局に於て、

種々の混雜せる事件を十分満足の取扱にて仕負シオホせられバ

英国全権使臣の功勲亦大なりと謂フ可し、吾等亦此の如

き好機會に依て、貿易の再び隆盛に復するを祝す、

各国船隊の江戸海に入たるに由て、日本政府にては大に

恐怖を懐きし様子に見へたり、其証拠は、政府の有司自

ら其過を知り、貿易に關係する諸の障碍を除く可き旨、

速に一致の返答をなせしに依て明なり、又英船バロッサ

の報告に依て、下ノ関を開きて外国貿易の場所となす事

は、固より長州侯の素志なりし由、且彼ノ港は中国海に

於て蒸氣船・帆船共に通航便宜の地なる故に、兼てより

貿易の望ありし事を知れり、

按するに、諸国の軍船十艘、今月六日江戸海に乗込

ミ、応接相済ミて、其内八艘は八日、二艘は十日に横浜に帰れり、

○英吉利本国に於て、第七月十九日我六月十六日日本へ

軍勢差向ケの評判を追録す、

ス・ヒツゼラルド、オントルセクレタリー官なる貴族某に問て曰、此度リュゼルホル・ド・アールコック君の望に依て、香港より日本に進発を命せられたる一レジメントの兵は戦争に用ふるが為メなりヤ、若し然らバ、如何なる目的にて、(何脱カ)如なる時これを用ふ可きヤ、

ハルチングトン侯曰、此度の進発はゼネラールプロウンの請持にて、香港在留第廿番のレジメントの第二大隊バタイロン内の残りの中隊を日本に送る可き旨、アールコック君の望に依て同人に命せられたり、プロウンの言ふ所に拠れば、アールコック君の望ミは、此軍卒到着セバ、直に満足に及ぶ可しと云へり、

ス・ヒツゼラルド曰、何等の目的にて此人数を日本に送らる可きヤ、請ふ其説を聞かん、

ハルチングトン侯曰、アールコック君は唯当時日本に於て差起りたる事件に付て、入用の趣を申越したり、

ジ・ペキントン問曰、幾何の人数進発す可きヤ、

ハルチングトン侯曰、六中、コウエー(隊脱カ)

ロルドナースは日本の処置に付ての会議を第廿二日我六月十六日まで延引する事を上政院の人々に相談し、且政府の目的如何と問へり、

コブラン曰、幾多の人数を横浜に送る可き欤、詳に知る事能わす、

ハルチングトン侯も亦人数の多少を細密に説話する事能わすと雖も、彼レは横浜に既に二中隊の兵ある事を知り且残りの軍勢は六中隊にして、蓋し八百余人なる可きを察せり、

ス・ヒツゼラルド、又水師提督付属のセクレタリーに問て曰、著き海軍兵の日本へ進発すべき由を命せられたるは実事なりヤ、

シ・パゼットは答ふる事無かりしが、蓋し廿一日我六月十八日

を俟ちて答んとの意なるべし、

廿一日、ヒツゼラルド不在の時、ロルドナース、右のセクレタリーに問て曰、我国より日本に海軍隊は送られしや、且其人数は幾何なりしや、

ラヤルト曰、去年十二月廿一日我十一月十一日に、官船コン

ケーロール定人数乗組の外、五百の海軍兵卒を載せて日本に発向し、横浜警衛の為メに彼地に滞留セリ、

按に、コンケーロールは螺旋蒸気第二等の大軍船にして

八百馬力の蒸機を用ひ、左の如き砲を備ふ、

下層 砲三十六門 各口径インチ八寸 重サ六千五百斤 長九尺

中層 砲三十六門 各口径三十二斤 重五千八百斤 或五千六百斤

長九尺半

上層 砲廿八門 各口径三十二斤 重四千二百斤 長八尺

又一門 口径六十八斤 重九千五百斤 長一丈

通計砲一百零一門・乗組人数九百五十人と云へり、

近来横浜に入津せる英船にては、是を其大なる者と

す、ユウリヤリユス船は砲五十一門・組(乗脱カ)五百四十人

にして第四等の船なり、レオバルド船は砲十八門・

乗組三百十人にして第五等の船なり、偶英国軍艦表

を閲す、其見るに随て付記し、以て看官の参考に備

ふるのみ、

ロルドル、モンタグ曰、海陸二軍の兵士を日本に送りしは誰の所為なるや、吾これを問はんと欲す、若し政院の命令に出すと云はゞ、令を出す者固より事理を明弁す可し、若し否すんば、下等官員の命に依て送りし者なるヤ、

且戦争をなし、兵威を以て土地を掠略する事は、正理に

叶ふや否や、又ゼネラル・ブロウンの准発は慥なる見

込ありての事なるやを知らんと欲す、

ロルドパルメルトン曰、兵士を香港より日本に送りしは

全くアールコック君の望に依ての事なれハ、最早今頃は

彼レも望ミを達して満足なる可しと云ひて、莞尔として

笑を発せり、

訳者曰、此一段過去の事にして、問答の終其意分明

ならずと雖も、前七十号・七十一号に、倫敦會議片

の評論を載せたる余波と見ゆれば、鶏肋捨て難きの  
意あり、看官宜く之を酌量せよ、

其他商船の出入、之を略す、

付録

右に挙たる諸船は、中国海戦争に關係せし者にして、  
出帆・入津の日付を前月以来の新聞紙に屢々掲出せ  
し故に、爰にも亦之を抄訳するのミ、

英船レオパルト	英国ミニス	今月五日往三江戸	八日帰三横浜
同 ペロリュストル	英国ミニス	六日	八日
同 アルギユストル	英国ミニス	同日	同日
同 ペルシウス	同日	同日	同日
同 タルタル	同日	同日	同日
同 ハーホック	同日	同日	同日
同 仏船セミラミ	仏国ミニス	同日	同日
同 ドブレイ	同日	同日	同日
同 蘭船アムスト	和蘭ミニス	同日	同日
同 ルダム	同日	同日	同日
同 メタリス	コロイス	同日	同日
同 仏船タンクレード	同日	今日九日下ノ関	ヨリ帰帆
同 英船パロッサ	同日	十日中国海	ヨリ帰帆
同 蘭船チャンビ	同日	中国海	ヨリ帰帆

冊子原寸 縦二五糎 横一六・五糎 八枚

一一四五ノ四

(表紙)

肥後七左エ門差出ス

日本貿易新聞

第七十六号

西曆一千八百六十四年第十月十九日即我

元治元年甲子九月十九日

十月二日 成

日本貿易新聞第七十六号

千八百六十四年十月十九日

我元治元甲子九月十九日

神奈川開版

前号新聞紙を出せる後、下の関戦争の為に、絹を横浜に輸来れる事自由となるへしと希望せしが、今漸く其望を得て、三ヶ月の間江戸の間屋に積重ね在りし徽氣を生したる絹を、急に当港に送來れり、○其形勢は恰も虫類の冬籠りより出たるか如く、今迄寂寥たる地、急に繁昌となれり、○輸入の品物皆売捌け、猶絹を望む事甚多し、一ドルラルの替せ直段五シルリンク四ペンスとなり、百ドルラルにて二百十方銀となれり、○此ドルラル相場にて推計れば横浜貿易の再興したる証明白なる可し、

当今の形勢を以て考ふれば、外国人と日本との交際既に一の大危急を遁れたりと言ふ可し、若し下の関の戦争にて十分なる勝を得る事無き歟、或ハ各国全權其自国に係りたる些少の益を忘れ、互に善く相談し、諸事を取行ふ事あらざれば、鎖港党の者ハ日本より外国人を追攘ふの

手段成就すべしと言ひ、大に之を悦ぶべし、○此の如きに至る事あらば、終にハ欧羅巴諸国及米利堅より大兵を挙げ來り、日本國中へ攻入り、遂に大戦争に及ぶへし、嗚呼危きにあらずヤ、

今度の諸事に付き、各国全權たる者、最賞督すべきは、皆其心を合せ、日本国政府の意を伺ひ、些少の利益を打捨て、共に力を尽したる事なり、此れに依て、日本も各国政府も後來に至る迄、大戦争を為すの患を免かれたり、吾等は日本との交際速に親睦とならんと考へず、素より日本人と外国人とは、其性質風俗全く異なるを以て、互ニ其角を落し、十分円滑なる交際に至らんとするには、数年を経て初めて成就すべき事なり、然れとも日本人は余義なき時勢に随ひ、今は外国船数百艘其海岸を乗廻る程の勢なれば、之に抗抵し二百年前以来の如く、外国人の日本に入り来るを防く能はざるを会得す可し、

大君政府は鎖港党の意に随へば、大危難起るべき事を知り、外国人との貿易を此迄数月の間妨たるに、今は之を

止めたり、又外国人長州を伐ちたるに抛り、大に 大君に力を倍したれば、大君の方にては、此機に乘し、善き取計を行ふ可し、但し今御老中 家康公の法に従ひ、長門の国を取上んとする説は、外国船の砲声周防灘に響きたるに起れるなり、

日本政府の權威を握れる者の内に、外国人との条約を丁寧に守れば、日本の為に大益となり、且一國暴威を振ひ法外なる事を言出す事ありとも、他国にて日本を助け、其暴を取静むべきを知る人あらん事を望む、○然れとも日本にて疎暴なる所置を取行ふ時ハ、戦争忽ち始り、終に歐羅巴諸国日本を数部に分ち、各其領地と為さんとするの恐は、日本人の善く知れる所なれば、以前の如く鎖港を為さんとする心を全く改むるを好しとす、若し又日本人猶鎖港せんとするの意ありとも、恰も蛛網に懸りたる蠅の如く、終には自ら死を索むるの外他なかるへし、英国蒸気船カヂス名号到着し、第八月二十日の歐羅巴新聞及第七月廿七日の紐育新聞を送来れり、

九月三十日の神奈川市場風説を刊行し出せる後、記載すべきハ、諸国軍艦下の関の砲台を攻め、全勝を得たる後、中国海より当港へ帰り来たり、○其後、諸国全權軍艦を率ひて江戸に至り、御老中に面会し、種々の談判を為し、平穩に事収まりて、横浜へ帰り来れり、○今は貿易に障碍たる事を除き、以前の如く極て自由となるを得たり、○江戸にて、諸国全權と御老中との会議の時、如何なる事を決定したるや、未だ明白に知る事なしと雖も外国条約を三ヶ月以内に、御門及び今迄違背したる大名に承知せしめ、其画押を受けんと決したる事なるべし、又長州侯は二百萬ドルの償金を払ひ、大君政府ハ百萬ドルの償金を払ひ、其内荷蘭はメヂュサ名号船に打掛られたる償として、十三萬ドルを得べし、○諸国全權輩は種々の危難を治め、此の如く安泰なる形勢となるに至らしめたるは、実に賞美す可き事たり、又幸に貿易の再繁昌となりたるは、商人の為には大に賀す可き事と称す可し、

諸国軍艦、江戸の港に入りたるを以て、日本政府大に恐怖の心を生し、外国より言出せる事件を一々承知し、速

に貿易の障碍を除きたり、○日本政府は此度速に外国より言出せる望に応じたりしか、其故は外国人を安心ならしめ、且直に其軍艦を引取らしめんとするなる可し、○

若し日本政府の意の如く、外国にて其軍艦を日本海より

引払ふ事あらば、以前の如く貿易に障碍を起し、再び心を懐くに至る事必定なり、○日本商人並に横浜に在住

せる者の説にへ、日本政府にて此度急に貿易の障碍を除

きたるは、外国軍艦の勢を畏れたるより起れる事にして、

若し今軍艦を横浜より引払ふ事あらば、日本政府にて其畏る、所なきを以て、忽ち以前の如く貿易を止むべし、

故に諸国全権は余り急速に其軍艦を日本より退かしむべ

からず、

(毛利慶親)

長州侯松平大膳大夫は、下の関の港を外国貿易に開かん

とするを望み、其全権たる者、英国船パロッサに乗りて

当月十日我九月十日に下の関より当港へ来着し、種々の

評議を為したりしが、其主意たる所は、必ず外国全権より大君政府へ示す事ある可し、

長州侯全権家老は、当月十五日英船タルタルに乗組みて下の関へ向ひ出立したり、但し已に外国全権との談判整ひたるを以てなる可し、○右家老、当港に逗留せる間、一度も日本役人に面会したる事なし、

大君は外国全権と談判したる趣を、御門に言上し、其命

を受けんか為に京都へ発駕せんとするの評判あり、

十二日早朝、江戸の荷蘭全権旅館にて、一人の役人酒に

酩酊し、刀を抜きて走り廻り、日本の番兵六人を傷け、

終に其仲間間に切倒されたり、但し此騒擾は番所の喧嘩より起れる事にして、決して大事件と称するに足らず、

(使脱カ)

日本政府より再び節を欧羅巴へ送らんとするの評判あれ

ども、以前の使節日本へ返れる時、大に恥辱を蒙り、且

其節仏朗西にて取結ひたる条約を、大君政府にて承知せ

ざる事を知りたるを以て、此度の使節は必定欧羅巴諸国

にて懇に待遇する事なかるべし、別して此度の使節、日本に在らせる諸国全権より、大君政府へ奉る証書を持参する事あらざれば、歐羅巴に於ての饜応極めて粗末なるべし、

天氣は三週前より風多く、且極めて湿気なり、○日本海にて數度大風吹きたるが故に、当港中に碇泊せる船は皆其途中にて多少の損傷を受けたり、○三四日前より天氣漸く快晴し、大に冷氣となりたれども、其前久しく雨の降続きたるを以て、木棉の為に大害を生す可し、

大君政府より二十一箇の大名に命を下し、七万余の軍勢を以て長州を罰とするの備を為すと雖も、未だ急に征伐に取掛るの徴なし、○此二十一箇の大名の内にも、長州を援けんとする者あり、又其他の大名も長州は二年前より十分に防禦の備を設けたりば、容易に之レを伐つ能はざる知り、大に踟躕するの意を起セリ、○吾等思ふに、大君の為には速に長州を征伐し、貿易を盛にするを善とす、然とも日本の平和なるを好しとするを以て、其臣下

たる役人は務めて戦争を始る事を避け、総て因循して一日安きを偷む<sup>ヌス</sup>なる可し、

大君政府は外国人の新港を開くを望む心を静めんか為に對馬島を開かんとするの評判あり、○大君政府は此島を諸国貿易に開かば、却て奪取らるゝの危難なしと考へたれば、日本商人自由に此島へ住を建るを許す可し、

#### 外国新聞

蒸氣船ネバウル名号来着したるに依て、第八月廿六日迄の歐羅巴新聞を得たれとも、英吉利本国にては、別に大事件と稱すべき事なし、

米利堅戦争は猶歇む事なし、○此度林徑氏の大統領たる任滿たるを以て、ゼネラールマッケルランを大統領と爲し、戦争速に歇み、以前の如く泰平となるを希望す、○華盛頓よりの告知にてセワルド氏よりアダムス氏へ書翰を贈り、英吉利甲必丹セムネスを米利堅船甲必丹ウィストンに降参したる者なれば、英国政府より此者を速に米

利堅政府へ引渡す可き趣を言送れり、

日耳曼にてホルステインを何レの国の所領となす可きやと言ふ議論起れり、普士国は海軍を盛に為し、キイルの港を開かんか為に、ホルステインを其屬地とせん事を望めり、○愛爾蘭の都伯林にダニール・ヲコンネルの像を建んとする節、同国ベルハストにて騒乱起り、一夜に五百余の人家を焼払ひたるを以て、取締の役人余義なく一揆の者へ銃を打掛け、数多の死傷を生したり、波蘭にて近頃独立政府を建んとしたる者数輩を死刑に行ひたる後、其騒乱治まりたと云ふ可し、余等又左の新聞を得たり、

第九月三日リフルプール○第八月十三日紐育より○北部ゼネラル・セルマンはハルプスヘルリーと云へる地迄兵を率ひて退きたり、カタスーガの近傍にて決戦ありて北部ゼネラルステドマン創傷を蒙りたり、十八日、米利堅より○南部ゼネラルヒュウレガルドは

二万人の軍勢を率ひ、アトランタと云へる地に到着セリ、○北部ゼネラルセルマンはメーソン道を攻取らんとし此が為に五百人の兵士を失ひたり、○北部ゼネラルガラントは数度の戦鬪にて、南部の兵をリチモンドより六里の所まで追返せしが、南部の兵は再び進来らんとするの形勢也、南部の蒸氣軍艦チュルラハッセは、已に五十余艘の船を奪ひ取りたり、

其外他人より左の新聞を言送れり、南部ネネラル(セル)フッドはヒュウレガルドより数多の援兵を得、北部ゼネラルセルマンと戦ひ、其兵を敗れり、○北部ゼネラルガラントはリチモンドより六里の所迄進ミたれども、大なる損失を蒙りて逐返されたり、

(第八月廿六日の本国新聞より)

抄出す)

オルデンビュルク侯はホルステイン等の地を其付屬と為さん事を望み、普魯士も奧地利も之レを許セりの説あり、サキソニー国は普・奧二大国かホルステインに係はりた

る取計方を論したれども、其力足らざるを知り、其議論を歇めたり、米利堅北部水師提督ハルラキュットは、軍船を率ひてモビーレ港へ攻入り、敵兵の内に内通する者あるに由り、一の城塞を奪取りたり、

北部ゼネラルガラントは、華盛頓城及ホトマツク河浜を廻り、占士河近傍へ返れり、

南部ゼネラルストーンマンド、北部兵の為に生虜とされたるの評判あり、又南部の兵アトランタにて敗軍したるの説あり、

瑞士国セネワにて議政官を撰むに付き乱あり、

スレイウィッキ及ホルステインの人民は、普・奥二国より言出せる処置を甚た不平に思へる様子なり、

普王維也納に至りて奥帝に面会せり、

西班牙王仏朗西へ至れル節、仏朗西にて大に其饗応を尽し待遇したり、

比利時の議政堂會議を開きたれども、王よりの論文ある事なし、

南チーロールにて、奥国政府に對し反逆を企てたる徒党覺し、此地及ウェニンにて捕へられたる者数多あり、セハロニアより希臘國議政堂へ選出せる紳董の説にてはカンチャ島テッサリー及エビリユスは希臘國の所領となすへしと、

アルジールスのヲランと云へる地にて一揆起れり、魯西亜にて其兵士の数を減せんとす、

以前波蘭の一部を為したるアウキェストウンと云へる地を魯西亜國領地の内に加へんとす、

紐育の民会にてマッケルラン氏を大統領に任せんと決したり、

ロルドパルメルストン君はチヘルトンにて種々の論文を触出せり、

ベルハストの騒亂は数多の人命を損失したる後、漸くに治まる事を得たり、

米利堅北部のフレガット船、英吉利の商船を奪取り之を早速紐育へ送たり、

倫敦近傍は大風の大害を受けたり、

英吉利兵隊中にて補佐なる外科医は、兵の揃たる衣服を着るに及ばざるの命を下せり、

ウィスチコラ河中にて、二艘の船互に突当り、溺死する者百余人に及へり、

英国宰臣ジョルジ・グレイ君は当今まで定めたるよりも猶厳酷なる刑律を立んと望めり、

#### 米利堅

今朝紐育より届きたる新聞には、第八月十二日晚までの事件を記載す、○第八月八日の日付にてモビーレより出したる南部新聞紙に左の事を載せたり、

コロネルアンデルソン、ケーネス此を以て北部へ降参したるは恥辱となるべき事なり、○其始末を問ふに、アンデルソンは兼て其上役たるゼネラルヘージの命に反き休戦の旗章を出して、密に北部ゼネラルと通信したるを以て、ゼネラルページより、其趣を問糺せし所、アンデルソンより其返書を贈る事なし、此に依てページ自

らケーネス砦に至りしが、アンデルソンは已に北部船中にて降参の約を取結ぶを見掛け、大に怒りてアンデルソンを其官より退任せしむべきの命を下せり、其翌朝モルガン砦より、祝(砲服カ)を發せる時、ケーネス砦は已に北部の兵の奪ふ所となりたるを以、其砲に応ずる事なく、忽ち北部の旗を上げたり、○アンデルソンは実に國に叛きたる罪人と称す可し、○南部の兵、七日にポウエル砦を焼払ふて退きたり、○南部の兵船、其近傍の地に備へたるものは、水底に沈められ、岸へ打上られ、或は奪取られ、難を遁れたる者纔に一艘のみなり、

北部ゼネラルセリダンは、大兵を率ひてセナンドア河浜を進ミけれども、以前此地に至れる北部ゼネラルの如く、南部ゼネラルストーンワル、セキソンの為に敗らる可し、○南部ゼネラルアヘリルは、ヒルジニア國のムールヒルドにて北部の兵を敗れり、ペンシルハニア邦にては、南部兵の不意に攻來るを畏れ、防戦の備として此邦の鎮台より一万五千人の兵を募るべきの命を下せ

り、

北部ゼネラルストーンマン、ゼラルジア邦に留まれる間、兵士千人許の死傷を蒙りたり、

紐育の大民会にてゼネラルマツゲランを大統領に任ぜんと決したり、○其節集會せる者の數、十万余人なりと○此集會にて林徑氏の処置を誹謗し、マツゲランの説を賞譽せり、

箕作貞一郎 訳

付録

吾等此新聞紙を出版せんとするの朝、一友人より下の関戦争の時、長州和議を結ぶにつき、一奇談を得たり、

○

第九月八日 我八月八日 長州の家老毛利出雲・宍戸備前・宍戸行馬等、我船に來りし時、我船隊兵備の嚴重整列を見て毛利出雲は面色土の如くにて震慄長縮し、發言する事能

わす、是に於て、我船將より葡萄酒一杯を与へしかは、

夫より始めて和議を結ぶ事を發言せり、○毛利出雲曰く、我州にて各国の船を砲撃せしは、全く我か意に非ず、

大君政府より攘夷期限の命ありし故なりとて、其布告の書を持參せしかは、船將之を見るに、其書に曰く、若し外夷襲ひ來りしならば、五月十日限り攘夷す可しと認めたり、○於て船將曰く、各国より襲ひ來りし時は攘夷す可き由の書にて、各国船の下の関通航の節打ち払ふ可き

にては決して之なしと、襲來の二字にて出雲も大に避易せり、○出雲復曰く、御門より攘夷の綸旨を賜りたり、

是に由て、各国船を砲撃せしなり、其綸旨は大膳大夫片時も身を離し難き程の物なれば、今我持參は為さざるなりと、○船將曰く、綸旨は重大なる事と兼て聞き及べり、

且ツ薄墨の綸旨と云ふ事も承知せり、

毛利出雲又曰く、和議成る上は、償金幾許出す可きや、○船將曰く、償金の事は、ミニストルの裁判にて我が任に非ずと、○談判中出雲は都合三度償金の事を問ひしに

船將は我が任に非ざる由を言ひり、○五等察するに、出雲は償金を余程懸念するならん、

船將曰、和議を許すにつきては、砲台の大砲は我艦に運輸す可し、且ツ旧砲台は修覆す可からず、勿論新砲台は建築す可からず、○皆我が意の如く出雲一々承諾セリ、是に於て其役人は、其地の商民に命して、大小砲を我軍船へ運輸せしめたり、其民の内には、外国人を未タ見ざる者なるや、運輸を止め外国人を頻りに見る者有、役人其人を督責して速に卒業せしめたり、

冊子原寸 縦二五種 横一六・五種 一六枚

一一四五ノ五

(表紙)

肥後七左衛門差出ス

日本貿易新聞

第七十七号

西曆一千八百六十四年第十月廿四日即我

元治元年甲子九月廿四日開版

十月初七 訳成

日本貿易新聞第七十七号

西曆一千八百六十四年第十月廿四日

我元治元年九月廿四日

神奈川開版

我等英国女王殿下の公使リユゼルホルト、アールコツク君、將サに日本を出立せんとする由を聞きて、甚嘆息に堪へず、是まで此人の処置、すべて宜きを得て善く衆情に叶ひたれば、是非とも其事業の成功まで、日本に在留せん事を企望せしに、忽ち其出立を見るハ最も嘆息す可き事ならずヤ、

日本の事に付きてハ、歐羅巴諸国の政府に猜疑を起し、就中仏国政府ハ、其念最も甚しく、取分け其日本と取結び懇篤なる条約の 大君及び御老中に依て廃棄せられたる後ハ、其原由を以て全くこれを英国政府に帰するに至れり、是れ仏国政府、英兵の多員数日本に上陸せし以來、既に甚しき疑念を含ミ居ればなり、

然しながら、此英国兵隊ハ自国功利の為メに来るに非ずして、全く英・仏・亜・蘭の合衆軍隊となりて働かんが

為メに來りし主意を明白にする事を得たり、則ち此四ヶ  
国合衆軍隊一致の兵力を以て、外国旗章に對し、屢々不

法を行ひし大名を征討し、且此大名是までハ叛逆者との

ミ聞えしが、彼レの外人人に敵せしハ、唯 大君政府の

命令を受けて為したる事なる由をも承知するに及べり、

外国公使皆力を戮<sup>ア</sup>せて、 大君政府の不実なる処置に反

對して論諍し、各国人民の為メに安全を取扱ふを見れバ

亦公使の内に少しも猜疑の情無きを証するに足れり、

今英國公使の処置を見るに、能く情偽を察し、事理を弁

説し、日本国の事に就て歐羅巴諸政府に行はるゝ猜疑の

論を塞ぐ可く、是まで彼レの積ミ來りし功績の上に、更

に一層の勲功を加ふと謂ふ可し、

貿易会社ハ此公使の行届きたる取計ひに依て、今まで交

易に久しく害をなして障碍を免かれ、大利益を蒙りたる

事に付き、会社より公使に贈りたる細書の趣を見て、其

喜を知るべし、

大君政府ハ長州事件に付き、穩便の処置を取極めたる風

説を聞及べり、又長州征伐の軍は起るまじき由の評判あ  
り、

凡ソ七万人の家來を持てる大名の内、加賀侯の子息・安

野<sup>(前田慶寧)</sup>長訓<sup>(後)</sup>・<sup>(島津茂久)</sup>薩州侯・<sup>(池田慶徳)</sup>因幡侯は、長州の如き古來有名の家柄を

ハ寛裕に処置あるべきの議論を發し、各務めて 大君政

府に説き勧むる由、

右の始末に就て起れる大議論ハ、必ず手間取る可き事に

して、遂にハ諸大名の兵卒再び賑しく江戸に呼戻さるゝ

に至るへし、

是まで屢々触れ出しあれども 大君いまた京師に出立し

玉はず、

○

近日、繭糸の輸出頗る相増し、相当の直段にて日々取引

有之、商人の店に滞在する者無し、其直段第十月廿六日

我<sup>九月</sup>左の如し、但十六貫匁ニ付、  
廿六日

前橋産 上品 六百元ヨリ 六百元

中 五百七十五ヨリ 五百九十元

並 五百六十元ヨリ 五百七十元

甲州 上品 売切レ

中ノ上 五百三十元ヨリ 五百四十元

中ノ下并並 五百元ヨリ 五百廿元

八王子産上品 四百七十元ヨリ 四百八十元

乙骨太郎 翻訳

冊子原寸 縦二五種 横一六・五種 五枚

二天 黒田嘉右衛門ヨリ地頭制復旧ノ建白書

此節京師變動、長州割拠之形勢相成候付而は、何国何方江何様之變乱到来可致欵も難測御座候間、御領内境目等之御固一涯蔽重不被仰付候而難相濟儀と奉存候、全体、御国之儀は、古来より諸郷土着士被召置、乍居八陣を國中ニ布列候形ニ而、余国ニ無比類御良法御座候処、治世以来、御城下土よりは格式一等被相下、古へ衆中士之旧制は勿論、居地頭之古法も何となく被相廢、爾後見聞役

等余多御城下より代ルく差入、権柄無理ニ叱付候習俗罷成、是より人氣も連々衰弱相向、氣節之土地を払而寡く成立、今は古之御良法は形のミ存し、其実は全無之も同然之所有之、誠ニ歎息之限ニ御座候、基地頭職之儀は御役とは別段之訳ニ而、古へは無役之人ニ而も、其器量相当之人を御撰任、混と其郷ニ居付、万端指揮為有之もの、由、則大口地頭新納武藏・高岡地頭丹生備前、其他每郷于今歴々其名相伝り、出水地頭山田昌巖体御家老職之人は、其勤職之透々差入、兼而は其弟山田土佐を以地頭代ニ居置候由、然は方今之世態ニ相及候上は、何れ諸郷之儀も尽く御旧制ニ被復、三州盤石之如く堅強不相成候而難叶時勢御座候付、以来は諸郷土も器量ニ依而は、御城下土同様御役等も可被仰付旨、予め一同江被仰渡置候へ、人氣競立候一端ニも可相成、勿論御役被仰付候而も、其身一代御城下土被召出候様無之候而は、差当り土着を離れ、家内俄ニ御城下江引移候儀は、却而迷惑存候向相聞得申候間、其身一世限ニ而、其子共ハ矢張其郷

江居残り候様、被仰付度奉存候、左候而、每郷都而古制  
之通、居地頭不被召置候而は、何分諸郷十分之御引立は  
相調間敷、然処、諸郷余多之地頭人体御調撰も急速ニは  
被為整間敷哉、依之小郷は近隣二三ヶ郷も兼帯支配仕候  
様御座候ハ、太抵郷教之三分一之人員ニ而相済可申、  
今般京師ニ於而諸郷物主被仰付、被残置候者共は、始終  
武術引勸方等相励、夫丈此節戰爭之節も、其郷は衆隊ニ  
抽相働候筋相聞得、現在如斯兼而手之届候と不行届と之  
効驗、是ニ而差見得申候、就而は右通勇壯胆略之士を御  
役之高下ニ不拘、地頭職ニ御撰奉有之、郷士引立之儀、  
御委任被仰付候ハ、郷々競而相励、不日ニ三ヶ国之強  
銚天下ニ無敵之勢ニ振ひ立候儀は必定無疑儀と奉存候、  
然ルニ重御役要務之方々は、繁々地頭所差入も難被調管  
之事御座候間、右は前文山田昌巖等之仕向ニ被基、御三役  
并御側表御勝手方御用人・御側役等、差当り御当地難被  
迦御役場之向は、懸而地頭所之儀、指揮有之筋ニ被相定、  
寺社奉行・御勘定奉行体、皆共地頭持之御役場は、二・

三名ツ、御当地江交代ニ而被相勤、其余之御役場ニ而  
地頭職被下置候面々は、以来混と地頭所江居付、諸篇行  
届候様御仕向被相替候ハ、連々余計之上官も太分相省  
ケ可申、自然其通參兼候老人又は故障筋有之者は、御役  
之儀当分通ニ而、地頭職之分ハ差上候様、叮嚀ニ御諭解  
被仰渡度、就中御小姓与番頭之儀は、御城下諸士を被預  
仰渡度、就中御小姓与番頭之儀は、御城下諸士を被預置  
候上、又諸郷迄も被預候儀は、現事難被行治世之算法、  
名実不相当之形行御座候間、右は尽く此節地頭職被差上  
候様、御示諭相成度御座候、即今御領国強兵之急務は、  
第一諸郷引立ニ有之、諸郷引立之急務は、何れ地頭居付  
之御旧制ニ被復外御良法有御座間敷奉存候、尤右次第御  
当地難被迦御役場之人は、時折節御用透を以、其地頭所  
江被差越、兼而は人撰を以地頭代又は抑被遣置候ハ、  
古制ニ相背候儀も無之、且現事差支も有御座間敷、勿論  
無役之地頭職・地頭代・抑ニは、御法之通其職分高被下  
置候様有御座度、当分大身無役等之内、其器相当之人も

可有御座候付、遂一御撰拵、地頭職等被仰付、一郷御委  
任ニも相成候ハ、一入感激仕、御国威弥増相奮候様励精  
可仕儀、案中御座候、左候而時々監察官廻勤見聞之形行  
申出候様被仰付置候ハ、地頭怠慢且私を管候様之儀は  
決而有御座間敷、何分ニも御国体安固之基本、即今之急  
務は此事ニ可有御座奉存、不願恐愚存之趣奉申上候、  
誠惶謹言、

子八月

黒田嘉右衛門(清綱)

文書原寸 縦一六種 横一七一・五種

二 黒田嘉右衛門ヨリ久光公へノ上書

征長ニ関スル軍略

此節長州藩士之挙動既ニ逆状判然相顯れ候上は、何れ  
御征伐之御決策被為遂候儀ニ可有御座奉存、乍恐愚存

之大意左ニ奉申上候、

(毛利廣親)

一長州侯より此節之儀ニ付、对

朝廷頻ニ謝罪之御詫有之候ハ、其筋ニ応し自ら御処

置之道御評議も可有御座、万一御断り無之籠城割拠之  
姿相見得候時は、素より論なし、

朝廷幕府ニ於而断然御追討之御策を被為決、左候而大  
將之任を蒙り候人於京師親く節刀を授り、赫々として  
官軍之名義明らかニ相立候上、大軍を卒ひ征討有之候  
様無之候而は、順逆区々議論紛紜相起り、往昔足利氏  
之逆を相助候者多キか如く、猶長州同盟之者可有之哉  
も難測奉存候間、此儀は至而重く、豊太閤小田原征伐  
之時之如く、諸侯会同堂々たる出師ニあらずんハ、恐  
くハ速ニ成功無覚束奉存候、

一此節

御出馬被 仰出

御英断之程、誠ニ感服有余御事ニ奉存候、因茲屢之

御召を不被為待、速ニ

御出京

天氣御伺被遊、而して暫時関東迄御下向被為 在、長  
州御処置之寛猛、公平正大之御議論断然幕府江御立込

被遊候ハ、如何可有御座哉、左候ハ、幕府は勿論、六十州之大小名爰ニ於而愕畏悚服不仕者無之、御威信を天下ニ被為伸ニ足り、古へ織田氏之足利家を輔け東照宮之豊太閤を翼戴し給候如キ之勢ひニ到り可申哉と、乍恐奉存候、

一幕府之忌且疑ふ処必薩長二藩之強盛ニ有之、已前より両雄相闘しむる之形迹往々相見得候処、長州此節之暴動ニ付而は、既ニ御征伐無之候而難相濟、然時は此御方を以幸先手ニ使役せしめ、其鋭を拔置他日又其災を是ニ及さんと欲する之素意無にしもあるへからず、依之今般討長之事ニ於而ハ海軍之受持を御願立被遊ニ如くハ有之間敷、左候而軍艦・蒸氣船ニ水軍練達之兵士を撰而御乗セ付、長防之海洋ニ浮へ置、彼之走道を絶、其機会を見而攻撃を加へ候ハ、素より陸路数十里之行軍ニ比し、莫大之費勞を省キ、且精鋭を被拔之患も寡く旁以十全之策ニ可有御座、勿論先鋒は武門之望所ニ而海陸何れ共敢而可辞ニはあらず候得共、水陸已之

便ニ隨而功を成も亦良策ニ可有御座欤と奉存候、

一関ヶ原之役福島正則を関東之先鋒ニ使ひ、大坂陣ニ上杉景勝を先手ニ使役せしめ候儀、両将共当時之驍將、其強鋒大ニ忌憚する処多キニ依而、幸ニ正則は石田三成と旧怨有之、景勝は豊家之為曾而尽力セし者故、各其鋭を抜ん為其力を以、或は石田を滅し、或は大坂を破り、一旦は仮ニ其功勞を賞し置、而して後微罪を數へ、終ニ福島は国除セられ、祀を絶ニ至り、上杉は国削られ僅ニ祀を存する而已ニ至らしめ候儀、是徳川家之故智深く可慮事ニ奉存候、

一豊太閤小田原征伐之砌、

東照宮は北条家と姻戚も有之、且富強之大国をも被領候故、決而太閤より先手ニ使役セられ、其鋭を被拔給ん事を慮り、早く其機を察当有之、駿遠三其余之城地行軍街道之分は尽く明ヶ渡し、却而太閤之氣先を奪ひ、竟ニ其か為ニ鋭を被拔之患を免れ、詰句関八州を被領候儀、明將之胆略可鑑事ニ奉存候、

右五ヶ条更ニ御採用ニ不足事而已可有御座候得共、存

付候儀差扣罷在候も却而不忠と奉存、御見合之一端ニ

も可罷成哉と、敢而不憚管見謹而奉言上候、誠惶敬白、

子八月

黒田嘉右衛門(清徳)

文書原寸 縦一六種 横一三九・五種

二 長州征伐ニ付進軍ニ関スル薩藩ノ意見書

四国軍艦交戦中ニ付

(編纂朱書)  
「甲子八月」

長州追討被 仰出、尤速ニ軍勢国許江相揃置、差図相待

候様、勿論從彼妄動いたし候ハ、不待差図口々より撃

入誅滅可致、但シ寄手之攻口并攻懸候日限は、御決議次

第可被達旨、於京都御老中稲葉(正邦)美濃守様より御達相成、

就而ハ不日ニ攻懸候日限等可被 仰出儀ニ候半、然処当

分英仏蘭軍艦数艘長州江襲来戦争之央ニ相聞得、然る時

御発軍御日限等被 仰出、いまた長州戦争不相止内ニ押

寄候而は、良外夷を相援ケ候筋ニ相当、如何可有之、乍

然右式軍勢揃置攻掛之日限等追而可被仰渡旨御達相候候

付、夫成ニも可難被捨置、去とて看々外夷と戦争之央之

事候ハ、御軍勢は御差図次第被差出、譬ハ小倉領辺

ニ而も可然場所見合屯集いたし、諸国之軍勢差向ケニ相

成候ハ、其節之時宜次第

此御方茂押出し、長州攻口江出張被仰付可然哉と吟味仕、

此段申上候事、

子八月

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第三卷第四一八号

文書ト同文ナリ)

文書原寸 縦一四・五種 横一五六種

三 外艦ノ下之関攻撃諭止ニ付幕府ヘノ朝命

長州征伐ト内外混雑ニ付

英国以下軍艦、去日横浜港出帆、疑長州表江差向候哉之

由言上有之候、先頃以來於幕府精々説諭有之候事故、唯

今長州を襲撃候様之儀有之間敷候得共、万一不相守及大

挙候而ハ、頃日長州追討被

仰出候折柄、内外混淆且国恥候間、厚勘弁自幕府猶説論

可有之、被

仰出候事、

八月

文書原寸 縦一七・五糎 横四一糎

## 二五 日本貿易新聞記事

薩英戦争及下之関戦争ニ就テ

(表紙)  
「新聞紙」

翻訳」

一一五〇ノ一

横浜新聞

墨利堅船ターキャン、十六日下ノ関出帆して同廿一日夜半横浜に着せり、同船載せ来りし新聞によりて、左の事件を知れり、

去ル九日和儀を結ぶの後、新聞に列すへき事件なし、但シ米船の出帆前午後萩より兩人の士官約速書(英)を持来り、

各国の官に示せり、此約書は正しく松平大膳大夫の手に

(毛利慶親)

出る所ニして、此際各国列官より談判に及ぶ所の返翰也

○其日に曰く、各国と既に和儀を取結ぶの後、交際日々

に親陸(陸)なることを欲す、且ツ下ノ関に於て盛に商港を闢

くことハ素より我カ願望也、其他各国の軍艦・商船を論

せず、当港通航の時、薪・水等の欠乏あらは、其請に随ひ

運給すへし、但シ此度和睦を冀ふ上ハ、其勞を謝し其費

を補ふ為、贖金ハ倉廩府庫を尽して各国の意に応すへし

○從來当港ニ於て許多の台場を装置せることハ、朝暮(ベクカ)の

命ニ従ひ攘夷の為に備へたり、然るに今既に和儀を結ぶ

の時に当てハ、無用の頼備なるへし、之に因て已に崩壊

せるものは復治せず、而して新地に造築する等の事ハ決

して之を廢絶せり、

中国海戦争新聞

西曆一千八百六十四年九月廿一日我元治元年八月廿

一日

神奈川刊行の新聞紙より訳出す、已に十八日開版の別段新聞に載たる文は之を略ス、参考して此評略の異同を斟酌し、当日の光景を相像すへし、訳者の語

別人の文通ニ而下の関の戦争に就て、左の説を得たり、書翰の写、

ア・クープル君の指揮せる軍艦第八月廿九日我七月廿八日に横

浜を出帆し、第九月二日我八月二日也、已下彼方之月日ニ当るハ注を下サスに姫島へ

到着し、前以て設置たる場所ニ至り碇泊をせしに、英国

軍艦ベルシウスは既に石炭船と共に此所ニ在て待受たれ

ハ、直に軍艦に石炭を積込、四日に碇を揚げ下之関へ進

めたり、其節英船コケッテは後より来り、数多の軍艦に

加はりて諸共に進発せり、右軍船は晚第六時暮六時頃に蒸汽

を発し、第九時夜五時半頃に下之関へ到着し、第一番に台場

より二三里離れたる所に碇泊し、翌朝ニ至て水師提督に

は英国軍艦船号タルタル (甲比丹ハイエス) パロツサ (

甲比丹トウエル) レオバルト (甲比丹レキー)、仏国軍

艦チュ・フレイ、和蘭軍艦メタリスコロイス并にザン

ビ号令を伝へ、昼後第一時九時半に第一番台場に向ひ炮を發する用意を成さしめ、進て第一番台場の前に半円状に列したり、但シ其已前日本役人式人來りてイウリヤリス船に乗り、水師提督に面会し、軍艦下の関の海狭を越

えんとする時刻を告られなハ、長州候ニ申述、台場より砲發せざる様ニ取計ハんと言掛たれハ、提督は是に應ず

る事なし、但シ汝か方より砲を打掛る事なくとも、我方より

砲發すへしと答へたる故に、我軍艦台場の前に列し

たる節必定、彼方より炮を發スへしと考へ待構へたれ共、

一弾丸をも發する事あらざれハ、昼後第三時廿八分半に

至て、イウリヤリス船より砲發を始めたリ、其時台場

よりも之に應し一度に炮を我方に向ひ打出したれ共、其

弾丸多くハ我軍艦に達する者なく水上に落、我船の進ミ

て弾丸の達すへき所に到りし頃までハ、既ニ三個の台

場にある敵の炮手を追払ひたり○考ふる所にてハ、此台

場より砲發せしハ僅一時半我一分三程の間なるへし、

第一番台場ハ大炮十門を備へたり、但此第三の台場ハ海

第一番台場ハ大炮十門を備へたり、但此第三の台場ハ海

浜にある者にして、洲の袋にて造りたる者也、台場に備へたる大砲の大きサハ一様ならず、多くハ青銅にて造れり、吾船中にて之を熟見せハ更ニ其精密なる記載を君に送らんと欲す、

上に載たる軍艦台場の前面にて戦ふ間に、ベルシウス船・メチュサ船・コケット船及び砲艇ブンセルより台場の側面へ頻ニ打掛たるを以て、日本人は之を畏レ一時半程我一時にて砲を捨て逃去れり、然れ共時々帰り来りて砲発するを以て、我方より破裂丸を以て打込たれハ、再ヒ逃去れり、

我方より四個の台場に向ひ砲を發し、晚第六時頃時頃六にハ全く之を打静めたり○其夜ベルシウス船の指揮官兵士を率ひて上陸し、大砲十門に釘を打付け、諸方へ火を懸たるを以て、第一第二の台場及び人家も焼出し、暗夜なるに因て火燄盛に燃上り、明なる事白昼の如し、然れ共無益に住家杯を焼払ひ、土人害を蒙らしめたる事ハ無かりし様子也、思へらく、初日の戦は之を終とす○吾ハ終(終)

日用の用事多く只僅の間暇を得て、之を君に告知らす事を得たるのみ、

吾此日の死傷を記す事を忘却したり○タルタル船ハ其近所にて破裂弾の發したるを以て、五六人の怪我あり、バロッサ船ハタルタル船と同じ程の怪我人あり、レオバルト船ハ実弾の為に艦を打碎かれ、甲板を打抜かれ、船身に大なる損害を請けたれ共、幸に一人も疵を蒙りたる者なし、メタリスコロイス船・チャンピ船も船中にて破裂したる弾丸の為に少しの死傷あり、戦の第二日即第九月六日六日の前夜の間、日本人暗に乘し再び大砲を台場に備へ直し、晚に至りて第三番台場よりレオバルト船へ打掛ケ、第四番台場よりハ、タルタル船及びデュブレイ船へ打掛たりしか、始めて打出したる弾チュフレイ船中にりマコハ三三人を殺し、其外の者をも傷けたり○此日に台場より砲を放ちたるの時刻前日に比すれハ、長からずと雖も、第四番の台場より打出したる弾ハ別して我船に害を成し、タルタル船にてハ第一等流底南并にミトシ

ブメン 甲必丹の命に従ひ船中に於て種々の用途を為す者、其外七人の怪我人あり、就

中第一等流底南ブロンローは其股の内を剥ぎ取られ骨に傷を請け、ミトシップブメンは足に二ヶ所の傷を蒙れり、

上に記載したるか如く、台場より永く発砲する事能はず、朝飯頃ニは已に上陸すへきの号令を出し、甲比丹アレキ

サンドルの指揮せる青揃の兵二コンペニー隊及び海軍兵士を尽く上陸せしむるの用意をなせり、上陸すへき兵士

を載せたる小舟をペルシウス船・アルギュス船・メヂュサ船・クークヤン船・コケッテ船にて海岸へ曳き寄せ、上陸

するを援へるの備を成し、終ニ昼前十時<sup>(四時頃)</sup>に勇々數有様ニ而上陸せり○英・蘭・仏三ヶ国の青揃の兵士將校の

指揮を請け、一度ニ小き丘江登り、第一番の台場を奪ひ取りしか、英国の旗と仏国の旗とを殆ト同時ニ相混して

台場ニ押立たる故ニ、何れか先登なるを知り難し、其後第二乃第三番の台場を取りたりと雖も、敵少しも之に向

ひ防戦する事なし、又第四番の台場ハ余程距離多きか故ニ、海軍兵士及び青揃の兵士を別々の路より差向けたり

しか、余ハ英国の旗を第一に押し立るを見たり○既ニ四ヶ所の台場を奪ひ取りしかハ、兵士速に砲を卸し、且其車を焼き捨たり○其間に流底南羅拳シユテルカ率ひたる

海軍兵士国内に入り敵を捜し求めたれとも、皆逃隠れたれハ漸く晩ニ至りて日本兵士の屯したる陣所及び野戦砲

を備へたる台場を求め出せり○此台場よりハ葡銃弾或ハ小弾丸を夥しく我兵ニ向ひて正面より打ち出せるを以て

我兵大に損傷を蒙り、士官の内にも傷を請たる者多し、イウリヤリユス船にて

甲比丹アレキサントル 足に傷を請る、流底南アトワルツ脚に傷を請、ミドシウプタン老人前同断、

海中兵士隊中にて 甲比丹チ・コウルレー傷を蒙ル

流底南イングリリス右同断

此時総計死人八人、傷者二三拾人あり○此台場を攻取りたるハ此日の戦争中の最も烈しき合戦にして、若終ニ其

○は同人也、いつれもか活板の誤字なるべし  
按に別段新聞にデ・コンリに作候

野戦炮を奪ひ取るに非れハ、敵兵夜の間に再ひ其備を立直し、我かベルシウス船に向ひ発炮すべし、若し然らハ此時ニ方りてベルシウス船上陸の兵士を援くる為に、余り海浜に近寄り、終ニ沙上に乗掛しに、折悪く干潮となりて未曳出すことを得ざる場合なれハ、此炮の為に大小損害を請くへかりしか、嗚呼幸なる哉○翌日の晩ニ至り始めてアルギユス船・レオパルド船の力に依り、ベルシウス船を曳き出す事を得たり、此度の合戦中最も不都合なりし難儀ハ、只此船を曳出す一事のミ也○夜ニ入りて傷人を最近き船へ送らんと決せしかハ、アルギユス船及ひレオパルド船の二艘へ分ち送たり○敵の台場及び炮の車台等は皆打崩し、兵士の屯所に火を掛けたれハ、夜中其火盛ニ燃上り候を見たり、其後我兵悉く船へ帰り、先ハ是までニ而其日の合戦全く終れり○此合戦の最中画師ベート写真鏡にて図を製し、倫敦新聞に予れる画工ウキルダマンといふもの、戦争の様子写したり○タンクレード船はいホ府按に図ニハサホと書けりまで進ミ其台場ニ向ひ炮を放

ち、且市中に火を掛けたれハ、其烟我船の碇泊したる所迄見えたり○六日の事実大略此の如し、

七日○此日ハ軍艦多く休息したりと雖も、昼後ニ至りてタルタル船・デュブレイ船・ジャンヒ船・メダリスコロイス船碇を上ケ海峡に溯り、大砲四十五門を備へたる由の堅固なる台場を攻めたれとも、敵方より多く砲を打出す事なし、其余の軍艦にては前日奪ひ取りたる砲を浜辺に引出し、船へ積込むの用意を成せり、

八日○ベルシウス船は昨夜十二時半に碇を挙げ、海岸ニ進ミ兵士を上陸せしめ、敵より奪ひ取りたる砲を運ひしに、英寸十一寸、口径六寸の砲二門按に手白あり、此炮の類歟ニハ長門侯の紋を鐫付け、且其上に漢字を書したるを以て、我船に在りし支那人に之を讀ましめしに、四拾八斤

と之意なりと言ひしかハ、其重サを量りしに五十六ポンド按にポンドは英の百斤ニして、ウエイト即ち殆四十八斤なりトハ英の百斤ニして我六百七十二貫匁許なり、然るに四十八斤と定る事疑ふべし、又四十八斤を正とすれハ砲の大サに適ふ似たれとも、五十六ポンドルドウエイトと定ると莫大の相違也、原文誤り、又其外長サ十四尺にして口径あるにや、姑の其訳するのミ、

の甚大なる者もあり、何れも皆青銅なり、

昼時頃に日本役人イウリヤリユス船中に来りしか、夫より一時程<sup>時半</sup>過て右本船の櫓頭に休戦の旗を揚げたるに依て、諸船共に暫時戦を歇むる事を知れり○是に於て一の評判あり、曰、長門侯より戦争既ニ十分なれハ、最早発炮を歇むへき旨を申越したるに、水師提督答て曰く、全くハ下の関の台場に一個の炮をも残し置かざる意也と云ひしに、船中ニ来れる日本人曰、若ハ炮を残らず奪ひ取る事を得へし、我方にては決して少しも之に敵対をなさずと云へりと、

此日の評判にては兩三月の内に再び大戦起る可しと云ひ又一説にハ長門侯自身に船中へ来るに非ずんハ、提督決して長州より言出せる事を承引する事なかるへしと云へり、故ニ此日の様子にては此後如何なる事ニ成行くや知る可からず、明日ニ至らハ少しく之を知る事を得へし、九日○余今朝目の覚たる時、ターキャン船既ニ何方へか出帆したる由を聞けり、此船先達而横浜へ趣きたるなら

んといふ評判也、其他変りたる事なし、

各其指揮する所の軍艦を率る海峽を溯れり、但しコケツテ船ハ少し後れて進めり○長州侯未だ諸水師提督に面会せし様子之レなし、提督ハ諸事を決する事なく早く長州侯に面会せん事を望める由也○台場の内或る一ヶ所に備へし大砲ハ、大低木砲にて、其内七門を我船へ運ひ入れたり、

○ターキャン船は姫島に到りて今日帰り来れり、故に昨日の評判全く虚説なりしを知る、今日の評判にては 大君より長州侯へ書翰を以て、中国海を通行する外国舟ハ悉く打払ふへきの命を下されたる由也、若し実に此のことき書あらは、大君我輩を欺きたる事明白也、

上海よりベムブロー・ケサイルと号する船石炭を多量に積込ミ来着したるに依り、軍艦へ尽く石炭を積入たり○今日茂其外変したる事無し、

十一日○今日も猶軍艦へ石炭を積ミ入るゝの外他事なしイウリヤリユス船・セミラミ船・メタリスコロイス船・

ジャンヒ船・デュブレイ船・タルタル船・コケツテ船は皆海峡を溯りたるまゝなり○今日昼後コルモラント船も海峡を溯りれり、

今日の宛にてハ此外新聞を得る事無し、今日横浜江出帆幸便あるを以て、前件の新聞を君に告知らす、

一一五〇ノ二

日本貿易新聞第七十一号

西曆一千八百六十四年九月十四日  
即我元治元年八月十四日

英国議政堂に於て

エールゲレー氏ハ日本との条約中に變化すへき箇条ありと雖、此事ハ政府にて決定すへき道理なれハ、議政にて之を決する事を為さずといひ、左の説を加へたり、  
日本との条約を改正せんとするにハ、他の日本と条約を取繕ひ、諸国別ニして仏蘭西国（フランス）とく熟談して事を計ふへし、日本人の方にてハ都合よき變化を為す事なれハ、決して不承知を云ふ事あるまじき道理也○条約中の箇条を變すへき任ハ政府にある事にして、議政堂にある事にし

て議政堂にある事にあらされハ、別段之を主張して云ふ事なしと雖、但一ツの見込たる所を説かんとす、先ツ第一に余か最不都合なるハ、英吉利人日本の港より三十里内にてハ決して日本政府の裁判を請けざる事也、此の如き法ハ、開化せる国にてハ行ひ難き事にして、若シハフン（フン） 仏蘭西国の或ハ紐育にある英吉利の舟人、或ハリフルプ都府（ハリフルプ）の名 英吉利の有る名なる大港にある仏米の船人、皆其都府役人の支配請る事なく、但其国のコンシュルの指揮を請くるのミならハ、此等の諸港ハ一日も安静なるを得ざるへし○支那及び日本人にてハ我本国より甚遠きを以て、其国にある英人の指揮を相当に行ひ、嚴重に法律を守らしめんとするにハ、此二ヶ国を全く我所轄の地と為されハ、（支配力）其難き事也とす○余ハ此の如く云ふと雖、英吉利人の日本内地に入込むを妨ぐる意なし、已にホルチューン氏及び其外學術の事に係りて、日本内地へ入込ミたる者ハ日本人に丁寧なる取扱を蒙りたれば、総て商人たりとも日本人を信実に親みて、決して不礼を行ふ事あらされハ、日本人も

之に報して丁寧なる取扱を為すへし○日本の港にてハ我  
 国よりボライシを送りて取締を為さすと雖、未其害少し  
 とす、支那にてハ既に其害甚多くして、支那の港にある  
 異国人ハ皆法律を守る事なく、至而乱雑なる様子也、且  
 又諸国のコンシウル輩互に相悪の心あるを以て、別して  
 在任する者の指揮を嚴重に為す能ハす○余は其他云ふへ  
 き事多しと雖、若輩を余り永く疲労せしむるを嫌へハ、  
 下の一事を云ふを以て結尾と為すへし○先ツ日本政府を  
 して条約を守らしめ、我方にて兵勢を用ふる害を除かん  
 とするには、当時の条約中の簡条を減すへし、又其外我  
 国の為に切要也とするへ、支那及び日本にある巨大の兵  
 勢を減する事也○当今支那及び日本に備ある英国軍艦三  
 十五艘にして、且已に巨大なる陸軍に加へ本国より支那  
 へ千人程の兵士を送らんとする形勢也○此の如く大なる  
 兵勢を備へ置くは、我國の費莫大なるのミならず、日本人  
 の心ニ疑念を生すへし○ヒクトリアの教長たる者が云へ  
 る日本の説を以て其証と為すへし、曰く、日本人ハ皆英

人の印度を所領と為したる由来を知り、英人ハ元來商人  
 として貿易せんが為に印度へ趣き、終に全国を奪領した  
 るか如くに、日本も終に英人の暴威に服せられんを畏れ  
 て、よく之に備へたりと○此の如く兩國の間に親睦の意  
 なく、互に疑心を生したれば、貿易を止めんとする好機  
 会を求めんと願ふべし、然れ共之に反して日本人に貿易  
 ハ双方共に有益の事たるを知らしめ、且其疑心を解かし  
 むれハ、日本政府并に其臣下も外国と和親するの益を知  
 り、貿易に障碍を起す事を為さざるへし○余が親友(エ  
 ール)リュセルを指すへも善く知るへし、日本に巨大な  
 る兵勢を備へたるに因り、日本に在住せる英吉利人ハ之  
 を頼ミとして暴威を行ひ、日本人に對し失礼なる事を行  
 ふを以て、此の如く兩國の間に隙を生ずるに及へり、故  
 ニ當時の最急務は日本より兵士を呼戻し、軍艦の数を減  
 すへき事也、已に千八百四十六年に貴君(リュセル)と  
 余と共に當時の官に昇れる後、支那人或罪を犯したるを  
 以て、之を罪せんか為に軍艦を差向けたるの使を得たり、

其節貴君並ニ其他の宰臣たる面々の承知にて、余か香港の鎮台に早速書翰を送り、政府の命を待たず陳暴の処置を取計ひたる罪を責め、且香港の兵士の数を減すへき事を言送りしが、其後ハ之か為に英人も陳暴成事を行ふ事なく、六ヶ年の間は支那と争闘に及ぶ事なかりしに、我國魯西亞との戦争静まれる後、再ヒ香港の兵士を増したるに因り、香港の鎮台再ヒ支那人と争論を起し、終ニ大戰となるに至れり、余此等の事謹て女王殿下へ明白に言上せんとす○余ハ決して政府を誹謗する事を為さず、然れ共議政堂ニ而此等之事を知ると雖、一説をも仕候者なきは実ニ歎息すへき事也○若し政府にて余か説に従ひ日本との条約を變する事あらハ、貿易に係りて利益あるのみならず、天の正道に称ふ事を得へし（以上ケレイの説）余か親友（ケレイ）の云へる長説の内に、日本と我國との交際を如何なる手段にて宜からしむるやを云ふ事なし○彼は日本との貿易を盛ならしめんと願ふと雖、其謀策を云ハす、但シ當時の処置を頗に誹謗し、終ニハ全く之

を廢せんと望めるか如し○元來支那と天津条約を結へるは、大兵を以て北河に溯りたるを以て也と雖、我國友たるケレイ氏ハ日本と条約を結ひたるも之に均しと云ふハ大に誤たる説とすべし○ロルトエルチンの日本へ趣きたる節は、蒸氣フレガット船一隻・炮艇二艘のミなれハ、日本人を畏怖せしむるに足るへき兵勢にあらず、又英國のミあらず、他國も皆此の如く別して瑞士國の日本と条約を取結ひたるは、決して日本人を無理に兵勢を以て却したるにて為し得たるに非ず、若シ又兵勢を以て迫りたるにも、英國の兵勢ハ他國の兵勢に比すれハ極めて少し○爰に数多の自問自答を記さんとす、日本と貿易したるの益如何程也哉、答曰、已に日本ニ而ハ外國人と七百万ポントの貿易を為したり、又問て曰、親睦の条約とは如何なる者也哉、答て曰く、日本人ハ其要用なる品物を外國人より求め得んとするか為に取結ひたる条約也、我親友ハ何等の故を以て此の如き親睦なる条約を廢せんと欲する哉、彼か説にてハ、日本人は無拋条約を取繕ひたり

と云ひ、且英吉利人は日本政府の裁判を受ける事なく日本國中の或郡にて自由に通行するを無理ニ取極たりと誹りたり、然れ共我國にて東方諸國就中支那及び土耳其と交通する仕方、皆此の如くなれハ、日本のミに限り新に其法を變し、英吉利人の犯せる罪過を日本の法律に従て罰するを得る能わざるへし○若輩熟考すへし、日本の法律ハ最殘忍なる者也、故ニ英吉利の如き商人或罪過の爲ニ日本の法ニ従ひて甚しき責を請け、或ハ死罪と也、或ハ腸を引出され、其上横浜ニ在る其親戚たる者迄殺戮さるゝ事あるへし、此の如く見るに忍びざる事を許し、三百年前より我國にて東方諸國と交るに付定めたる好法を廢するを得へきや○日本人より我國人に対し罪を行へる事あらハ、我方にて直ニ此者を捕へ、日本役人へ引渡し、日本の法に従ひ裁判を行ハしむと雖、英吉利人の或る罪を犯したる時、此者を日本役人へ引渡す事を得ず、故ニゲレー氏の説に従ひ、此法を變する事あらハ大害を起し、却而日本との間に隙を生ずる事あるへし、爰を以て考ふ

れハ、ゲレイ氏の説も正しといふを得す○又日本と貿易し大なる利益ありと雖、英吉利人の方にも惡癖多く、総て東方諸國ニ在住せる者ハ其身持方甚宜しからず、余已ニフブリューセ君より送來れる書中ニ、我國人支那へ貿易の爲に趣きたる者、支那人を卑め不礼なる事を行ふ事甚しけれハ、我國の恥辱となるへしと載せたるを見たり、又日本及び其外東方諸國ニ在住する者皆此の如くなるへし、故に当今余が行はんとするハアールコック氏の爲せる如く、英人自惡行ありて難義を引請、之を訟へ出るとも承引する事なく、英吉利の如き強大なる國の臣下たるを頼みて暴威を振ふを拒んとするのミ○余ハ今如何なる新法を立て、以て此害を除くへきやを知らずと雖、日本と盛ニ貿易する間に我國人の惡風漸くに改まらむを希ふ○大君政府ハ務めて兩國の交際を好からしめ、貿易を盛ニせんとすると雖、國中に騒亂多くして其意を成す事を得ず○薩摩侯及び長門侯の如き大名は、二三百年前より大なる權威を握れる者にして、其内一人ハ家來二十万人

程もありて、其人も莫大なる由也、又 御門と云へる法  
教の頭たる者あり、其外ニ条約を取結ひたる 大君と称  
する者あり、此の如く数多の權威ある者の中にて争論を  
起すを、我方ニ而仲人を為し之を取鎮むるを得ず○大名  
の説にてハ 大君の方にて気候ニ英吉利人の出入する港  
を定め、大なる利益を得、大名の領地の港ニは決して外  
国人を入るゝを許さず、故ニ大名 御門は力を合せ大君  
の權威を奪ひ、外国貿易にて利を得んと欲するハ当然之  
事也と称すへし○此形勢なれハ必日本国中にて戦争起る  
へし、然りと雖、日本人の互に相悪の心より起れる事に  
して、英吉利人の為に起れる事ニあらず○余か貴友ゲレ  
ー氏ハ英吉利政府と我親友たる 大君政府のミを罪し、  
我敵たる大名を罰する事なきは甚悪しき所置也と云と雖  
余が説ハ大に之に反せり○大君政府ハ往還にて大名に外  
国人を殺害するを許したれハ、其償金ハ出さしめたれ共、  
大名の方へも罪人を求出し、且償金の一部分を出すへき  
を命しけり、故に吾朋友の説か如く格別片落の取計を行

ひたりと云ふニあらず○又我貴友ハリチャルドソン殺害  
ニ付、吾方より償金を出さしめたるハ正理に背きたりと  
云ふと雖、余ハ此の如き事あるましと思へり、先其様子  
を尋るに、英吉利人四名（但シ其内一人ハ女也）政府よ  
り馬ニ而も歩行ニ而も自由に通行するを許したる道路ニ  
て、強大なる大名に出逢ひしかバ、路の側ニ寄り控へた  
るに、急に此大名同勢に襲ひ掛られ、一人ハ殺害され、  
其他の者ハ創傷を蒙りて横浜へ遁帰れり、余思らく、此  
の如き乱妨を為したるに因り償金を出さしめ、国の正理  
ニ背きたると云ふへからず、且又殺害したる者を尋出へ  
し、其罪を糺さんとしたれ共、薩摩侯は之を聞入るゝ事  
をなきを以て、終に其城下の港へ軍艦を差送り、其船二  
艘を奪取り、当然なる償を為せり○薩摩侯ハ人命を失ふ  
を憂ひ、前以て城下の人民に戦争を為すへき由を布告し、  
皆住居より立退かしめ、其後我軍艦に向ひ炮を開き打掛  
たり○此時我軍艦之に応して炮を開く事なく、速に敵火  
を避け遁帰るを得へきや、若し此の如くせハ以後日本人

英人を殺害する事を少も畏るゝ心なかるへし、故に余義なくアトミラールより台場に向て発砲すへき命を下し、悉く敵の台場を打破りしかへ、折節大風吹ききたるを以て日本の家へ木及び紙にて造りたれへ、火忽人家に移り、城下へ多分焼失したり○此戦ニ而台場にある敵の兵士中に死したる者ありと雖、無益に人民の生命を害する事なく、又城下へ速に建直りしかば、我貴友の説の如く、日本へ左程大なる禍殃を掛けたる事なし○此一戦に因て薩摩人英人の強きを知り、其後外国人と親む意を起せり、然るに我貴友の説にてへ、此一戦の為に日本と終に兵端を開くに至るへしと云ふと雖、余は此一戦にて却而日本と親睦なる交を結ぶの原由となり、英人を殺害したる者を其佩ニ而罪を糺す事なく捨置かば、必兵端を開くに至るへしと思へり○余又仏蘭西に係りたる事を云ふへし、仏蘭西船狭き海峡を通行せる時、長門侯不意ニ之を打ち大に船を損したるに依り、仏蘭西アトミラールハ台場ニ打掛るへき命を下し、之ニ向て発砲し、日本兵士を追散

らし、悉く台場を打破り、大炮にへ皆釘を打たり、吾貴友の説にてへ、之よりして日本と仏蘭西との間に大戦起るへしと云ふと雖、日本人は其過を悔ひ使節を仏蘭西へ差遣し、其罪を謝せり、余か薩摩侯の事ニ付誹謗されたるも亦之に均しき有様也○貴友の説の如く、日本人へ大に材智ある人民にして、薩摩侯へ已に数度蒸氣船を買ひ外国船を買ひ、外国の乗組ミ人船より出るや否直に日本人の船乗を入れ、自器械を用ひ蒸氣を焼き、自由に船を運転するを得るの説あり、又或時日本士官二人我船中へ来り、アルムストロング砲及びウイウオルト砲の功を誉めしが、如何ニも此砲の製造を細密に知りたる様子也○我政府へ日本と交るを止め、戦争ニ及へんとする意なく益日本と親ミ双方共ニ利益多く貿易せんと欲す、又日本人の方ニハ外国と交はるを嫌ふ者ありと雖、遠雷の響の如く、貿易の益多けれハ其響漸々衰へ、終ニ安泰の親む事を得へし○余ハグレイ氏より日本との交際を宜からしめんとする謀策を聞かん事を希ふ○グレイ氏の謀策あら

ハ我政府ニ而之を取用ふへしと雖、彼ハ唯先年より当今ニ至る迄の政府の所置を諱るのミにて、如何なる手段ニ依て数多の難事を除き去るべきやを云ハす、君輩熟考すへし、今政府より日本政府へ今迄の条約を變し、新二条約を造らんと云ひ送らば、日本政府ニ而は英人戦争を為すを畏れ、余義なく条約を變し親睦を求むるの心也と考ふへし、当時我政府と日本政府と我ミニストル大君宰臣との間に親睦なる交ありて、アールコック氏ハ大君政府へ対して丁寧なる取計を為し、英人罪を行へる者あらハ早速国の法律に従ひ形罪に行へんとす○英國より他国へ害を為す事ありと雖、又他国より英國へ向ひ害を為す事あり、但我國へ害を為すを自負せり、然れ共他ニ而英國ハ海陸軍共ニ強きを知り、疎忽なる事を為す者なし○我貴友の説にてハ、我國日本への処置国の大理に背けり云へり、然れ共余か説にてハ、日本海へ相応ニ巨大なる兵勢を備置く事切要也○当時日本ニ而数多之徒党起り、其内の一ハ攘夷を行へんとする説の由也、若シ日本より

兵端を開き始むる事あらハ、必人命を損するに至るへしと雖、兩國共ニ大益を生ずべき主意を打捨て、空しく日本より退帰するを得ざるべし○余ハ諸事を当然に取計ひ日本人無法之害を蒙らハ、早速我方より其償を出すへし、又英人無法の害を蒙らハ、日本人より其償を出さしむへし○当今の形勢にてハ、日本との交際追々親睦と也得ると雖、日本人ハ久しく外国人と相接する事なき人民ニ而、千八百五十八年に始めて英國と条約を結ひたる者なれハ、我政府にて寛恕すべき事甚多し、然れ共兩國の間の貿易ハ大に盛也、先ツ支那にてハ南京条約を取結ひたるより後四年の間に、絹二万行季輸出したりしが、日本ニ而ハ条約を取結ひたる後四年の間ニ、絹二万五千行季を輸出したり、之を以て推計れハ、日本人ハ外国との貿易を好む意明白也○英國ハ地上の各上ニ至り貿易するに付、諸国にて種々の難事起りたる事あれハ、日本ニ而も少しの難事必起るへしと雖、決して当時の条約を改むる事を為すへからず○昨年已に日本ニ而兩港を開くへき

所なれ共、日本人の願ニ応し七年の間其期を延ばしたる事あり、又其外ニも日本人の意ニ従ひたる事多し○上に載せたる諸事を考ふれハ、当今の条約を改め、日本のミ他の東方の諸国と異なりたる処置を行ふハ、実に好しとすへき事ニあらず（以上リユセルの説）

（第九月十二日横浜貿易風説書より抄出す）

英国蒸気船カゲス名号船は、去月三十一日当港へ来着し第七月十日迄の歐羅巴新聞及び第六月二十八日迄の米利堅新聞を持来れり○蒸気船アイランド・クイーン名号は当月十一日に当港へ来着し、第七月十七日迄の仏朗西新聞及び同月二十五日の伝信機新聞を持来れり、

余今諸国軍艦中国海へ趣きたる事を告知すへし、但シ英國の主意は、近頃中国海岸に領地ある大名 大君の命に反し、外国船に炮発したれとも、元来中国海は自由ニ航海すへきの免許あれハ、如何なる故にて此の如き暴策を行ひたるを聞糺し、其罪を問わんか為なるへし○又他の諸国も中国海岸の大名の為に数度免るへからざるの恥辱

を請けたるに依り、大君政府に之を訴へたりと雖も大君政府にて其罪を糺し、償を出さしむるの力なきや、或は之を好まざるや、何にもせよ速に決着せざるが故ニ此度英国軍艦と共に中国海へ趣きたり、

軍艦の出帆以後少しも其評判を聞く事なく、又日本人の風説も聞知る事なけれハ、近日に便船来着し、早く明白なる便りを得ん事を待てり○横浜は至て静謐にして、不意ニ襲掛る者なきの評判なりと雖も、決して之を信して其備を怠るへからず○当時横浜に備へたる兵勢にて、在住の者を警衛するに足れり、

先日中より数度驟雨降りたる故に、氣候清涼となり、在住の者及び兵士は皆健康なる様子也、十四日前より当港の貿易大に衰弱し、輸出入共に少しも之ある事を聞かず、此の如く貿易衰弱したるハ如何なる故なるや、又何故ニ日本に在る外国人の有様を更ニ好からしめざるや○答へて曰、日本にて外国人へ港を開きたる以来、貿易の障碍多く起りたる事ニ付、数多の説ありと雖も、大名政府は

其障碍の源たる事明か也○政府より外国人と自由ニ貿易するを嫌ふは、大名のミ也と言送りたれとも、当今江戸に貯へたる多量の絹、政府の免許なければ横浜へ輸出する事を得ずと言ふ説あれハ、実ハ大君政府にて外国人と自由に貿易するを嫌ふの意疑ひなし○故ニ大君政府は殆て最重立たる品物を輸出するを禁し、終ニ全く貿易を廃せんとするなるへし、

種々の障碍を除かんとするニ付き、当時 大君政府と書状を往復し談判するを得るは、ミニストル輩のミなりと雖も、商人輩も其コンシユルの取次を頼ミ、其主意を訴出すへし、然らすんハ当港ニ在る商人は皆無心の者也と云ふ諍りを請くへし○商人輩は皆其主意を述ふるを好まざるにあらざれとも、当今はミニストル輩貿易の事よりも更ニ大切なる事件にて心勞したるを知り、今日に至る迄諸様の不都合なる命令を堪忍し、一言も歎する事なけれハ、大に之を賞賛すへし、八日に烈しく旋風起り、横浜は其中心ニ當れり、

○八日の夜中頃より南東の風烈しく也、翌朝ニ至りて益烈しく、九日の朝十一時頃迄強く暴風たりしが、此時ニ至りて急に歇ミて一時の間静謐なりしが、風急ニ北西ニ變り、暫時の間雨なく、実ニ驚くべき暴風となりて、漸く日暮ニ至て全く歇ミたり○此時晴雨儀ハ如何程下りたるや知らずと雖も、港内に在る船皆蒸氣を焼き出したる程なれハ、極めて余程下りたるへし、

港内ニ在る船にて損害なしと雖も、ボンド及び波戸場は大なる害を蒙り、小船ハ海岸へ打上られたり○朝第九時より第十時の間に風の勢最烈しく時、軽き地震ありしが暫時の間に歇ミたり、  
フンダ名号船破船して、何へか見失ひたるの評判あれとも、未実説を聞くことなし、

#### 第七十一号付録

第八月十一日に蒸気船アイランド・クイーン名号来着し  
第七月二十五日新聞を持来れり、但し此新聞は極めて大

切なる事件を載せたり○此新聞に依れへ、大尼国デニツクと日耳曼ドイツ会盟の兩國オーストリア、プロシヤ（奥地利及び普魯士を云ふ）と第七月三十一日まで休戦の条約を取結ひたる由也、

大尼国は此度の戦争にて大に害を蒙りたれへ、早く和睦を取繕ひ泰平となるを希ふ、

米利堅戦争は未だ歇むことなく、近日の戦には南部の方稍々勝利を得たる評判あり○セクレタリー役たるチェースと云へる者退任し、林逕の命にて緬邦のヘワセンデン之に代れり、余は本国より送來る書中より左の事を抄出す、

大尼国日耳曼と戦争の事件

大尼国政府より普魯士及び奥地利へ戦を歇め、和睦条約を取結はんとしてり○此れか為に七月十二日に大尼国よりコロネル・カウフマンを普魯士兵の陣所へ差送り、且其夜大尼国の船休戦の旗章を以てスワイモンデ江至り、戦争を歇むるを乞へり○同月同日フレンスピュルケよりの告知にては、ゼネラル、ハルケンステインが指揮す

る普魯士兵リム・ヒヨルド入海の如キ所を越へたり、

合衆国

セクリテリー役たるチユースと云へる者退任したるを以て、林逕の命にて阿海阿邦の鎮台トワードを其代りに命したれとも、同人ハ之を嫌ひたるを以て、緬邦のセナトルヘッセンデンに言付たり○ウイルソンが指揮せる騎兵タソフヒルシ鐵路を二十里程の間打崩し、其帰路にて南部の兵に出逢ひ、ウエルドンよりペートルスピュルグへ至る鐵路のビームと云へる蒸氣車会所にて大に戦ふたり○ウイルソンは敵兵中を切抜んか為に夜より翌朝まで戦ひたりしか、終ニ其意を得ず○メーデはウイルソンを援けんか為に、第六番兵隊及び第二番兵隊を送りたり○二十八日に南部の兵カラントか兵の左翼の後に趣きたり○カラントは二十二日の敗軍以来、ペートルスピュルクに在る南部兵隊を襲ふ事なく官府への報告に拠れへ、余程大なる援兵を得るにあらざれば、再び兵を進むる事を得ざるへし○セルマンの兵ハ其食料を絶切られ、其後ニ備へ

たる南部の兵数多益増したれハ、其危難なる有様にて已ニ此度の戦にてセルマンは二万人許を失ひたるなるへし

### 最新報告

(第七月十六日)

合衆国第七月七日紐育なり○公会は四日に其会議を止めたり○ヘッセンデン君は五日より司庫宰臣の役務を為せり○セネラール・ウイルソンはガラントの兵と合せんとしたるを以て、大砲十三門を失ひ、兵士千人を生擒られたり○エウエルが率ひたる南部の兵士セナンドア河岸を進ミ、ハルブルス・ヘルリーに備へたる北部の兵を追出し、シゲルが陣取せるマリテンド・ハイツを襲わんとせり○ペンシルハニア邦へも南部の散兵攻来り、所々に乱妨を為すニ付、北部人民大に之を畏れたり○大統領ハ紐育邦より一万二千人、ペンシルハニア邦より一万二千人マワサキユセツツ邦五千人の兵士を募り、敵を追帰さんとせり○ケンチュッキー邦も全く軍律を以て其政度を行ふに至れり、

大尼日耳曼の戦争○今日ウイーンナより告知す所にてハ大尼国より普魯士及び澳地利国朝廷へ七月三十一日まで休戦を願ふの使を送りしが、日耳曼の方にて之を承知せり○又普澳兩國の方より大尼の使に告げて曰く、以前の如く互ニ永久に親睦するの和議条約を取結へんとする事あれハ、再び大尼国より使を差送るへしと、仏郎西○比利时王はウエチイへ至り、四十八時の間仏国帝へ面会せり○木曜日のモニートルと云へる新聞に、仏国の国内事件を預れる宰臣と米利堅役人ロウユット、シモン、トロットルの三名と相議し、仏蘭西と米利堅との間に伝信機を通する事を決定せる帝命を記せり、西班牙○十四日のエポカと云へる新聞紙ニ左の事を載せたり○当月六日に政府よりマトリットにて騒動起らんとするに備るの用意を為せり、全く無用ならずして已に騒乱を好む者の方にては、マドリットにて騒乱起りたる由を告知らせ、国中の所々に騒乱を始めんとする勢也○又アドミラルピンソンより政府へ送りたる書翰を持ちたる飛脚、巴拏馬

にて執へられ、其書翰を奪取られたるの評判あり、

一一五〇ノ三

日本貿易新聞第七十二号

西曆一千八百六十四年九月二十一日  
我元治元年八月二十一日

第七月二十六日の英吉利新聞紙余に達したれとも、最大切要と称すへき事なし、

大尼人ハ務めて澳地利及び普魯士と和議を取繕はんとしたれハ、終ニ其意を達し得べし○スレイスウィツキとホルステインとの間に争論起り、又澳地利と普魯士との間に此兩地の事件に就き争論起り、已に戦争にも及はんとする形勢なる由也、

米利堅戦争は未タ歇む事なく、當時は南部の方勝利多きの由也、

南部セネラル・リーが率ひたる大軍は、十一日に華盛頓より六里の所迄進ミしが、此府を攻むる事なく十四日に再びポトマツク河を渡り退きたる由也、然るに其後の

第七月十二日の新聞紙には南部の兵ステヘンと云へる城砦を攻め、数多の分取を成し、十四日に華盛頓近傍より退きたり○大統領林逕は再び五十万余の兵士を募らんとし、又セクレタリー、ヘツセンデンは紐育へ趣き戦争の費用に供せんか為に、紐育替せ座より九月一日までの約束にて五千万を借入んとせり○米利堅の南北部共に少しも和議を取繕んとするの心なけれハ、此度の戦何れの日に至て歇むへきや、未タ知り難し、

近頃印度に備へたる陸軍の將校の内にて、大なる争論起り、已に英国議政堂ニ於て其吟味ありたる由也、

下の関海峡よりの告知にては、軍艦大に功を立てたる由なれとも、但し哀むへきハ死傷の者余程有之の一事也、

余ハ傷を蒙りたる者無難に全快せん事を希ふ、日本人ハ其炮を善く使用したりと雖も、我軍艦の為に速に打静められたり○一の奇談あり、曰、大名並ニ役人ハ勇氣ある士を引連れ退きたる後、日本の商人及び農民等数多来りて、敵より奪取りたる大砲七八噸なる者を我砲艇へ運ひ

入るゝを助けたり、之を以て考ふれば、日本の下賤なる者ハ皆異国人を惡むの意なるへし○日本ニて異国人を仇敵なりと思ふは、役人及び大名の家のミなり○若し此度中国海の事件全く相済ミ、長州侯より下の関を通行する異国船は皆打払ふへしと云へる大君の命を外国人へ示す事あらハ、軍艦直ニ江戸へ廻り、大君の外国人へ対し信義なき事並ニ貿易に障碍を為すの過ちを糺問すへし、冊子原寸 縦二七・五種 横一九種 二九枚

二三 禁闕ノ変ニ付長門宰相ヨリ朝廷ヘノ謝罪

書 一通

下之関戦争ニ付和約条件書彼我 二通

攘夷期限ニ関スル幕令 三通

以上六通一冊

二二五ノ一

(貼紙)

「甲子十月十九日汾陽届書ニ添」

(貼紙)

「三通之内」

京師變動一件明説旁

皇帝江長門より差出候書翰之訳書

一先月十八日夜脱走せし家来之内、浪士之大勢と一致し皇帝之宮殿近く變動を起し、剩へ

禁闕に向ひ尊敬を破り候儀ニ付、臣既に上書をなし、

(固可憐邊)

逃走せし家来共を召連帰り候様家来シナノに申付、京

(益田右衛門介)

師江差遣候処、其処にて同人エモンノスケ及びフクハ

(福原越後)

ラエチコに面会いたし候由ゆへ、同人等此一件集評す

へきに、却て此三人脱走之者共江組し、予及び一子長

(毛利広烈)

門守之命令を違背致し、殊ニ自仮之所業を働キ、陛

下江書翰を送り不意に一揆を催す、是則最重要之至実

(元書)

以恐縮罷在候、依て右三人之者共ハ親族たる毛利淡路

守江預置申候、此上は如何様之御仕置被仰付候哉、御

差図を相待居候、実ニ右様之儀ニは至り申間敷と相考

申候処、全臣等之命令行届さる処より右様大變差起り、

其罪科逃かたく、臣等兩人共慎罷在、

陛下之御命令を相待居候儀ニ御座候、

(長門宰相、毛利慶親)  
ナガトサイジヨ

記名

外国全権との間に決定する長州の事に拘はらず候也、

穴戸

(親善) 備前

毛利

(元學) 出雲

記名

冊子原寸 縦二四・五糎 横二六・五糎 四枚

戦争和睦之儀ニ付千八百六十四年第九月十四  
日水師提督クーパー及ヒジャウリーより長州  
侯江申立候約定書

第一 以来各国之船舶下之関通航之節ハ、懇切ニ取扱ふへし、

亦石炭・食物并薪・水及び其外要用之諸品ハ売渡すへ

し、下ノ関海峡ハ風濤強き所ゆへ、天氣の模様ニ寄難

議致し候節ハ、無障上陸すへし、

第二 新規に砲台を造営するは勿論、古き砲台を繕ひ、亦大

砲等を備付間敷候事、

第三 一下ノ関市街よりはしめて外国船に向ひ砲発せしといへ

とも、焼失せざるかゆへ、其償金を出すへし、并此度

戦争の諸入費は総て償ふへし、是ハ江戸表におゐて外

國ミニストルより決定する段承諾いたし候、右は此度

之戦争を止むるまでに取結候約定にして、日本政府と

一一五二ノ二

和睦之儀ニ付長州より被申立候書翰訳書

一昨年来朝命幕命に随ひ下ノ関海峡ニ於て砲撃に及び候

処、豈計ん哉、暴発の名を請け、朝命を違背する姿に

なりし折柄、家来兩人帰便を以て懇切なる応諭之趣あ

りしゆへ、再び朝旨伺定度、(毛利広封)長門守京師江向け発足に

及ひしか、未着之内京師におゐて變動差起り、其意を

不得果帰国いたし候、過し三日貴國之軍艦姫島江来着

之由承り、家来兩人差遣し下ノ関海峡通航之儀差支無

之段可申入候様申付候得共、既に開帆後ニ付、下ノ関

におゐて右等之儀尚又申入候様申付候処、時刻相移り

戦争に相成、遺憾之至に候、素より其許江宿怨ハ無之  
我國民を苦しめ候儀を不好、和平を冀候間、よろしく  
酌量あり度事に候、尚委細家老毛利出雲可申述候、

元治元年

八月九日

(毛利慶親)  
松平大膳大夫

英国水師提督江

冊子原寸 縦二四・五糎 横二六・五糎 二枚

一一五ノ三

訳書

一 外国民<sup>夷狄</sup>掃除之期限ニ付、陛下江告知する之栄を得た  
り、則五月十日限り同夷等江触達申候儀決定いたし候、  
尚又此等之趣諸大名江相達し可申候、

四月廿日

(家茂)  
イエモチ  
タイクンノ名

右は文久三年四月廿三日皇帝ノミニストル官より我方

江告知あり、

第二  
一 京師之決定にて掃除之儀ハ五月十日限り触示す事也、

一 武備を専ニし、醜夷を掃除せしむるの命也、

四月

右はテューソー皇帝および大君とのより  
事件を取扱ふ役也

文久三年四月廿六日夜我方に告知あり、

一 夷狄掃除の事ニ付而は、五月十日限りに有之段、京師  
より我方に告達あり、則其領内海岸防禦之儀無怠候様  
精々相心得、攘夷之儀を専にすへし、若彼等襲来いた  
し候様之儀あらハ、此儀諸大名并旗本江無洩通達すへ  
し、

四月

右は水野和泉守京師にありし時通達あり、  
(忠勝)

真写 宍戸行馬  
(刑馬、高杉晋作)

子十月十四日 訳 堀壮十郎

冊子原寸 縦二四・五糎 横二六・五糎 二枚

二三 下之関戦争情報及米艦士官日記 二冊

一一五二ノ一

長州於下之関外夷砲戦見聞之形行追々御届申上置、

去ル八日後之次第左ニ申上候、

一 去ル八日朝五ツ時分より夷船四艘長府領彦島近く乗来同所台場江大砲三拾発位打掛候得共、彼方よりは全不致砲発折柄、台場脇入海之所より凡拾式三反帆之和大船一艘出帆、陣笠を冠候者共多人数乗組居候哉ニ見請居候処、十町計之処より直ニ夷船より大砲四発打掛候得共、船前後江落、追手ニ而無程島陰ニ相成、同島之内南風泊之方江乘行、尤同所台場之儀は兼而三百五拾人出張居候由御座候得共、右通不致砲発候ニ付而は、右船よりは勿論前夜下之関辺江決而引取候儀相違有之間敷、左候而外夷右台場江追々上陸、旗を立、夫より居付之大砲都而奪取、終ニ陣屋一ヶ所、人家拾軒位并火薬等段々焼捨、申刻時分下之関町下江碇泊、其日は夫迄ニ而砲戦等全無御座候、

一 右同日下之関より小船壹艘小倉領田之浦碇泊之夷船江さし越候由相聞得、何様之訳ニ而右通之事候哉、為尋問小倉藩兩人同九日夷船江乗付承候処、長藩宍戸刑馬杉尾徳介参り、公武依御命令去夏通船江砲撃ニ及候処、此節數艘渡来及砲戦候得共、中々難敵、就而は和を結び呉候様申ニ付、夷人より御命令ニ付而は何ぞ証拠相成候訳合ニ而も可有之哉、左候は見届度との趣申入候処、墨付等も有之、山口表江掛合之上明後十日昼時分持参可致との事故、其通取究置候由承届、九日より砲発相止、和睦之姿ニ相見得候得共、其後之次第旁分りかね候処より、昨十二日小倉藩又々乗付尋問いたし候処、長藩毛利出雲・杉尾徳介・畑野金五・渡辺庫太去ル十日讓夷仰出書并国主より之直書一封持参いたし候付、開封ニおよひ候処、砲機不相揃迎而も難致敵対、此上は和を乞候外無之文言之書面ニ而、印形も無之不承知故差返し、いつれ取次

(毛利慶親・広封)

ニ而は束々弁兼候付、大膳大夫様御父子間江於下之関提督より可致御直談、左様取計候様申答、使者差返し置候、就而は仮令此節之一条和儀相整候而も形行政府江申出、彼御方御談判相済候迄は台場取拵候儀は不相成、尤下之関町家を焼払代ニは金子何程可差出哉、勿論各国申合之上、軍艦数艘差向候事故、おのつから失脚金も可差出、併員數之儀は追而此方より可申付段も為申置由御座候得共、昨日迄は何分返答無之由、左候而去ル五日・六日砲戦之節、外夷戦死・手負都合三拾六人之由、長兵は多人數討取候得共、何程と申儀不相分、且台場居付之大砲都合六拾三挺取揚置候旨為申由応接いたし候、小倉藩茂呂三郎平と申者より直ニ承届夷船今日迄も都而滞船仕、長州表評儀区々之由相聞得候得共、慥成儀相分り不申、両三日中ニは何分相決可申奉存候間、精々承合何分共相決次第罷帰、形行可申上候得共、其内是迄見聞之次第右通御座候間、此段御届申上候、以上、

子八月十三日

小倉滞在  
蘭田彦左衛門

英商カラハより承候趣は、昨日申上候通御座候、昨夜猶又英コンシュル「ガラル方江堀壯十郎差遣承合候処少々異同茂御座候故、猶又申上候、

一 死亡人拾七人、内士官式人、余は都而戦卒ニ而、手負は凡六拾人余御座候由、

一 陸兵五百人、外ニ船卒等千五百人、都合式千人上陸為致候処、長州より夜打を仕掛、互ニ鉄砲打合、此時ニ死亡拾人位茂御座候由、刀鎗之疵受候者は老人茂無之、都而鉄砲疵、内老人は矢疵、

一 山蔭ニ屯居候長州勢江鉄砲打掛候処、都而何方江欽退散、其行方を不知、

一 既ニ下之関可焼払之処、長州より和談相成候付、下之関は其假にて相替儀無之由、

一 掠取候大砲八拾挺は、皆軍艦江積込候由、

右之通承得申候、今日幸便御座候付、猶又為御見合申上候、以上、

子八月十三日

御側役衆

追而、品川藤十郎より今朝書面差出申候付、  
是又差上申候、

長崎在勤  
汾陽次郎右衛門

当八月五日より十日迄長州一件荒増之事

一当月八日長州家老英吉利船中江罷越、和睦之方江いたし呉候は、向後外国船同所海狭通行致し候とも決而放發等致す間數旨申出候由、然に何等之訳を以是迄右様炮発いたし候哉、英之方より相尋候処、右は京都并江戸大君之命に因て致し候儀ニ有之、此方ニおひて決而放發之存寄ニは無之由返答有之、左候へハ其国而已ニ命令之下り候訳茂有之間數、外諸侯ニも其命無之候而は不相叶処、外諸侯は右様之儀無之、其国のミ右様い

たし候次第無之、弥左様ニも候へは定而命令状可有之付、是非一見いたし度旨英より申聞候処、いつれ一見為致可申旨ニ而其日は退船いたし候由事、

一尚当月十日外長州家来船中ニ参り、右之応接有之候処右は全く間違ニ而、太守之命と申事ニ被申聞候由、然処左様時々相違等有之候而は不都合付、是非太守ニ面會いたし度、一体太守はいつれに被在候哉相尋候処、萩ニ罷在候段相答候趣、萩迄は幾日路にて通行出来候哉相尋候処、二日路之由返答有之、左候へ、昼夜ニ而日数三日なれば充分ニ可有之ニ付、十三日迄相待可申間、其日ニは是非下之闕迄太守出張相成度、此方よりも上陸面会可致旨申出候処、萩まで山路等ニ而夜中通行出来不申ニ付、十四日までならずは其儀出来兼候よし返答有之、然らば十四日迄相待候付其日無相違面会有之候様いたし度旨申聞候趣之事、

一右応接のため式艘程相残り、跡船は兵庫開きのため大坂江趣候由之事、

一 水夫耆人乗之端舟下之関の方江潮先ニ流され候処、長州方より小舟にて乗付、右水夫耆人を相手として四五人にて散々殺害ニおよひ候由、然に右応接中に其儀をも申出、殺害致し候本人を差出、且端舟も新ニ造作いたし呉候は格別、其儀不相叶は其為耆万ドルラルを償ひ候様申出候趣之事、

一 下之関人家丈ケは焼残り居候由、然に応接中若此方より望む丈ケ之儀難被及聞候ハ、下之関を尚放火致すべく旨申出候よしニ候事、

一 五日八ツ半時比、既に戦争ニ及はんとする時、薩州沖より四五艘之日本商船下之関の方江落すを英船より見懸ケ、直に端船を送り不残帆を卸させ相止メ候由、右は全ク怪我等無之様の為なり、然に右日本船之内壹艘は石炭を積請居候よし之処、是は相応之代価を払ひ右石炭は不残英之方江取入候趣之事、

一 戦争中長州方より漸く玉数百発程ニも及ひ候よし、尚奪取之内ニは木筒并石玉等有之候趣之事、

一 右長州江罷越候外国船は不残にて、十七艘之趣ニ有之耆艘毎ニ多分耆人ツ、は日本人乗組居候様ニ有之候事一 昨十二日入港之仏船は分て下之関相開け候儀、当所江注進のため也、且右之次第一先本国江為知のため、当所より直ニ上海江向昨日夕方出帆いたし候事、

右之趣、奉行所より公義蒸氣船乗組之内田中六之助・戸瀬正平と申者、当朔日当港渡来之英大炮船コツケツトル乗組せ、彼方江内蜜差遣有之候処、昨日入港之仏良西軍艦より立帰り、同人等より直ニ承候次第荒々御含まで申進候、以上、

(裏表紙ニアリ、先)  
「甲子八月十三日」

冊子原寸 縦二九種 横二種 一一枚

一一五二二

(裏紙)  
「長州」

戦争日記  
外国

亜墨利加

軍艦ターキヤン乗組

ウエンリート

七月廿八日晴

一 亞墨利加ターキヤン軍艦ニ朝五ツ時乗組、申酉ニ而蒸氣を沸騰し、逆潮を撃き雷声を轟し横浜出艦、同日朝六ツ時出艦之拾艘、英仏軍艦ニ浦賀・下田之間ニ而行逢、瞬目之間ニ數里を隔見る事不能、又下田より七里程先ニ而ヲランダ帆船ニ逢、其間四五間を接するに、船將互ニ説話す、支那上海より横浜江來ると之よし、無間もフランス帆船ニ逢ふ、互ニ旗を揚げ過行、伊勢沖ニ而日西海ニ没する事、

七月廿九日晴

一 無絶間蒸氣を沸騰し、昼夜運用、土州沖ニ而日夕陽ニ至る事、

同月晦日晴

一 昼八ツ時伊予国沖ニ至り、夕六ツ時同国浦ニ碇を下し

暗礁を探索し測量す、暮六ツ時空砲祝発之事、

八月朔日晴

一 昼九ツ半時ヲランダ「ジョンビ」軍艦來ル、同刻出艦、夕七ツ時豊後国属島姫島江兩艘とも碇泊之事、

同月二日 昼八ツ時より夕七ツ時迄大雷雨

一朝四ツ時より夜四ツ時迄ニ七月廿七日出艦之分拾六艘之軍艦おり／＼ニ着、各同島ニ碇泊之事、

同月三日晴

一 各国軍艦よりハツテラヲ卸し、島中之様子見分之事

八月四日晴

一朝五ツ時フランス軍艦先陣ニ而各列を正しく出艦、下之関入口台場を距る事凡老里程手前ニ而碇泊、又英軍艦老艘蒸氣を盛ニいたし、矢を発如くニ而來ル、暫時ニ同所江碇泊、各国軍艦より遠鏡ニ而台場之様子其外隣国之形勢を見る而已にて、日を終る事、

八月五日晴

一 下之関入口江向フランス「トークレッツ」艦先陣、続ひ

て各出艦、内四艘フランス「エキリス兩國艦ハ砲之台  
場と向ひ合、昼九ツ時いつれも砲を下し、長州之砲発  
を待事半時計、先方更ニ砲発無之故、先陣之仏艦より  
英ユナリス艦今般之軍事惣督方江使者来る、其内昼八  
ツ時比右艦より砲発するのミニ而、夫を相図として先  
陣之仏艦・英艦より砲発、各艦よりも砲発、長州之方  
砲式三四之台場より砲発、恰も霹靂之如クニ而、砲煙  
天ニ漲り、其形勢難尺筆紙、台場之砲発は船迄不来、  
水中ニ落る事大半、異艦之暴母便破烈して台場を崩し、  
又は火薬蔵江火移り大火ニなり、昼八ツ半時計ニは台  
場ニは砲人も長州勢無之、只一面ニ火勢盛ニなる、凡  
夜四ツ時比迄焼る、未四ノ台場は火薬蔵砲焼る而已  
ニ有之、砲発は暮六ツ時計ニ止候事、

八月六日晴

一朝六ツ時長州より砲発、夫より異艦ニ而も砲発、艦ハ  
千変万化、長州砲式三之台場より砲発無之、四ツ台場  
計砲発、凡拾発計ニ有之、昼四ツ時英仏蘭とも砲之台

場江上陸、凡千五百人程、砲式三四之台場江人数を分  
ケ、いつれも異人旗を建、右四ヶ所之陣所不残ボンベ  
ンニ而焼失、最寄之民屋多分焼る、暮六ツ時迄所々山  
之蔭ニ而長州方之伏兵と戦争有之、其度ニ艦中より敵  
屯所江測ボンヘンを発す、陸戦は小銃之而已ニ而、長  
州之勢砲人も不見、台場は砲より四迄不残異人之旗を  
建ル、且大砲江は悉く火門江針を打、暮六ツ時ニ至リ  
上陸之人数不残帰艦、昼夜諸方陣所并民屋焼失之煙不  
絶事、

同月七日朝曇昼  
より晴

一朝六ツ時異艦士卒千五百人上陸、戦争無之、長州勢敗  
走、折々艦中より砲発、亜墨利加国ターキヤン艦之医  
師ウエテル上陸ニ同行して、四ノ台場江先陣ニ行、大  
将体之もの脱捨たる具足砲領持来る、矢并暴母便之玉  
等持来ルもの多分有之、同日戦争之手負人、英艦より  
砲人為養生、昼八ツ時比右艦江揚ル、夕七ツ時廻り三  
里程之遠山ニ長州勢異艦眺望之もの四五人有之、其余

今日ニ至る迄老人も不見、手負七人、夕七ツ半時カン  
クラ英艦より揚ル、右ハいつれも小銃之手負ニ而、六  
日戦争之長勢凡四五千程之伏兵本ノマと之時ニ有之、暮六ツ  
時比上陸之士卒とも帰艦、夜九ツ時比迄諸方焼失之煙  
不絶事、

八月八日朝曇昼  
後小雨

一朝六ツ時艦中之士卒千五百人上陸、追々向江進行、同  
刻英艦より手負老人、同昼四ツ半時外英艦より当艦江  
揚ル、昼九ツ時長州方之重役老人小船にて白き旗を建  
英艦ユラリス「惣督アムラル方江来ル、和を乞之応接  
有之、昼九ツ半時諸艦中櫓江各白之旗を揚ル是ハ敵降参  
之印なり  
砲発相止、明後十日昼九ツ時までニ大膳大夫殿英艦惣  
督方江和談之約定取繕ニ参候心得ニ付、戦争見合候様  
前条使者申聞候事、

一昼八ツ半時、仏艦上陸之士卒老人戦死之もの死骸、豊  
前国小倉より出張之浦諸役人江示談之上埋葬、五番之  
台場仏艦拾発計之砲発ニ而、長勢悉く敗走、大砲三拾

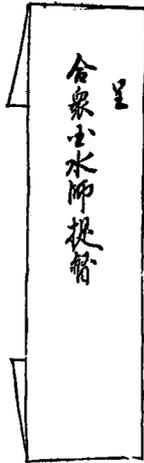
五不残上陸之士卒火門江針を打事、

八月九日

一朝六ツ時出艦、昼四ツ時姫島碇泊、是ハ手負人乗組ニ  
付大気流動之為、且は吞水等調ニ参たる事、

同月十日晴

一朝五ツ半時姫島出艦、昼九ツ半時長府着艦碇泊、英国  
ユラリス艦江昼八ツ時艦將と同行、長州藩中拾五六  
人大膳大夫殿書翰持参応接中ニ有之、帰艦之砌右書翰  
持来写左之通、



昨年来

朝命、幕令ニ随ひ、於下関外国船を及砲撃候処、豈凶、  
暴発之名を蒙り、違背

朝命ニする姿と相成候折柄、家来兩人帰便を以て懇諭  
之趣有之候付、

朝旨伺定度、長門守及發馬之処、未着中京師變働差起り、不得止中途より帰国、不得果其意、過ル三日貴国軍艦姫島来着之由ニ付、下関通航差障無之段可及応接と、家臣兩人ニ書翰持參申付候得共、御出帆後ニ付、猶又於下関可及応接之処、時刻相移終ニ戰爭ニ至り、遺憾之至ニ候、素より宿怨は無之、数万之国民を苦しめ候も不本意事ニ付、和議を冀之外無他事候、此義宜ふ御酌量被下度、委細家老毛利出雲其外可申述候、以上、

元治元年

八月九日

(毛利慶親)

松平大膳大夫



但在判居判とも真写之事

八月十一日晴

一無記事、

右は、去月廿八日横浜出艦より八月十一日迄之日記ニ而、明日老艘横浜江帰艦ニ付此候ニ而差贈、長州方台

場ニ備へ有之大砲ハ老番より五番迄之分大砲不残ニ而八拾挺、英仏之軍艦江揚ル、車台は悉く焼払、異艦ニ而は怪我人無之、上陸之戰爭之砌死人老人、手負之もの式拾人、是は追々ニターキヤン亜墨利加軍艦江揚養生いたす、長州方より昨日鶏其外品々多分ニ手負之もの江見舞として贈る、先方手負人数不知、去ル七日豊前小倉領浦江上陸談合役人面会様子承り候処、長州之暴戻悉く悪み、異人之入用品は何ニ而も夫々可用意旨申聞、是ハ実見分事而已にて、艦中倉卒ニ記たる故遺漏之処をも少々認、脱文ハよろしく察見を希ふ也、

元治元年甲子年八月十日夜

亜米利加

ウエンリート

下ノ関艦中ニ認

元治元年 (1864)



〔裏表紙ニアリ、朱〕  
「甲子八月」  
冊子原寸 縦二九極 横二極 一一枚



二三 長藩内情、下之関戦争ニ付夷人ヨリ幕府

へノ届書、同戦争ニ付夷人ヨリ牧野和泉  
守へノ建白、長州償金契約、松平閑叟ノ  
征長不可論、水戸侯ヨリ近衛卿へ長藩寛  
大ノ処置建白 以上六通一冊

(表紙) 一長州藩村岡伊助於大坂召捕申出之口上覚

馬関襲来之外夷共より幕府江申出之書付

肥前佐賀侯御国触之写

水戸侯御建白之御書取写

一一五三ノ一

長州藩村岡伊助申出之覚

一長州之事情申立候儀は、臣下之身ニ取難忍候得共、始  
終奸臣共之邪計ニ依而、異心無之主家父子大逆之罪名  
蒙、殊ニ元就已来連綿之家系ヲ棄、国内之実情ヲ具ニ  
申願し、主家之為ニ愁訴いたし度由ニ而、落涙致し申  
聞候条々左之通、

一益田右衛門佐始奸臣共、表ニ正義ヲ飭、攘夷ヲ致主張、

父子ヲ誠忠正義ト称し愚弄いたし、政權ヲ司り、粗暴  
之臣浮浪ヲ懐ケ、攘夷家ト唱国家ヲ憂、逆意致候付、

俗説因循家ト嘲り、忠直之臣ヲ冤罪ニ当、又は暴威ヲ  
以テ言路塞キ、我意ヲ恣ニし、去亥八月已来此度之事

件共、皆奸臣之所為ニ而、父子ニおひては佞弁ニ欺れ、  
深く趣意は存申間敷由、

一奸臣之巨魁益田右衛門佐・穴戸五郎兵衛・浅田孝介但須

武政之、政事方奈良崎弥八・永峯藏太・高橋真作但高杉

とも有之・中村九郎・桂小五郎、

一長門守出頭森登・国司信濃・福原越後・日下泰助(義助力、久坂玄瑞)・太

田市之進・弥村左門但佐久間佐兵衛変名、

一奸臣新法ヲ妨ケ、長州元祖より之国典書籍等、去々戊  
年中都而焼捨候由、

一先達而以来浮浪之徒ヲ招キ、攘夷之魁可為致趣を以、

凡三千人計奇兵隊ト唱、屯集為致、実は忠直之者奸徒  
ヲ可覘討ヲ恐、予防として重立候奸臣平常途中老人ニ

凡式百人計ツ、曳連籠在候由、

一 奸臣共奇兵隊ヲ以テ忠直之士ヲ殺害致し、御使者ヲも隊中之内より為暗殺候趣承及候由、

一 長州社稷之臣は宍戸備前・山口与一兵衛・小倉源五右

衛門・棕梨藤太・中川各右衛門・同志卯之介父村岡伊

右衛門、其余普代恩顧之士之内凡三百人計、備前は先

年来度々及忠諫、国家之頽廃ヲ救事ヲ専務ト致し、吉

川(蘇幹)監物江志ヲ通シ候儀ヲ奸臣共佞弁ヲ以テ離間いたし

或奇兵隊ヲ以テ通路ヲ立切、去八月京師變動之節、防

州山口国主父子之屋形ニ而、備前右衛門佐江及議論、

終ニ右衛門佐より被言伏、備前退出後奸徒忽チ父子ヲ

説付、備前之忠諫ヲ言消シ、奇兵隊ヲ指揮いたし大統

携、備前之居邸ニ押寄暴発之形勢ヲ示シ、其後之忠諫

ヲ塞キ候由、

一 去八月萩在番忠志之聞有之者大半罪名ヲ付、前文与一

兵衛・源五右衛門は遠流、藤太・卯之介・伊右衛門は

幽閉、其外格録ヲ削、又ハ退身等為致、奸邪及拔扈候

付、伊介山口ニ至り大膳太夫ニ及面会、公武よりハ粗暴

之唱ヲ以テ御不興ヲ蒙り、終ニ列国ニは尽く追討ニ被

向、其上五大州ヲ敵ニ曳受、何ヲ以テ欽攘夷之功可相

達、却而亡国家名断絶之禍ヲ招キ候儀顯然之次第申述、

及諫争候内稍懲致候廉も有之、奸邪之徒不義ニ導候儀

ヲ悔悟之体ニ相見候場合ニ至り、昨近之奸臣他事ニ託

シ伊介ヲ遠ケ候付、不得止引取候節、疾ニ奇兵隊ヲ以

テ伊介ヲ残害可致手立も有之候由、詰合同士之者より

急々申聞候付致流行萩江驅帰候処、統而閉門之沙汰あ

り蟄居いたし候内、京師ニテ乱行之罪名ヲ以テ追討之

諸家被向候哉之噂付、国主父子出陣之設有之由及承候

処より、前文卯之介・藤太・一室内々致痛心、伊介萩在

番忠志之者一同萩城下明論館(備)ト唱候学校江集立為致、

国之危急ヲ救候儀ヲ及談判候上、速ニ奸臣共ヲ討取、若

大膳太夫出陣致し候、ば輿ニ纏り引止メ、討手之総督ニ

就テ国主父子異心無之儀申披、同志一同其場ニおひて

致切服(忠)、死ヲ以テ大膳太夫家系断絶不致儀ヲ歎願ト監

約之上、藤太・卯之介・伊右衛門は居残、伊助始凡三百人山口ニ至り候処、奸徒疾ニ相察シ、国主居邸之四方ニ奇兵隊ヲ以テ陣列ヲ立防禦之備有之候付、及暴発候而は逆賊之汚名蒙候儀ト相屈、本意ヲ不遂其假秋江引退候由、

一吉川監物は其道ヲ弁シ、国事ヲ憂、将長之職量有之、

屢主家ヲ諫候よし、

一毛利淡路守・右京亮(左京亮カ、元周)ニは右衛門佐ヲ始奸徒之權勢ヲ恐

随従いたし居候体ニ候得共、前将共ニ凡庸之人ニ付差而邪正剛弱之評論不致由、

一清末は吉川監物ニ寄頼之体ニ候得共、何分小藩之儀、是又是非之風説無之候、

一去八月十八日後主家之父子江讃岐守已下御糺問被仰出候御書取類は、不残奸臣共手元江埋捨、大膳太夫不致披見候由、

一脱走七卿同月已来防州三田尻ニ寄合、沢主水正同十月中生野銀山ニ而乱妨三田尻ニ忍帰り、當時は一同致潜

居候由、

一中山侍従同十月比船路三田尻ニ落来、一旦七卿之居邸江寓居、已後長州ヲ流行所々江転居いたし、近比長府江罷在候由、

一山口は城郭は無之、去々戊午已来長州父子屋形ヲ構在

居、当新城築造中ニ候得共、未成功ニは無之由、

一(真木)楨和泉先年より度々長州江立入、奸徒ニ交ヲ結、去八月国主出陣上京ヲも申勸メ、独立攘夷之議論は和泉并

平野次郎両凶賊発言頭之由、今般京地乱妨之節、和泉儀山崎天王山ニ立寄候趣後而及承、後之成行不相弁由、

一浮浪人并脱藩人ヲ言立致指揮候者は、三田尻ニ罷在候長州藩木島又兵衛事変名木島鬼十郎之由、

一大膳太夫ハ暗直、長門ハ粗暴ニ而、臣民帰服不致趣之風評及承候儀有之由、

一奇兵隊ヲ組候後は、家臣始下賤之者ヲも恣ニ暗殺いたし、暴行甚敷候付、邦内一円国主ヲ怨、人ヲ離散いたし、追付望候程之事ニ相成候由、

一長州藩義士凡四五万も可有之、全之精兵老万ニは不満  
其余僧隊・角力隊など之新兵組立候得共、万一之節は  
瓦解いたし不用立儀顯然之様被存候由、

一岩国藩士は大半武術ニ達シ、精兵老万モ可有之、一体  
長州よりは勇武遙ニ勝レ候由、

一去八月科ヲ受候萩在番前文与一兵衛外重立候四人は其  
俣ニ而、伊助始其余幽閉之者共は追々赦免等有之、再  
主家目通りは不致由、

一今度之拳大膳太夫ニおひて不弁儀ニ候得共、重臣及暴  
発乱妨之上は御追討は難免儀ニ可有之、假令一郡半地  
ニ而も(降カ)隆シ賜り、家系之不滅儀ヲ只管奉歎願候由、

一今度福原越後致出府候付被差添可罷登旨、伊助并同志  
前文藤太倅椋梨早太郎、宇右衛門倅亀之介外ニ譜代之  
藩臣共江主命有之、趣意柄は不弁候得共、先年之御不  
興ヲ奉謝儀可出来、左スレハ国家之為ニ可有之ト伊助  
始付属之者ニも存誤、追而伏見街本ノマ道方発之驚歎いたし  
自殺ヲ決候得共、奸臣逆賊ト并戸ヲ肆候は無念之儀ト

存シ直シ、山崎ニ至り越後ニ謁祈百巧之次第及承、此  
上ハ国内之実情ヲ申立、主家之為可致歎訴ト決心いた  
し、終ニ被召捕候儀ニ有之、且長州御追討有之候は御  
道案内致し、国元之忠臣江合体、奸臣ヲ及誅戮度、是  
生前之志願ニ候得共、一旦朝敵乱防之徒ニ加り候上は、  
此俣極刑ニ行れ候とも素り之覚悟ニ而、聊末練之志底  
無之由、

一一五三ノ二

先達而馬関江襲来之夷人共より横浜ニおひて幕  
府江届書之写左之通

一此度長州戦争振之儀付而は、八月三日異船九州江着帆  
同四日及談判候、右趣意は、昨年来外国船通行之節、  
無謂発炮迷惑ニおよひ候、依之先非ト悔、向後不致発  
炮候ば無異儀、左も無之候ば可及一戦と掛合候処、不  
致承引、同五日從長州発砲、同六日互ニ鬪炮、外夷上  
陸諸台場鉄炮ヲ奪取、同七日休戦、同八日海陸大戦、

同日長州より白旗ヲ揚、<sup>(降)</sup>隆ヲ示シ、家老毛利出雲書翰持參之上、昨年来外国船見掛次第発炮之旨趣は、自己之処置無之

勅書之趣も有之、且於 政府攘夷之御請被 仰付候御書付写等も相見候得共、実以攘夷之

勅書御請書等御渡之上は、日本惣国炮撃可有之処、無其儀、長州一国ニ限り攘夷之

勅詔と申儀も有之間敷、併其辺は外国ニおひて不致關係事件ニ而、唯々復仇之私情ニ候旨申聞、右様連日及

戰爭候上は、軍費返弁ヲ初都而四ヶ条之約定書差出可申旨及強談候処、別紙書付差出候付取歸候、且長州之

内情は從日本 政府軍勢被差向節は、外国江応接可相頼萌ニも候哉、是迄ニ換リ<sup>本ノマ</sup>格別懇志ニ而援助頼度、深

意何となく言端ニ相顯れ、軍陣ニ臨ミ各国不致關係事件ニ拘リ応援など候邪政は、各国普通之法則も有之候

間、如何様絶歎致し候共、勿論取用不申、傍觀可罷在候、右様之暴志有之長州ニ候得ば、速ニ軍勢被差向御

征伐可然旨、横浜歸港之上建白、

一五三ノ三

去六日七日牧野和泉守様御宅ニおひて長州江罷越候英仏亞蘭四ヶ国之ミニニストル建白之次第左之通

一 右は乍恐 日本政府半表半裏之御処置多く、既ニ去ル巳午年ニ被遊候条約書は、乍恐

勅許之上ニ而被差向候儀ニ而は有之間敷故ニ、京地ニおひて鎖港攘夷トのミ仰出れ、三四年之助習之泥ミ外

国江指夷賊又は夷狄坏と、禽獸之如く輕蔑致し候族も不少、併夫等は大海ヲ不識井蛙之口より出候事ニ付、

敢テ伐シ候所存ハ曾而無之候得共、右之通外国条約取結候程之大事件ヲ京師江隱惡被成候御趣意有之間敷、

右様無謀之御政事ニ而、外は專攘夷と唱、内ニは恐夷之心深、自然

皇帝并諸侯伯ヲ御欺被成候ニ付、長州之如き暴臣乱ヲ

企候、併逆も攘夷は相成間敷、又

違勅は猶又相成間敷ニ付、此上

皇国之御為ニは是迄不 奏 逆翰ヲ幾重ニも御詫被成候而、諸巷(巷)悉御開交易ヲ广大にし、専外国和親ヲ篤ク

被成候外は有之間敷、左候ば不求して国内安穩、万民高杭之基ニ候、誠ニ

皇国御為之赤心ヲ出し候、聊一己之欲情と御聞取被下間敷候、

一一五三ノ四

長州江約定之条々左之通

一 此度之軍費相償可申候事、

一 下之関通航之外国船江対シ乱妨致し不申候事、

一 新台場ヲ取建、有来之台場江大小砲備付并修復致し申間敷候事、

一 過料之儀は高政府江各国公使許トモ有之との裁判ニ任可申事、

以上、

元治元年甲子八月八日

松平大膳太夫

慶親墨印

一一五三ノ五

(鍋島直正)  
松平閑叟様仰出之写左之通

一 此節長州及暴動朝敵之姿は有之候得共、誅伐之儀ニ至而は決而不可然、外患中彼術中ニ落入候而已ならず、

公武一和ニ攘夷大義難至、就而は公卿間ニ周旋不叶は

天顔、乍恐 御諫言被申上、御国是一定御上京被遊候事、

以上、

一一五三ノ六

当八月朔日水戸侯より

近衛殿下江御建白之写

一 謹而奉奏上候、長藩士等宰相儀

勅勘之身ニ有之候処、其臣不奉恐

朝廷入京之中騒動、所々延焼、其罪不軽は勿論と奉存候、依之京・江戸・伏見・大坂之長州屋敷悉焼払、或は墜棄ニ相成候段、其罪科之当否は姑措之前代未聞之儀ニ奉存候、然共是等違論可奉申上様無之候、然ニ長州ヲ是トシ官儀ヲ非トスル巷談野説之無知之輩ヲ召捕ニ相成候由、是必非

聖斷、左右掩

聖朝之所致ト奉愚察候得共、是政道第一之大関不奏上は不可有奉存候、天下之口ヲ塞而国家之及危難候は、古今未干此ニ無之、恐くも承久・元弘も皆此ニ被為在候と奉存候、古聖王之辞ニは之ヲ藪蕘ニ問ト承及候、天下之利病能為知ニ御座候、天ニ無口以人ヲ令言、巷談野説トいへとも能々被為在納容候而、广大之正義ニ被為備度奉存候、匹夫匹婦之如く己ヲ非トシ、彼ヲ是トスル者ヲ被為咎ナド浅間敷御事ニ而、恐なから天子ハ穆々之聖客ニは無之欵ト奉存候、宰相罪科之儀

を未自知候得共、最早攘夷之

勅説確乎之天下万民之為独立 勤王、其意無可賞候共難申欵ト奉存候、時ニ阿リ勢ニ付く佞人之類ニ無之候藩士等入京已前度々歎願之処、輕其筋ヲテ可奉願旨御諭、是泰平無為之御事、方今之時節如此ニ而は流臣等之裏情奉逆

天朝聖徳候事不能迂遠疎濶ニ而は、奸臣途ニ横候儀も有之候、且於不立去は可加誅伐旨ニ付、彼等も武士之義氣憤激之余リ押而入京之処より動乱ヲ生シ候事、全く無拠所致と被察候、藩士之所為は宰相之罪勿論ニ候得共、宰相父子動靜又流志ヲも無御糺明、朝敵ヲ名トシ速ニ征伐候而は、公論とは難申上欵ト奉存候、是巷談野説之者ヲ召捕ト同轍ニ御座候、人之己トスルヲ咎ムルハ自ら心慊さる所あらんと、有司ヲ御責被遊候ば所逃其罪無之欵ト奉存候、能々巷談野説も御採用被為在度候、今之時節上人ニ而も義氣之士可執用ニも御座候、況大藩をや、乍恐民之所好好民之所垂ニ而至当

之 公論、寛大之徳容ヲ以、

聖断被為在候様御執奏奉願候、若長州遊説するを以於  
蒙罪ヲは、臣敢而不辞死候、誠恐誠惶謹言、

付紙

於京、老々中川宮様始并会津侯ヲ誹謗致間敷との趣町  
触ニ相成、且大坂ニおひて長州ヲ誉候者召捕之由候事、  
(裏表紙ニアリ、朱)  
「甲子年」

冊子原寸 縦二七糎 横一九糎 一一枚

二番 京都類焼者及困窮者へ施米ノ件

此度類焼ニ逢難波之もの江米銭又ハ粥等為御救被下候得  
共、運路難抄取京積米払底之趣ニ付、市中一体江為御救  
玄米五斗入老万俵安直ニ御売下ケ相成候、尤老人ニ付玄  
米老升代銭百文之積、老人別切手可相渡候間、右切手を  
以引替可申候、

但切手ハ町役人共江相渡候間、借屋人共離散いたし居

候もの元町江立戻り、町役人共江請取方可申立候、

米渡箇所

千本寺之内

三文屋利兵衛

知恩光院笹屋町

近江屋源兵衛

河原町四条

枳屋喜兵衛

今出川烏丸

若狭屋久兵衛

宝町上立売り

井筒屋伊兵衛

石薬師寺町

茶染屋五兵衛

西堀川出水

松村屋十兵衛

右同六角

田中屋利三郎

新柳馬場二王門

麴屋久兵衛

建仁寺町

金屋惣兵衛

松原建仁寺

近江屋三郎兵衛

鞘町

枳屋市兵衛

八条大宮

鱗形屋喜右衛門

大宮仏光寺

丹後屋忠兵衛

右之趣散在之町人ともへ見掛次第可申聞事、

子七月

奉行所

此度為御救於所々ニ日々人別ニ玄米下ケ渡候得共、混雜公平行渡兼候哉ニ付、右渡方相止メ、更ニ落中落外統々町々江玄米老万石分配被下候間、町役人共ニ而家数取調貧富ニ不拘同等配当可致候、渡方之儀は日割を以、持場雜主町代共より可為申通候、

一右之外ニも先達而相触候類焼町々之者共へハ、一万石増御手当被下候儀は別段同様町役人共より家数取調、配当可致候、

子八月

奉行所

文書原寸 縦一八種 横二二九種

二五 下之関戦争報告其他

三通一綴

一一五五ノ一

八月廿七日

封廻状

神奈川奉行支配

組頭

改揚座敷へ差遣ス

脇屋卯三郎

毛利大膳家来

奥平数馬 年四十八

下通尋之上 揚り屋江差遣ス 同

遠藤太市郎 年四十九

右昨日於評定所寺社奉行酒井若狹守・水野出羽守、町奉行松平石見守・池田播磨守、御勘定奉行根岸肥前守有馬出雲守、御目付小笠原刑部立合、出羽守申渡之、

右一条風聞左ニ、

右卯三郎は、元寄合跡部甲斐守小侍相勤、御徒之株式を買請組ニ入、夫より御徒目付相勤、夫より当時五拾俵高・御役料式百俵・御役金七拾兩、生国長州之者ニ而攘夷之儀ニ付而は此者長州江手引致し、賄路を受納いたし、此度密状を長州江飛脚ヲ以送り候処、御不審之儀有之、関門ニ而飛脚之者被召捕候由、宿所牛込御徒町横、家内諸書付類御取上ケ封印宅番付有之趣、但當番ニ罷出候節御召捕相成候由、書物惣而御取上

ケ、

又一説ニは、

麻布龍土長州屋敷御取上ニ相成候節、諸書物等も御調相成候処、右之内へ手紙等も有之候付、早々御召捕相成、右ニ付長州家来式人も於評定所一ト通御吟味之所脇屋卯三郎儀証拠之内有之故、成行相分り、揚座敷へ被差遣候由御座候、

一一五五ノ二

八月十九日御達

(松井康泰)  
松平周防守

野州辺ニ屯集浮浪之徒、当節水戸殿領分潮来村江相集居、近村及暴行候ニ付、為追討其方人教明日中出立、小金より府中辺江為出張、右討取方敵重可被取計候、右ニ付為取締御目付戸田五介、歩兵頭河野伊予守并ニ役々差添被遣候間得其意、委細之儀は五介・伊予守江可被談候、依之御府内昼夜廻りは 御免被成候、

八月

一河野伊予守始役々、小炮組并歩兵共ノ四百人余、同廿日昼後より夕方迄ニ江戸出立いたし申候、

一一五五ノ三

八月廿七日小笠原様より長州外国戦争御届

一去四日昼九ツ時頃、異国蒸気船十八艘上筋より乘来候ニ付、物見船差出候処、領内白之江村太刀之浦沖江為乗込相糺候処、英仏亞蘭四ヶ国之船ニ而、昨年已来之為復仇長州へ軍艦差向候段、仏国提督より申立候旨申聞候ニ付、一ト通相宥候得共不致承引、委細は政府へ申立置候間、明朝より及炮発、赤間関破却、諸台場之機器・土地共ニ政府へ御返し不申上候而は、国威難相立段申張、承服之体も無之候ニ付、役人共無余儀引取申候、

一翌五日夕八時過頃、右異船領内田之浦沖へ乗込、長州前田台場ニ向致炮発候処、彼方よりも炮発、互ニ炮発

仕、台場々々相崩、陣屋をも焼立、異人上陸之様子相見得、猶又檀之浦台場へ為致放発、暫く鬪戦及薄暮異人本船江引取、直ニ沖合ニ立戻其假致碇泊候、

一六日九ツ時過、異船又々前田村江乗込、同所台場江向炮発、双方討合、頓而異人共端船ニ乗組、右台場江上陸、据置候右炮不殘奪取本船へ引取、外ニ異船老艘同所沖瀬へ乗懸、相傾進退不叶様子御座候、外ニ異船老艘赤間関八軒屋前へ乗込、同所へ向ヶ致炮発出火候、其節異人両三人端舟ニ乗赤間関引辺之方へ流居候処、長藩之者船式艘ニ而追懸竹洲之方へ漕返し候様子御座候、且又元田浦ニも異船式艘繫船、頻ニ炮発致し、彼方よりも少々炮発、今夕七半時頃陸地より小銃数発相掛ヶ、異人共海陸三方より敵敷炮発、追々陸地より押寄候処、同所台場より地雷火相発し、異人少々損し候様子相見得、同刻過異人数百人上陸、烈敷炮発、加之者と申陣屋辺ニおゐて接戦之様子ニ候得共、山陰ニ而眩と難相分、炮声之響のミ相聞、無程同所陣屋ニも候

哉燃立、夫より前田村人家六七軒燃立、及暮近上陸之異人共夫々本船へ引取、右本船は領内田之浦沖・雨ヶ久保沖等へ碇泊、前田へ尚終夜折々砲発火矢相揚等致候、一同七日異船其假繫船、前田檀之浦等へ折々致炮発候、上陸前より沖瀬へ乗掛、頻リニ本船浮方致候様子有之、同日九ツ時頃異人端船ニ乗組、領内楠原村・楠・大久保村領田と申所へ山際ヲ堀穿、死骸埋葬致置、右相建即刻元船江引取申候、

一同八日朝、領内門司浦沖江繫船之異船より長州弟子松と申所へ台場を向大炮打始、夫々追々瀬戸之方江乗廻し、赤間関辺繫又々弟子松へ乗戻候得共、於彼方応炮一向無之、尤近辺据付置候大炮最早取片付候様子ニ付炮発無之義可有之、右異船之内三艘昼九ツ時前頃、領内大懸川沖迄乘下り申候、且亦最寄前田沖瀬江乗掛ヶ候異船、外船ニ而致救援浮申候、弟子松浦辺迄繫船之異船之内より異人共端船ニ而三艘程も乗寄致上陸、今以折々大炮打掛候段、追々注進申出候、

右之通諸蛮襲来不容易形勢ニ候得共、最前御差図之趣

も御座候間、卒尔之儀精々相別し、兼而手当之人數穩

便ニ用意仕、浦々江差出候様指揮仕置候、此段不取敢

御届申上候、以上、

八月十八日

小笠原左京大夫(忠幹)

冊子原寸 縦二七・五糎 横一九・五糎 六枚

二五 英仏米蘭ノ下之関砲撃計画情報

本文ニ付、異船襲来は有之間敷奉存居候処、去ル廿一日

式拾艘横浜出帆長州江侵入いたす筈之由、長崎奉行所よ

り筑前様江御しらせ相成、夫故同所黒崎辺海岸江追々人

數出張、尤秋月様(黒田清徳)よりも家老箕浦主殿・中老青村可夫・

物頭其外三百人、昨廿三日夜より今朝ニ掛、右異船一条

ニ付筑前様江為御加勢、黒崎秋月屋敷江出張相成候由、

只今彼方手付之者より申出、人數出張ニ付而は相違無之

向ニ相聞得候へ共、異船渡来等之次第いまた分明不仕、

尚探索仕置申候間、追々御届可申上候、此段以張紙を申

上候、

文書原寸 縦一四糎 横三四・五糎

二六 諸外国艦横浜ヨリ下之関へノ出帆一件

本文ニ付

当所役々より異船江乗付致応接候処、外夷共より相答候

ニは、方今長州江襲来之趣意前段之通ニ而、既横浜出帆之

節夫々政府江も申出候処、小笠原大膳(忠幹)太夫様事素り幕府

江御由縁も有之、就中近代御精勤之一筋も有之候間、自

然砲戦等相及彼御領内江は子細も無之候ニ付、必楚忽之

挙動等不致様幕役より御内談も有之候間、聊懸念ニ相及

間敷、乍併時機ニ依而は致上陸儀も可有之、其節は決而

乱妨横行不致候付、可然聞取可呉段夷人より致理解候由

承得申候、

文書原寸 縦一六・五糎 横五三糎

二天 長藩諸役人黜陟人名書付

禁門之變直後

吉川監物より相渡候書付之写

裏判役用談

熊谷式部

奥番頭

佐伯丹下(源三郎)

榎本隼人

栗屋刑馬

湯浅真吾

直目付

湯浅速水

上田寛治(寛作)

竹中織部

国事懸

井原孫右衛門

中川宇右衛門

国事政務方

李(檢樂之)梨藤太

天野九郎右衛門

木原源右衛門

福原荒助

右是迄退居之者共、此節出職、

役召放蟄居

年寄役

清水清太郎

側儒

山県半藏

小田村文助(素太郎)

瀧弥太郎

親類預

直目付

毛利登人

談合役

直目付

前田孫右衛門

大和国<sup>ノ</sup>之助

政務懸

山<sup>ノ</sup>井九右衛門(与一兵衛)

村<sup>ノ</sup>田市三郎(次郎三郎)

波<sup>ノ</sup>多野<sup>ノ</sup>円吾(金吾、広沢真臣)

渡<sup>ノ</sup>辺藏<sup>ノ</sup>太(内藏木方)

猶崎弥八郎

高杉和助(音作)

天野謙吉

中村文右衛門

渡辺伊兵衛

山田又助(亦介)

松岡剛三(剛之)

入窄

中村九郎

親類預

佐久間佐兵衛

宍戸左馬助

竹内庄兵衛

退役

直目付

高杉小忠太

糸賀外衛

岡儀右衛門

木梨彦右衛門(浪江)

政務方

杉徳輔

山田八郎右衛門

玉木文之進

奥番頭

小幡凶書(高政)

文書原寸 縦一六・五種 横一六二種

二五 島津淡路守ヨリ島津久光公へ

勤王大挙之議

此度從

公刃被 仰出候御趣意、乍恐愚考仕候処、都而御政事向  
去々年以前之通被為復候様奉窺候、就而は乍憚是迄御改  
革被為在

公武 御合体も被為整候御儀ニ而、追々富国強兵之実相  
備候儀と奉恐悦居候処、亦々以前之通御変革ニ相成候儀  
残念至極ニ奉存候、且又乍恐

(島津秀彬)  
順聖院様 御遺志被為繼

中将様ニは只管被遊御周旋、御国家之御為御尽力被遊候  
御儀、今更御貫徹被為在候御儀奉察上候、然は此度之御  
趣意も兼而從

公刃 御相談被為在候御儀ニ御座候哉、乍憚方今之形勢

管見仕候処、去七月京師騒動以來は幕威又々更張、庄

朝廷、塞言路、君臣之大義取失、暴政日々熾相成、風俗

頽敗仕、誠以歎敷次第奉存候、就而は

御本藩ニ而は猶更御心配可被為在、依之 御建白被為在  
候御儀と奉恐察候、不苦候は内々其 御趣意奉承知度、  
且愚考仕候得は、此度之失政ニ而は最早

皇国之亡敗已ニ相決候儀と奉存候、至此時候而は乍恐被  
遊 御奮発、西国諸大名被仰合、来春御上京、天下之大  
義論確乎而御忠誠被為尺度御時節御到来と奉存候、就而  
は何卒御決断被為在、諸藩江御相談有御座度奉存候、弥  
右通被為在候へ、其節は領内拳而之力を以、乍恐御付  
属申上而上京仕度所存之外無御座候、此段不奉恐願奉申  
上候、以上、

文書原守 縦一九・二種 横一七六・五種

二六 島津淡路守ヨリ島津久光公へ

參觀交代の件

一先般從江戸表御沙汰之趣、諸大名妻子国邑江引取候共

可勝手次第旨、去々戌年被仰出、銘々国邑江引取候面

々も有之候処、此度

御進発被遊候付、深キ思召も被為在候付、前々之通相心得、当地江呼寄候様可致旨被仰出候得は、自つから御進発之有無ニ而妻子呼寄も進退有之筈と奉存候、殊更最初国邑江御暇給候節も攘夷期限可被仰出、且又皇国を世界第一之強国と被遊、上は 天朝之宸襟を奉安、下は万民を安堵為致度との思召候得は、何れも厚く奉得其意、御政事向御変革之筋等各見込之儀も可有之候得は、聊不憚忌憚<sup>(諱)</sup>国家之御為第一ニ相心得、心底を尽可申上旨被仰出候、已ニ攘夷期限も速ニ可被仰出様奉存候得は差見得、戦地と相成は勿論、富国強兵之虚実ニ相響候事故、差急キ過分之入費を不顧、長途之旅行漸相整、家内不残引越候儀は非常之故ニ御座候、然処末二年不相満又々以前之通參勤、家内迄差登候様被仰出候ニ付而は、其通早々可仕筈ニ候得共、右申上候通過分之入費ニ而家中一統益困窮ニ差及候儀は勿論、仮令差登セ候含ニ而も迎も用途調兼、磔と当惑仕候、且又

随真院ニも

追々老年ニ相成、只管心配罷在候、就而は此度從

天障院様御内命被為在候得は

障姫様御初御動靜如何被為在候哉、右御模様奉承知度

若暫ニ而も御断被仰上候御事御座候ハ、右ニ准し御

断申上候含ニ御座候、此段奉申上候、以上、

一前条同断之儀ニ而、

<sup>(鳥津志寛)</sup>  
又之進

參府も可仕筈ニ候得共、是又心配罷在候、依之同人儀

は持病之疔氣相勝不申、御断申上候含ニ御座候、此段

も奉申上候、以上、

文書原寸 縦二〇種 横一〇〇種

二六一 征長ニ付諸藩ノ形勢探索書

<sup>(端裏書)</sup>

<sup>(付箋)</sup> 「名不知 折田要蔵ナラン」

<sup>(付箋)</sup> 「しらへ濟」

<sup>(朱)</sup> 「甲子年探索書

名不知」

<sup>(細川藤美)</sup> 一熊本良公子頻ニ御上京之御含ニ而、御国許江も其旨御

使を以御相談被仰越、且長谷川仁右衛門をして予め上

京を命せられ、依時機而は関東江も下向、  
公武周旋之筈ニ候由、

右肥後藩山田五次郎より聞

一大樹公御初諸侯伯、此滙又候京師江御打揃、官武一和  
之基本相立、而して後討長之師を起し度と之趣、肥後  
一藩之定論、

一大樹公御上洛、万一御延引ニ於而へ、当春之如く諸藩  
より各使節を差立而催促申上度、薩州ニ於而其儀御同  
意ニ候へ、速ニ其人を撰ひ、御同行為仕度との議論、

一方今瓦解之世態相成候付而へ、責而九州中成共合従一  
定之策を定置度、薩・肥・筑之大藩さへ合体いたし候  
へ、其余ハ素より大藩ニ靡服するニ疑ひ不可有、乍  
然佐賀ハ独立、福岡ハ長州江内応之聞え有之、因而患  
ル所ハ只此二藩而已と之説、

一小倉藩之儀、内実ハ長州之患よりも却而筑前之後襲を  
疑ひ恐れ、頗ニ其趣を以熊本江応援之頼有之候由、

右肥後藩津田山三郎・井上喜太郎輩二三子より聞

一小倉応援之為熊本より出張人数凡二千入位、惣督は沼  
田勘解由と申者之由、先触ニは二千百六人と書記為有  
之由候得共、街道・駅所ニ於而聞之ニ二千ニハ少々不  
充程之人数ニ而候由、

一熊本藩近来大ニ開港論ニ致一定、頗ニ海軍主張之儀ニ  
着眼、既ニ蒸氣船をも入手、猶益々長崎辺江手を付、  
新舶来之炮銃類、追々官府より取入ニ相成候由、

一方今之世態相成、今更一和之説而已を主張いたし候而  
も因循ニ歳月を積、終ニ不可救ニ可至候間、肥・薩志  
を合セ、断然不庭を罪し、大義を天下ニ行ひ、大ニ海  
軍を弘張する之策、当時之急務ニ候と之趣、

右肥後横井平四郎(小徳)之論

一熊本領南之関ニ於而鉄砲鑄製盛ニ有之、当分官府より  
劍銃五千挺之注文を命し、出来方折角差急候由、

右太抵肥後中之議論形勢

一久留米勢ハ有馬織部と云者頭取ニ而、惣勢千四五百人  
筑前木屋(木屋瀬)之瀬ニ去ル七日着、爰ニ宿陣之由、

一拾貳封度三挺・六封度七挺、都合拾挺之車砲押立行軍  
去ル六日冷水岬ニ於て而見之、

一騎馬十四五騎、具足箱為持候員七百余、

一乘輿更ニ無之、騎馬之外都て歩行、凡一日之行軍里程

五里計ツ、之由、

一柳川藩よりも筑前領内軍営場所借入度引合有之候迄ニ

而、いまた何方と地面も不相究由、尤出勢之模様いま

た不相分、

一柳川家老十時撰津を初、当春時分京師ニ於て而周旋いた

したる人数ハ、尽く貶斥せられ、国論亦大ニ変し候由

肥後藩士より聞之、

右大抵久留米・柳川之形勢

一字和島藩ハ当月七日迄ニ国境三机地迄人数繰出し、夫

より各藩之形勢ニ随ひ、豊後鶴崎江渡海、九州路を押

而下之関江掛ル手筈之由、

一字和島留守居を江戸ニ於て而閣老より被召呼、長州江之

封書御渡し、字和島より長江相達候様可取計旨御達し

相成候由、然処留守居より頻ニ辞し申たるよし候処、

当分長藩士儀ハ慎中故封書国許江相達候儀調問敷候間

是非字和島より相届候様、達而御沙汰相成、不得已其

通取計候得共、御封書故何等之趣ニ候歟、更ニ其書意

ハ不相分由、誠ニ奇怪之事也と字和島藩士も大ニ怪ミ

を成し相語候、

一長州益田・福原・国司三人儀は、無恙帰国弥無相違、

左候而防州徳山侯江御預ケ相成入牢之由、右は字和島

産之僧、防州之内某寺江寄宿いたし居、近比帰り来親

しく見聞したる話之由、

一福原越後儀ハ徳山侯之庶兄ゆへ、徳山より預りを被辞

其事を以吉川(経略)監物輩と議論生し、暫時ハ大ニ六ヶ敷事

候処、本藩より警衛人数可被召付と之論ニ定り、其通

ニ而漸く徳山も落着いたし預りニ相成候由、

右四ヶ条之話は字和島藩中井関斎右衛門・島内衛門

之両士江、肥後熊本ニ於て而邂逅いたし詳ニ聞之

一筑前ニ於て而聞く処、右益田・福原等之形行字和島藩士

之話ニ太凶相同し、

一吉川監物近來屢山口江出張、暴論之徒を退ケ、大ニ改政いたし、当分

勅勸を蒙り居国柄之事ニ付、折角謹慎可相加と之趣を國中ニ達し、士分以上ハ月代をも止させ、市中は戸占等いたし、寂として慎居候由、右は筑前藩士榎田角右衛門、近比防州岩国江使節として差越、帰路木屋之瀬ニ而邂逅いたし聞之、尤岩国之儀ハ右榎田現在見たる由、山口・萩之儀も同断之由ハ岩国ニ而為聞と之話、

一長州君臣共当分ハ大に悔悟、吉川を以京師江謝罪之筈ニ而、其歎願書草案を筑州藩より之御使者江見セたる由、併悔悟之唱迄ニ而、いまた其悔悟之姿実跡共更ニ不相見得と之趣、筑前ニ於而聞之、

一筑前藩之儀ハ長州之周旋探索を内々一橋公より此以前御承知相成居候由付、此節表向一度ハ御使者被差立、其後彼方よりも御返礼として使節参候由、其節是迄ハ御近藩之御好ミを以彼是御周旋、且ツ引合も為致事候

得共、此節限ニ而以来ハ絶交仕候間、其通御心得可有之旨、筑前より御達し相成、其趣を即京師表一橋公迄御届ニ被及たる由、

一芦屋其外筑州領江近來防長之船は売船迎も不近付、是迄碇船いたし居候船々は是く追払相成、尤下之関辺遊女も芦屋辺江段々近比参居たる由候得共、是以一人も不残追帰し相成候由、是ハ直ニ芦屋ニ於而土人之説を聞処也、

一長州より石炭買入ニ筑前江商船數艘毎々参たる由候得共、絶交以来石炭も長州之手ニハ一切不売渡由、

一筑前勢当分黒崎・若松之間江上下三千人位出陣相成居頭取ハ加藤司書と申中老用人勤之人之由、

一長州攻撃期限等之儀、筑前より肥前侯江被仰談、御使者を以惣督尾州公江御伺相成居候由、  
(箱川義宣)  
(鍋島茂実)

一筑前之輕卒、先達而小倉領内之百姓と同行いたし、戯ニ近々長州と申合、小倉城を前後より挟打ニして乗取筈也と為申由候処、右百姓大ニ驚愕いたし、其趣具ニ

役筋江申出たる由、折柄筑前勢黒崎辺ニ於而大勢之調練共有之、益小倉疑畏を生し、夫より福岡江音信を絶し、当分之形勢ニ相成たる由、然ル故ニ福岡よりハ右

輕忽之儀申たる者を御糺索ニ被及、小倉江ハ御使を被立、已前通聊無御隔意御交り有之度越被仰越候由候得共、何分いまた小倉疑心解兼、色々巷説申触し、夫よりして肥後其外諸藩之嫌疑も受候半、実無勿体儀也と君侯様之御直話也、

一筑前家老黒田山城出仕を被留、当分慎中之由、右山城(備前)儀長州荷担徒党之巨魁ニ而、筑前藩中之議論も順逆区々之由、依之右山城初暴論体之者ハ、当分折角御取押之御調へ最中之由、

一芦屋御借入付而は、福岡より薩藩士江決而不敬之儀共無之様相嗜、物価高料ニ不可売と之趣迄も御達シ相成左候而出精相勤、聞得宜キ者江ハ後達御褒美可被成下旨被仰渡候由、依之万端土人共叮嚀ニ会釈いたし、家屋土蔵等無不肖見渡し立退居候筋見受候、

一兵糧米は芦屋ニ於而求ルニ至而容易く、僅一兩日中忽チニ二三千俵之米買取候儀ハ何之口能も無之由、芦屋問屋茂七より委細ニ聞届候、

但石之前、今之相場直成代金沓両式歩之由、銭ニシテ拾沓貫貳百文ニ相当ル、

一筑前留守居江戸より申越候趣は、当分幕中之御評議、(毛利慶親・広封)長門宰相御父子を退隠させ、外ニ何方より欽御養子之取結有之、可然旨御内達為有之よし趣申越候由、於筑前彼国藩士川越又右衛門より聞之、

一右長州御養子之人体迄も内々於関東相究居候欵之由、  
一魁ニ名前ハ不取覚候得共、四国・九州辺御大名之御子共ニ而ハ無之と之由、右川越之話、

一加州侯より内々長州周旋有之由、尤黒崎江当分加州舟(前田齊榮)大艦壹艘碇泊、土地之巷説ニ、長門侯御迎として参り居候由之説、

一大坂表九州辺下り船を多く加州より雇入相成居、夫ゆへ下り船大ニ差支、筑前藩京師等より下向之者、別而

難渋いたし候由之話、

右筑前藩士川越又右衛門・篠原幾平兩士より聞之

一 肥前出軍始めハ去月晦日迄ニ繰出シ之筈候処、御達し替之

台命廿七日ニ相達し、夫故出軍差扣、即尾張公之方江日限等御伺相成候得共、未タ何分御返詞不相分由、

一 肥前出軍之惣督は一門鍋島河内と申者ニ而、惣勢上下五千人余之賦之由、

一 兵糧米尅万二千俵余、既ニ小倉表江追々運送いたし置候由、

右肥前藩士千住大之助・井之内小右衛門より聞之

一 筑前黒崎船兵庫江碇泊いたし居候処、先達而京都より

之落人遁来、価之高下を不論可雇入と之趣ニ而被相雇、

右落人共乗セ上之関江送届候由、其節長門侯御上京之

賦ニ而、大勢を卒ひ上之関江滞船之折柄ニ而、京師之

敗走を被聞、大ニ憤怒、再守返し、会稽之恥を雪セ度

と之軍議起り、暫時は大ニ勢ひも奮ひ候由、然処薩之

蒸氣船追々に登り来ルと之説被行、其等之処より欽右

再起之軍議相止、俄ニ帰国之議説ニ相変し、万一於洋

中右蒸氣艦ニ逢候ハ、速ニ長門侯之御本船を相固め、

依時機而は長門公を何れ之船へ也共相忍セ何方江也と

遁れ去候様、於其儀ハ恩賞ハ可任望と之趣船々江達し

ニ相成候由、黒崎船頭帰国之上申出ノ趣也、

右筑前藩士之話

一 長州此節下之関ニ而夷船と戦争之砌、兼而抱置たる浮

浪士、所謂寄兵隊<sup>(奇)</sup>之輩ハ敢而戦者無之、多くハ脱走、

僅ニ残り止る者ハ却而夷人之奪去ル台場筒なと持運ひ

夷人江加勢いたしたるも為有之由、是も筑前藩士より

聞之、

一 長州之使者有川仲祐と申者、七八人列ニ而求麻之相良

家江参り、肥前路江差掛り候由、肥前之内対州領田代

駅ニ而聞キ得、即跡を追而佐嘉江差越聞合候処、佐嘉

江之使者ハ右有川ニハあらず、小幡喜兵衛と名乗来候

由、尤国境迄役筋之者出迎、於其所長州侯之書翰相受

取、即右之使者ハ其所より追返し候由、左候而右之書翰ハ当分

勅勘蒙り被居候方より之書故、則開封も調兼、何様可仕哉之旨

朝幕江御届ニ及び被置候由、肥前藩士之話、

一長州より近比四国・九州諸藩江尽く使節差立候由、其子細ハいまた不相分、人足ハ皆共通し夫ニ而、国許より召列候筋相見え、駅所ニ而人足繼立不致候付、何之間ニ通行候哉、於何方も分り兼候由、是も肥前藩士之話也、

一当分田之浦沖江夷船一艘碇泊いたし居候由、長州と和議調候上、猶何故滞船いたし居候哉、更ニ其子細不相分候付、長崎江差越事情探索ニ及候処、横浜より近々ミニストル廻船ニ而長州と永年不易之通交為可相結、夫迄相待居候由、尤下之関ニ於而最早盛ンニ通商いたし居候由之説ヲ聞、

一於長崎ニ通詞堀壯十郎と致同道、ガラハ江逢取、下之

関戦争以後和議之結局を聞繕候処、長州より之談判ニ元來攘夷鎖港之儀は、於彼藩も敢而所好ニあらず候といへとも、

朝幕之命令ニ従ひ、不得已去年來通船を妨候儀也と之申取ゆへ、軍艦横浜江立帰り、ミニストル江其旨申聞候処、ミニストル大ニ憤怒いたし、然ハ則

幕府表ニハ長州一己之狼藉也と唱、内窃ニ長州江致同意、発砲之命を下し置候儀と見ゆ、此儀ニ於而ハ其由縁糺さずんハあるヘからすと、直様鋭卒五百人を引列江戸江出掛、閣老衆と談判ニ及筈也と近日申越候由、依之最早長州江ハ一向不差構、下之関江残し置候一艘も近々引取ニ而可有之、乍然長州征討之日本軍始らハ居留り見物いたす事も可有之と之由を語れり、

一今般長州征討付而は諸藩江不令管、薩之一手を以攻伐を加へ度と之趣、御願立相成候由、頻ニ於熊本其説を唱候由、彼藩士より聞之、然処其説流伝して於肥前も頻ニ其儀を唱候由、於佐嘉も亦是を聞けり、いまた其

然ル所以をしらす、

一九州諸藩、長州征伐之為ニ出軍したる藩は、筑後久留米一藩のミにして、其他更ニ不聞及、熊本之出勢は小倉之頼ニ被庇、救援之為也、福岡は黒崎・若松自国之境目故、固め人数被差出置候ニ可有之、依之或ハ三千或は五千といへとも、其実ハ漸く其央ニも可至欵、尤藩々何方も近々人数繰出し之筈也と云ハさる所ハ無之独り佐嘉藩士のミ断然として曰、我藩は惣督尾張公之命を待而、いまた一人一騎を不出サ、命令さへあらハ則出軍可致之手当ハ兼而調へ置けり、然ルニ久留米藩等ハ何様之心得ニ而、此節元帥之任を賜たる尾州公之命をも不待、早ツ而師を出シ、徒ニ兵を外ニ暴し候哉、更ニ不得其意と頻ニ嘲笑する形ニ見ゆ、如斯之形勢故御国許之出勢も今姑く持重、満引して妄ニ不発方可宜欵、

右各藩之形勢を觀察し、愚案を加ルニ、熊本は遠近之情実を探り、大小之諸藩を懐け、大ニ志を伸んと欲す

るの気味あり、佐嘉は威勢を以近く小藩を嚇し、遠く関東ニ結び、表ニ独立傍觀之形を示し、内事變ニ投し機會を見而動んと欲する之風采あり、尤二藩共国富兵強し、福岡は其君英邁といへとも、惜らくハ下二人材乏しく、世態時情ニ疎く、動もすれハ事機を誤り諸藩之嫌疑を受ル之失あり、最国俗懶惰、士氣軟弱、其他久留米・柳川以下之小藩ハ固より確乎たる定論無之東靡西従、いつも時之勢ニ随而變遷すると見ゆ、長州ハ表ニ悔悟謝罪を唱、内猶姦謀を廻らすニ似たり、尤関東より之処置弥討長之意有之哉否、可疑可怪事多しと、於所々ニ雖聞之、親しく東行して探索ニ不涉事ゆへ、其実何共窺得難き也、

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第三卷第四七九号  
文書ト同文ナリ)

文書原寸 縦一四糎 横七八〇糎

三六 長州征伐ニ付諸藩兵出動命令

(端裏朱書)  
一 甲子 長州征伐手前書」

山陰道討手

(欠損、「一ノカ」)  
先

(池田慶徳)  
松平相模守

二 龜井隠岐守 (益監)

三 松平右近將監 (武監)

中軍 松平出羽守 (定安)

山陰道討手之面々相統候事、

(前田齊憲)  
加賀中納言家老

長 大隅守

(磨滅、「後備」カ)

右石見国江集会

山陽道討手

一ノ先 (淺野長訓)  
松平安芸守

二 (正方)  
阿部主計頭

三 (池田茂政)  
松平備前守

中軍 惣督

山陰・山陽・四国・九州四道之惣軍被統候、

後備

同

遊軍

右安芸国江集会

四国討手

一ノ先

二

中軍

四国討手之面々を相統候事、

一ノ先

後備

九州討手

一ノ先

二

三

四

右筑前国江集会

(慶徳)  
松平三河守 (安宅)

脇坂淡路守 (勝勝)

板倉周防守

(宗徳)  
伊達遠江守 (久松勝成)

松平隠岐守 (綿須賀齊裕)

松平阿波守

(前憲)  
京極佐渡守 (久松定法)

松平老岐守

(黒田齊憲)  
松平美濃守 (島津茂久)

松平修理大夫 (廣頼)

有馬中務大輔 (龜寛)

立花飛彈守

右筑前国江集会

九州討手

一ノ先

小笠原大膳大夫(忠幹)

二

細川越中守(藤原)

三

奥平大膳大夫(昌服)

四

松平肥前守(頼島茂実)

右豊前国江集会

在所江人数揃置差図相待面々、

加藤出羽守(泰社)

中川修理大夫(久昭)

三浦備後守(弘次)

松平中務大輔(親良)

木下備中守(利恭)

松平修理大夫江

九州討手

一ノ先

松平美濃守(黒田齊博)

二

松平修理大夫(島津茂久)

三

有馬中務大輔(慶領)

四

長州御征伐被

立花飛弾守(鑑寛)

仰出候ニ付而は、書面之通相心得、去月廿四日相達、国許江揃置候人数早々繰出し、当月下旬より来月十日を限筑前国江参集、差図御待可被申候、尤自彼妄動致候ハ、不待差図攻入誅伐可有之候、

但人数之多少ハ、家々高ニ応集選兵強卒差出、雜人は可成丈相省可被申候、尤大小之船々兼而用意致し可被置候、

八月

〔本文書ノ一部ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第三卷第四一〇号文書ノ一部ト同文ナリ〕

文書原寸 縦一六・七糎 横一四二・五糎

〇二五 禁門ノ戦ニ付幕府ヨリノ褒賞

〇二六 禁門ノ戦ニ付一橋慶喜ヨリ茂久公ヘノ感

状

二五 佐多彦五郎ノ探索報告

征長ニ付九州諸藩主ノ出陣情況

〔朱〕  
一甲子九月朔日

筑後  
佐多彦五郎

〔毛利慶親〕  
此節長州侯追討被仰渡候由ニ而、九州大名無殘御出陣

之筈御座候由、右ニ付細川侯〔慶順〕ニも来ル三日比御出馬之

由、尤大小舟式百艘余御用舟相成、当分川尻口より糧

米其外要具積入、豊前小倉之様被差遣候由、

一肥前佐嘉侯〔編島茂実〕も近々御出馬之由ニ而、糧米并要具日々大

村領之内伊万里江御差送相成、同所より積入小倉之様

被差遣候由にて、去ル朔日小早舟数十艘島原湊ニ一夜

滞舟、翌二日出帆之由、

一島原侯〔松平忠和〕ニも御出馬之筈御座候由、当分武器取調等は勿

論、荷物拵方・糧米春方日々夥敷事之由、御出陣之節

は

此御方様江使者被差立候筈之由、

一島原領之内長浜と申所江塩燔蔵有之、去月廿七日夜鎖

前ねち放、塩燔百斤位入候箱式拾箱余盜取候由、何者  
之仕業共未相知、右長浜之義は海辺ニ而舟より為参体  
御座候由、

一下ノ関江出張ノ長州勢去月初方異人戦争後は引払、当

分ハ山口ノ様引籠居候由、尤長州藩中近比一和不致哉

ニも諸所申触候由、

一長崎表長州屋敷之儀、

公義より御取揚相成候処、即日長州之様引取為申由、

右外ニも雜説茂多く御座候得共、申上候程之義無御座

候、

右之通承得申候間、此段申上候、以上、

子九月朔日  
筑後大川筋諸所  
唐物縮横目助  
佐多彦五郎

琉球産物方掛  
御裁許掛衆

文書原寸 縦一八・五種 横一五五種

二六 四国公使ヨリ外交問題ニ付牧野備前守へ

ノ申出

八月八日ノ長州藩主講和条約文ノ提出ト共ニ

本月六日七日

於牧野備前守様御宅、長州江籠越候英・仏・亜・蘭四

ヶ国之ミニストル建白之次第

此度長州戦争振之儀は、八月三日九州江着帆、同四日及談判候、右趣意は、昨年来外国船通行之節々無謂発砲及迷惑候、依之先非を悔、向後不致発砲候ハ、無異儀、左も無之候ハ、可及一戦と懸合候処、不致承引、同五日從長州発砲、同六日互ニ鬪砲、外夷上陸、諸台場鉄砲を奪同七日休戦、同八日海陸大戦、同日從長州白旗を揚、降をを示し、家老毛利出雲書翰持参之上、昨年来外国船見懸次第発砲之旨趣は自己之処置ニ無之、勅書之趣も有之、且於 政府攘夷之御請被 仰上候御書付写等も為見候得共、実以攘夷之 勅書御請等御渡之上は、 日本惣国砲撃可有之処無其儀、長州一国ニ限り攘夷之

勅諭と申儀も有之間敷、併其辺は於外国不致關係事件ニ付、唯々復仇之私情ニ候旨申聞、右様連日及戦争候上は軍費返弁を初、都而四ヶ条之約定書差出可申旨及強談候処、別紙書付差出候付取帰候、且長州之内情ハ、從 日本政府軍勢被差向候節ハ外国江応援可相頼萌ニ候哉、是迄ニ換り格別懇志ニ而、援助頼度深意何となく言端ニ相頼れ候、軍陣ニ臨各国不致關係事件ニ拘り応援之邪政ハ、各国普通之法則も有之候間、如何様總願致し候とも勿論取用不申、傍觀可罷在候、右様之暴志有之長州ニ候ハ速ニ軍勢被差向御征伐可然旨申出候由、且又乍恐 日本政府半表半裏之御処置多く、既ニ去ル巳午年ニ被遣候御条約書は、乍恐 勅許之上ニ而被差向候義ニハ有之間敷、故ニ於京地ハ専ら鎖港攘夷と而已被 仰出、三百年之旧習ニ泥ミ外国を指夷賊又ハ夷狄抔と、禽獸之如く輕蔑致し候族も不少、併夫等は大海を不識井蛙之口より出候事ニ付、敢而伐し候所存ハ曾而無之候得共、右之通外国条約取結候程之大

事件を京師江隠密被成候御趣意有之間敷、右様無謀之御政事ニ而、外ハ專攘夷と唱、内ニは恐夷之心深く、自然皇帝并諸侯伯を御欺被成候付、長州之如キ暴徒乱を企候併逆も攘夷は相成間敷、又違勅ハ猶更相成間敷付、此上

皇国之御為ニハ是迄不 奏之逆鱗を幾重ニも御詔被成、諸港尽御開交易を廣大にし、專外国和親を篤く被成候外有之間敷、左候ハ、不求して国内安穩、万民高枕之基ニ候、誠ニ

皇国御為之赤心を吐出し候、聊以一己之欲情と御聞取被下間敷と之趣、建白致し候由、

茲ニ約定

一此度之軍費相償可申事、  
一 下之関通航之外国船江対し妨致し不申之事、  
一 新台場を取建、有来之台場江大小砲備付并修復致し申間敷事、  
一 過料之儀は專政府と各国公使と之裁判ニ任セ可申事、

以上、

元治元甲子八月八日

松平大膳大夫

慶親判

文書原寸 縦一六・三糎 横一二糎

二七 大島吉之助ヨリ大久保一蔵へ

軍艦買入其他ノ件

御両殿様益御機嫌能被遊御座、恐悦之御義奉存候、陳ハ長州征討之義（尾張老公江）廷引之事、残志無申計候、（徳川慶勝）尾張老公江関東より御目付兩人被差遣、金之御采配御戴相成、是非愾督之御受相成候様申参候由ニ御座候、逆も御受相成丈ケニ無之模様ニ被伺申候、尾州ハ土民一向之徒、東本願寺焼失ニ付徒党を組、混雜之向ニ被相聞申候、会藩故ニ焼亡いたし候故、仏敵と相唱、是非通行ハ不被致との説も有之由御座候、西本願寺を焼払候様戦争涯も （兎野王）山階宮様より御沙汰有之候得共、決而不取合、尤西ハ長州江組し居落人も相困居候由相聞得候付、会江相通探索いたし候様

申置候処、又々此比ハ乃見織衛等潜伏之由相聞得、是非

此御方より火を掛候様（山階宮冕製王）宮様より御達有之候得共、今更

ケ様之事を謀り候而ハ仏敵と唱れ、却而手之延兼候基ニ

御座候間、此義ハ不宜段御断申上置候、段々壯士之者焼

度申立候得共引留置候処、尾張之説共承り、よふこそ火

攻を取止候と相考居申候、後難之処を打返し勘考仕候事

共御座候、一時之愉快を欲し候てハ、跡之難儀ニ而被取

返候事ニ御座候間、折角念を入候事共御座候、○天朝よ

り之御褒賞、最初ハ御所江御家老御呼出有之、御品等直

様御渡相成賦ニ御座候処、一橋よりは非惣督江御渡被下、

右より諸藩江ハ可相渡との段申上、俄ニ其御運ニ相成候

由、実ニ朝廷ニ御人無之、諸藩ニ人氣を被失候事共可

嘆事共ニ御座候、委細表通御問越可有之、森岡才領ニ而（善助）

被差下申候、○小蝶丸之義攻懸等之義惣督之指揮を受、

鎗ニ相定候上、差下賦ニ御座候処、何分延引之訳ニ相成

候付、一篇ハ足輕兩人被差立候処、淀川ニ而難船ニ逢ひ

御用封等都而流失相成、当分ハ飛脚等も遅着勝之事ニ御

座候間、小蝶丸差下候間、翔鳳丸ニ而も小蝶丸ニ而も速

ニ御差返相成義ハ相調間敷哉、いづれ大夫御帰京ニ付而

ハ決而蒸気船よりと相考候得共、為念御願申上置候、い

づれ軍勢被差出候付而ハ、蒸気船より被差出筈御座候得

共、引船等之御手数相成候ハ、随分御都合出来させ候（服カ）

半欵、幕船借入も当分ニ而ハ出来申間敷、海軍方之船迄

も取揚候由御座候間、相成義ニ御座候ハ、一艘ハ御遣

ニ相成候様御働可被下候、此度茂守衛方人数流行病ニ而

多人数臥居、渴気又ハ疫病相流行、死亡多、看々難儀之

者ハ不差返候而不相済訳ニ而、守衛方ハ専戰場を守とい

たし、病難ニ差迫候者ハ御愛士之廉茂不相立候而ハ不被

為済との訳ニ而、幸御国船參候付御雇入ニ而引船之都合

ニいたし、小蝶丸江為引、難渋申立候分ハ御下シ相成候

間、左様御汲取可被下候、○摂海江異船相見得候間、早

々木脇方江手ヲ付させ候処、別紙之通申出候付、異情探

索不致候而ハ不相済、外国奉行談判ニ依、事柄も相分義

ニ候へハ、速ニ手を不付候而ハ間後れ相成、摂海江參候

義も有之候付、有馬新助江戸より参居候処、東郷罷下候  
付跡江被残置候得共、(義成) 畠山等被差越候付少しも支無之故、  
海江田武次(信鶴)差添横浜探索ハ勿論、幕情承合候様被差遣候、  
明日出立と申場合之処、

(近衛忠房) 内府様より会・肥後・久留米等申談、(徳川家茂) 將軍上洛を早々催

候様周旋可致旨御達御座候付、明日人を関東江差下賦ニ  
御座候間、其刃之処申付可差遣候間、外藩江ハ

内府公より御達相成候様御願申上置、当月朔日爰許出立  
致申候、○南部弥八郎等昨日着いたし承候処、四国難ニ

而難船ニ逢、余程難義いたし、乍漸助来候由ニ御座候、  
夫故返着相成申候付、御問合之趣承知仕、南部江相尋候

処、(賦) 年府之処も無口能相談出来そふな模様ニ候得共、異  
人ハ余程利ニかしこひもの故、中々(天体) 太体之事ニ而ハ受合

六ヶ敷可有御座候付、若相談出来兼候ハ、別ニ策を承  
来候哉相尋候得共、左様之義ハ一円無之、軍艦之義ハ誠

ニ当時態要用之第一ニ候ヘハ、御買入不相調候而ハ屹と  
不相濟候付、六ヶ年府(賦)ニいたし、年々御産物之品を以、

琉地ニおひて可相償との約束を内々ニ而取究候ハ、異  
人之好む所、いつれ破言候ハ、島々迎も可救道も無之  
候付、早ク此方より先をいたし候而、爰ニ来れと呼掛候  
ハ、跡之処もいたし安、幕府之嫌疑ハ可相掛事ながら

も、随分しのき方も可有之候間、若談判不相調候ハ、  
右之一条を申込候様相達置候間、宜敷御勘考可被下候、

又手付金一万兩ニ而ハ承知不致候ハ、平運丸を差遣置  
是ニ而質物相成ものニ而ハ無之哉、其刃之処迄ハ相働候

様相達置候付、宜敷御汲取可被下候、琉地ニ而産物を以  
軍艦之代品引結相調候ハ、不及ながら私被差遣候ハ、

随分弊害之なき様ニ取組可致賦ニ而、振切て可相達候付  
宜敷御汲取可被下候、拾七万之現金を被差出候而ハ、迎

も補ふ道も無御座候付、是非品を以取組候手段ニ無之候  
而ハ不相濟義ニ御座候、恐惶謹言、

大島吉之助

九月八日

大久保一藏様

文書原寸 横一六・二種 横四四九・六種

二一六八ノ二

(表紙)  
「下ノ関新聞」

二一六 京都奥掛御家老座書役ヨリ在藩ノ同役へ

下之関戦争記事横浜新聞添

下ノ関新聞

惣台場打破り船将手負長州和陸之事

二一六八ノ一  
(端裏朱書)  
「甲子九月十六日」  
長戦新聞紙等三冊、江戸より爰許江差廻相成候付差越候  
条、

御頭様江被差上候儀は、何分も可被取計候、以上、

京都

奥掛并

御家老座

書役

子九月十六日

御国許

奥掛并

御家老座

書役

文書原寸 縦一四・八種 横三八・五種

一 下ノ関より船将キンクストン<sup>名</sup>人書翰を持、貌里太泥亜  
ベルシユース船ニ而今夕十字当港江着セリ、其便を得  
て我等下ノ関ニ而合隊セシ軍艦一隊之働を略し記す事  
左之如し、

一 第九月一日ジャンビー船并タキア<sup>ク</sup>船姫島江着す、  
翌二日其余之軍艦一隊到着せり、第三日之早天ニ軍艦  
之一隊瀬戸口ニ進ミ、第四日ニ至りて隊伍を分配す、  
則タルタル船・ギユヒリツキス船・メターレンコロイ  
ス船・パロスサー船・ジャンビー船并レバルト船等之  
大船は、タルタル船之船将を隊長として、第一隊と定  
め、南之西方ニ備へ、ベルシユース船・タンセレダー  
船・アムストルダム船・メデユサ并コンキネイター之

船舶は、ペルシュース船の船將をして惣隊長とならしめ、第二隊として北之東ニ備へ、尚ユライリユス船・コンクラル船・シミラミス船等之大船三艘は、遊軍隊として其中央ニ駐屯せり、炮発を接する事双方同時ニ始め、激戦數刻ニ至る、

一 台場よりは頻りに船將ヘース人<sup>名</sup>之指揮せし第一隊之船舶を目掛ケ、盛ニ炮発せり、第二隊の船舶は炮筒先近く進んで、大功を成せり、第五日昼後五字炮戦を止め其翌朝九字コロネル官ソウトル<sup>名</sup>人ブルガーデ隊を指揮し、船將アレキサンドル<sup>名</sup>人水夫を指揮し、安々と上陸し、ブリガーデ隊は直ニ下ノ関ニ進み、其通路ニある空台場を奪取、夕刻軍兵共帰船之ため上陸場江立帰りし折、其終日アレキサンドル之指揮せし一隊ニ向ひ、防戦せし日本方軍兵不時に炮発せしにより、ブリガーデ隊の惣軍勢ハ日本方屯し七門之野戦炮を以て炮発せし其谷を見掛ケ取て返し、水夫は左より、海軍兵卒は右手より進みし頃は、既ニ台場守衛之弘良西井和蘭勢

ハ帰船せり、日本方は敵兵の近寄るを見て、頻ニ炮発す、ユライリユス船將アレキサンドル并船將デコウル<sup>名</sup>人他ニ秀て真先ニ進み、手負数人ニ及ひしかとも弥勇氣を振ひ、竟ニ其処を乗取、大炮を奪ひ無事ニ軍兵帰船せり、

一 第一隊の軍艦は、南之西入口ニある炮台ニ向ひ、第四日ニ惣台場を打碎き、フワンダルカーフラン<sup>日本</sup>の場所を彼方ニ而唱し瀨戸の周りに備ありし大炮は、悉合隊せし<sup>英仏蘭</sup>軍艦中ニあり、

一 第九日ニ和陸之旗諸所ニ見へたり、長州之重役ユライリユス船ニ来り、十五日欽十六日ニ下ノ関ニおゐて長州之国主水師提督又ハ指揮役ニ面会あるよしなり、一 激戦中水師提督総督の旗は、タンセレダイ船并コツケット船ニ当分移セリ<sup>旗を移すを云ふハ提督舟を乗替るといふ</sup>、且第一隊の大軍艦は<sup>田の浦敷</sup>ソノウラ<sup>名</sup>地<sup>地</sup>へ廻はせり、此処の炮台守衛堅くして炮発する事亦至而尖し、外国船舶よりも等しく炮門を開き戦ふ事、僅に一時半ニして止む、戦を接えし其初

日、戦終りし後、夜ニ入りて後ヘルシユース船并和蘭  
メデユサ船の船將上陸して、砲台一二ヶ所の大砲ニ悉

く釘を打たり、然れ共其他の砲台より翌早天デユプリ

ツキス并タルタル船ニ向ひ、敵しく砲戦せり、只憂る

事ハ船將アレキサンドル<sup>人</sup>并ユライリユス船の士官エ

ドワルト<sup>人</sup>足に疵を受け、并士官プロウンロー所々に

玉疵を受、其外和蘭士官吾人、私良西士官吾人打死セ

しよし、其姓名我等知らず、都合惣軍勢にて手負五十

六人、打死十四人とそきこえし、

一タンセレダー船は瀬戸を乗廻り、水師提督よりの書翰

を上海ニ在る宰相<sup>ミニストル</sup>ニ持越せり、

一砲台にて奪取り船中へ積入れし筒数七十挺、何れも鎗

筒のよし、外ニ竹の輪を敵重ニ入れたる木筒数挺あり

是は不残打碎せしよし、

一亜米利蒸気タキアン船手負を乗せ、近日当地来着せる

よし、我等日々其便宜を待り、

一此風説ニより諸事ニ心を用ゆるのみならず、西洋海軍

陸軍に對するにはまた諸州不学の事、究而日本人に解  
得すへき事必然たり、

又他の風説に

一当第四日之朝軍艦姫島を出帆し、同日瀬戸口へ着す、

第五日軍艦を戦隊ニ備へ、瀬戸内に進み、凡同時ニ戦

争を始め、私良西水師提督の乗船大ニ働き、ユライリ

ユス船の船首より屢大砲を打掛け、且シミラリユス船

とユライリユス船との中間に備たるタキアング船より

も砲門を發き、三十ポントの砲を以て大ニ功を成せり、

一第六日ベルシユスー船・タンセレダー船并タキアング

船の兵卒上陸せり、日本勢は森内ニ隠れ、砲を發ち敵

敷防戦す、然れ共海軍兵卒四百人各勇を振ひ、辛して

日本勢を追退け、其処を乗取大砲を奪取たり、此時打

死十人、手負二人、船將アレキサンドル疵を受けり、

一第九番の砲台は乗取大砲を奪取り、

一第八日ユライリユス船へ和平の旗を引き、昼後二字長

州方重役来り、長州之國主何時ニも船中へ来るへきよ

し、且家老水師提督へ面会のため、来ル土曜日船中へ推参せるよしを述たり、昼後家老書翰を隊長江持越せり、其意ハ先程姫島へ渡来之よし故、家来兩人江書翰を持セ、下ノ関ノ瀬戸通路を開くへき事を申送れり、然れ共其船出帆の間ニ合はず、総而行違ひにして、昨年来外国ニ向ひ炮門を開きしは、全く朝命幕令による処にして、元より外国人ニ対し曾て意恨はなし、只兩命を守りしより事起れり、願ハ外国人憤を鎮め、双方和平に及んとの事也、

一 当第十四日水師提督クーパー<sup>名</sup>人上陸し、長州公へ面会し、条約調印之儀を談すへし、ベルシユース船ハ横浜ニ到り立合之ためミニストルを迎ふよし、以来此瀬戸貿交のため、永く開港すへし、土民は大ニ懇切にして此程奪取りし大炮を運送せるに却而助力を為セリ、此処の汐流れ至而尖く、海底瀬にて碇泊するに良然之所なし、

一 タキアング船は英人の病院船たり、

右横浜出来新聞中ニ相見へ候間、反訳之上差上申候、以上、  
子九月  
品川藤十郎  
(裏表紙ニアリ、朱)  
「甲子九月」  
冊子原寸 縦二四種 横一六・五種 七枚

二 議伝両役ヨリ国事議定ノ朝命回達

大久保一藏書取

方今不容易世態ニ付、不願恐言上仕候、関白ニも辞職出

仕も無之、且諸藩ニも被 召寄候

御沙汰も在之、旁関白出仕且諸藩上京迄之処、大小共国

事関係之儀は暫被差置、尚諸藩上京之上厚被尽衆議、天

下之公論ヲ以被

聞食度奉願候事、

九月十六日

(九条) 道孝  
(一冬) 実良  
(近衛) 忠房

(山階宮)  
晃  
(禰大寺)  
公純

議奏中

右九月十六日御連署ニ而被差出、尚

陽明家 山階宮 一条・九条議伝

御参ニ而

御直奏ニも被及候処、

御都合宜鋪、言上之通被

聞食候由、

但中納言除服出仕之事も不被免筋御治定之事、

一右府以下言上之趣、一昨日被

聞食候、其後御熟考被為在候処、雖閑白不參於里亭内

覽、執政先蹤候、旁於国事被差置候得ハ国政暫被廢候

様相聞得、抱

朝憲候間、矢張小事は依緩急可所置、尚重事は諸藩上

京之上衆議被

聞食度、更

御沙汰候事、

一昨日御連名ニ而御建白之末、常陸宮以下被及言上被

聞食候処、尚又

御熟考別紙之趣被 仰出候、尤御書取ニ而被

仰出と申訳ニは無之候得共、為不間違御趣意柄御回達可

被成下候、此段宜預洩達者也、

九月十八日

右大臣殿

諸大夫中

兩役

右十八日兩役より回達相成候事、

文書原寸 縦一五・八糎 横一四五・三糎

二言 長崎汾陽次郎右衛門ヨリ大久保一藏へ

下之関条約

三通

(包紙ウツ書)

大久保一藏殿

長崎在勤

汾陽次郎右衛門

〔甲子九月廿日〕

包紙原寸 縦二〇・七種 横二八種

一一七〇ノ一

(封紙ウツ書)  
「次郎右衛門様  
別紙添

品川拜

過日差上候新聞紙へ相添候義、尚見出し申候ニ付、反訳  
之上差上申候、御反意相成らるも宜候、此よし申上度、  
早々、以上、

九月十七日

文書原寸 縦一五・八種 横二四・五種

一一七〇ノ二

一 第九月廿一日 子八月廿一日夕刻来着せしタキアン船にて、此  
新聞ニ副ふへき肝要の一事を得たり、但此一事は満足  
といふへし、

一 第十六日 子八月十六日午後、(毛利慶親)  
長門侯の使者再来し、名判せし

条約書を持越せり、是則方今出張の外国臣人のため、  
水師提督より題せし廉々に右同侯承諾するの旨なり、  
其廉々は則

一 下ノ関の炮台は打碎きし候に於て、新ニ造営を為  
さるへし、

一 諸他国人に勝手の交を免すへし、

一 船舶より望む要品は給与し、相応其用に充てしむ  
へし、但其為の費用は悉償ふへし、

前件は既に貌利太尼亜女王殿下の岡士江出す廻文にて一  
見せり、其文ニ曰、

商船内海を通路するは容易にして、其自在の通行を  
長州公向後儘ニ承諾せし旨を、岡士の権を以て貌利  
太尼亜従者へ告知すへし、

右之趣横浜出来新聞紙中ニは見へ候間、反訳之上奉御覽  
候、已上、

子九月十七日

品川藤十郎

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第三卷第四四号

文書ノ一部ト同文ナリ)

文書原寸 縦二四糎 横一七・二糎

一一七〇ノ三

下之関条約書、此節横浜より到来之由ニ而、品川藤十郎返  
訳差出申候間、差上申候、別紙江過日差上候新聞紙と御  
座候は、先日野村宗七方江差廻置候新聞紙之事ニ御座候  
間、此段は御含ニ申上候、以上、

子九月廿日 長崎在勤  
汾陽次郎右衛門

大久保一藏殿

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第三卷第四四号  
文書ノ一部ト同文ナリ)

文書原寸 縦一四・三糎 横六五・三糎

二二 永井清左衛門ノ報告書

尾張大納言隠居ノ件

(兼川茂徳)  
一尾張大納言様御隠居被仰付候由、

但何様之訳とも不相知候得とも、先達而江戸ニ而大

坂

御城江被成御座、何茂万端御指揮被成候様被

仰出候処、御即答ニ、大坂御城代定番等之面々不

致一致候而は其詮無之、先御断申上候、夫共押而

被仰付事候ハ、御城代其外之者共得と引合之上

御請申上ルと之御即答有之、御在京前大納言様江  
(徳川慶勝)

茂御相談茂無之、縦令差支候共一旦御請いたし、

其後御断ニ而も可相濟事、即答ニ及候儀は、前大

納言様ニも如何ニ思召候由、右等之事ニ而茂可有

御座哉と取沙汰ニ御座候由、

一右之御代り紀州様ニ被仰付候哉之噂ニ御座候由、夫故  
(徳川茂承)

近々京都より御下りと申噂之由、

右之通承得申候間、此段申上候、已上、

九月廿二日 永井清左衛門

文書原寸 縦一八糎 横五〇糎

二三 嘉悦市之允等ノ情報

尾張老公征長總督受任ノ件等

尾老公一昨廿一日京着ニ相成、十八日比御途中へ御滞ニ相成候由承居候処、昨日酒井十之允より承候へは、御途中江江戸之上使追懸られ候由ニ付、弥惣督御受ニ相成申候、

昨廿式日越公尾邸へ被為入、尾公御不例にて表向御逢出来兼、御臥床江御通候様との事ニ候へ共、越公ハ初而之御面謁之事故御憚ニ相成、其日ハ御逢無之、本多修理尾之家老より承候次第左之通、

一此節征長之儀ハ、尾公江御委任ニ相成候事ニ付、諸事御引受、大坂へ御出張ニ相成候而、御指揮筋被為在候筈、討手之大名大勢之儀ニ付、途中混雜之儀ニ付、先手之分ハ順を以次第く被指向候御模様之由、尤近々也被承候、

一江戸之儀去ル廿日ニ御目付京着ニ相成、(正外)阿部侯江被仰問候趣ニは、御先手ハ最早追々ニ御指立と相成候御様

子、將軍様は船より御廻り被成候模様也、

一酒井十之允阿部侯ニ出、御直ニ承候は、阿部侯御胸中之御真話之趣ニは、賢名人々ヲ集め相謀候而万事被行候様無之而は難成、是迄之幕習策ヲ御弘ニ相成度、併当今之処ニ而右様之御申出有之候共、迎も十分ニ被行兼候御見込ニ而、此節征長相濟即下直ニ賢材を召寄ニ相成、一致之論説定候様御心配有之筈之御含也、

越加藤ニ左衛門横浜より去ル十五日発足、廿日京着仕、異人応接ハ去ル六七日比有之由、其次第左之通、

横浜ニ於五ヶ国ミニストルより申出候趣ハ、横浜鎖港之儀ニ付而ハ西洋諸国一定之議論有之、此儀撰海江廻り直ニ京師へ申出候而宜敷候哉、又幕府より直ニ京師へ被仰上候儀ニ候哉と申出候処、幕府より御取継被成との御答也、其後ハ横浜表之交易も大ニ開け、日本産物も余計ニ出候様ニ罷成申候、御殿山も猶取立ニ相成御模様也、

一同人之話ニ、征長之儀ニ付異人より申出候趣ニは、此

節御進発之儀如何ニ候哉、異人と長州との儀ハ最早先

達之戦争後和談ニ相成候事ニ候ヘハ、是非御誅伐不相

成とも可被宜と申出候、幕吏より返答之趣ニは、且以

異人との訳ニ無之、闕下ニ相迫り候罪難被差許候ニ付、

誅伐ひかへ申答との答ニ候処、左様なら少しも異論無

之と申出候由、

一長州より之償金ハ、異人より直ニ取可申欵、又幕府よ

り御取立ニ相成候而御渡し可被成欵と申出候処、幕府

より御渡しし可相成との御返答、

右今日迄之御模様ニ御座候、猶四五日之処ニ而深々相

分候儀も可有之、取不敢此段迄、頓首、以上、

九月廿三日

山田五次郎

山形典次郎

嘉悦市之允

名当

文書原寸 縦一八糎 横九二糎

二三 肥後藩山田五次郎等ノ風聞書

下之関戦争ノ件其他

尾老公之儀、去ル廿三日上使を以御陣羽織・采配、両品御

拝領ニ而、 將軍様御上坂を不被待、早々征伐取懸リニ

相成候様ニ申来、尾州よりは何欵二三ヶ条之御伺江戸江

参り居、御伺濟次第ニ御下坂と申事ニ御座候、然処一昨

廿六日本多修理・酒井十之允尾州之主意一切立不申、御

伺相濟候上ニ而御下坂と申候、内情は只々 將軍様之御

出陣を促され候上之事ニ而、尾州公御踏出し之精神少し

茂相見ヘ不申模様ニ候、只々御両方御譲り合之姿と申事

ニ御座候、

一京都詰之幕府御役人御咄ニ而は、先度も得貴意候通、

將軍様御進発相違無之御模様との儀ニ候得共、一昨廿

五日江戸越邸御留守居千本弥三郎紙面之趣ニ而は、

將軍様御出馬之儀、互ニ共有之そふな御模様ニ而は無

之候段申来候、彦根より先日御使者下り 將軍様御進

発を奉促候処、倍臣之身 御国体を兎哉角申上候は推

參之至と散々被叱、一昨日帰京仕候、近日如何之御模様欤、幕府は閣老衆を始一切諸侯之使者を面会無之由也、

一異人之儀先日追々得貴慮候処、阿部(金外)閣老より酒井十之允江御内話之筋も、一昨廿五日薩藩藤井良節二条殿下ニ罷出、阿部閣老より同殿下江内実申上ニ相成候儀を御直ニ承り候次第左之通、

八月異船長州之戦争和睦之姿ニ相成候は、去年之砲撃は全く 朝廷之命を奉し候段申出候ニ付、戦争は治り候得共、異人之意中ニ而は、

朝命と申ものなら諸藩共ニ砲発可致ニ、長州而已砲撃と申儀疑惑仕候得共、全く

朝命と申切り候事故、先横浜江廻り実否相糺し可申と横浜江参り申候処、幕より応接ニは、夫は行違可有之、何様此節長州奉て 禁闕ニ迫り候事故、朝敵ニ相極候事と談判和睦いたし候而は、日本政府ニ対し不本意之次第と存、尚又長州江船を廻し候処、何之用事

か直ニ縛り上げ横浜江連越し、朝廷ニ敵し候長人故縛り上げ御引渡申段を申出候由、

一九月五日異人江戸江申出候は、追々開港之儀申立候得共、御応接向は毎々相変り、何とも御真義無之候故、此上は摂海江廻り、京都江罷出、直ニ御談判仕度、開港条約之儀等既ニ年来御取結ニ相成、何方茂御開キ無之、是は日本人情ニ於は彼之港は開キ、此港は鎖す杯外国より見る処ニは情実相変り候儀も可有之、日本ニおゐて不得止情実丈は委細承り、是非ニ御取堅メニ相成候条約之末を果すと申存念ニは無之、終ニ開港と云思召ならば如何之御相談も取崩し情実ニ相適し候処ニて御談判仕、摂海江条約之期限も来り候得共、情ニ不適は遠方ニ而も不苦段直ニ申上、京都江罷登り候通筋人数茂召連、不慮之備仕罷出可申、此段異人より直ニ京師江申上へキ欤 幕府より御取次被下候哉と申出候処、幕より取継可被成との御返答ニ而、九月五日より十月五日迄卅日之際、横浜ニ而御模様御待可申と

て横浜江滞船仕居、尤直ニ 京都江申上候へ、道理立候儀ニ付、必御聞濟可有之、併諸藩之情一意ニ其命を受不申向茂可有之欵、其藩ニは猶直ニ罷越談判可仕との事也、

一山科宮様(傳)より本多修理・酒井十之允江御含ニ相成候は

外国撰海江廻り候期限差迫り、其場ニ及候へ、朝

廷は必紛々たる事ニ而可有之、此儀ニは屹度御定論被

為立候ニ付、其節差入御言上之思召ニ而、兩三藩より

茂外国応接之筋一定之論を以 天帝江尽力仕候様、

天帝は必御開けニ相成候儀相違無之、撰家已下も一致

可致との御見込ニ而、呉々も力ヲ尽し候様との仰ニ而、

只今之処暫ク御指扣ニ相成候御含之由也、

右は精々山科宮様より阿部閣老より茂極々機密之御咄

ニ而、薩邸ニ式三輩、越前三四輩、外ニは決して洩不

申事ニ而、此段呉々御機密ニ被成置候様、阿部閣老之

御存意ニも大事之場前広発覚いたし、下々より議し候

様成行候而は大事ヲ誤候段、呉々茂御内話之由也、

肥役人

甲子九月廿七日認

山田五次郎

山形典次郎

嘉悦市之進

冊子原寸 縦二六・六種 横二〇・三種 四枚

二 園田彦左衛門ヨリ奥掛書役衆へ

長州征伐一件

(包紙ウツ書)  
「御国許

奥掛

書役衆

小倉滯在

園田彦左衛門

(朱)  
「乙丑九月廿九日」

長州御所置并隣国当分動静向等、左ニ申上候

一長州御所置ニ付而は、先達而大樹公 御参内之節寛太

之御取計有之候様

勅言之趣茂有之候処より、末家淡路監物御呼登御詰問

之上、相当之御所置可被遊御趣意之由御座候処、兩人共所勞申立不致登坂候付、既ニ其節御征討之御運ニ茂可相成筈之処、尚又人事を御尽被遊、其上如何様共御指揮可有之との御評儀ニ而、長府清末且萩家老共之内申合、上坂いたし候様被仰達候へ共、是以登坂之姿ニ茂不相聞得候処より、先月末比橋・会阿侯二条家江御參殿、長府等万一登坂不仕候へ、此上被成方も無之事故、無余儀人数御差向御追討可被成との趣御伺相成候処、兵端を被開候而は天下之人心動揺は勿論、被為惱 震襟候付、尚又篤と御勘考有之候様御返答相成、外ニ御取計之道も更ニ無之、乍去

勅命を以被仰下候へ、決而登坂可仕哉之旨、是又御伺之処、  
勅命を以末家被召寄候場合ニも難至、大膳御父子江右通御沙汰ニも相成候へ、不致登坂直様上京願出候は顯然ニ而、左茂成立候而は入京御差留之者故、人心尚更疑惑を生シ、是以其通ニ茂難被成との御事ニ而、其

後追々堂上方御參殿御評儀有之候へ共、一決不致、いづれ切迫相成討入之時機ニ茂相成候へ、其節は幕長江 勅使被差立、平穩之方ニ御沙汰可相成との説も有之由、右通ニ而御運付かね候処より、大樹公当月十五日大坂御立、伏見御一泊、同十七日 御參内、尚廿一日御同断ニ而御下坂之御賦之由御座候処、同十六日異船撰海江乗込、右一条ニ付去ル廿三日迄は御滞京相成居候哉之取沙汰ニ而、御長伐御伺如何罷成候哉、いまた右次第相分り不申候、

一 小笠原老岐守様去ル四日、御老中同十四日、此節御進(長行) 発御供於浪華被仰付候由、右ニ付供方之人数為手当、同藩雨森小仲太と申者早追ニ而、去ル廿四日爰許江着いたし候付、彼是承合候処、同十六日兵庫江英船五艘仏同三艘、蘭同老艘、都合九艘、右之内式艘は天保山沖江乗入、翌十七日於同所前文老岐守様御応接相成候処、此節長州御征討之御模様承伝、御加勢申上度合ニ而渡來いたし候間、彼地責口御渡被下度、次ニは此内

より願立置候兵庫開湊御許容被仰付度との書翰差出、

尤阿部豊後守様江御面謁いたし度趣も申出候由、然ル

ニ御同人様ニは大樹公御供ニ而御上京故、右之趣はい

つれ御下坂御評儀之上、何分御達可相成旨御答相成候

処、左候ハ、其内陸宿いたし度候付、寺院御貸渡相成

候様是亦願立候由候得共、程能御断相成、御復命有之

迄之間、兵庫江乘廻候様被仰渡、当分彼方江一所ニ碇

泊いたし、何ぞ乱暴ケ間敷儀共は無之由御座候、

一長府清末并萩家老共期限通不致登坂段いよ／＼相決候

ハ、於幕府は天下之法令不相立候付、諸侯方江討手

被仰渡御伐長之向ニ相聞得、右ニ付而は於九州路は肥

後之儀は当春於江府御旗本御先鋒御願立ニ而、出勢被

仰渡候ハ、君侯御名代良之介殿直様鶴崎より芸州路

江御渡海、同所より責入之御手当相成居候由、小倉侯

ニは馬関御先鋒勿論之事ニ而、柳川・久留米・中津・

肥前・佐賀并島原・唐津藩环当所江為探索方追々相見

得候付、差障無之様此内より内蜜承合申候処、大概同

論ニ而、出勢被仰渡候ハ、いつれ茂無異儀出軍之向

ニ承得、筑前之儀は追々申上候通、国論ニ派立、禁錮

之人数も有之、当分ニ而は折合居、出勢之向ニは候へ

共、全体国論不突立事ニ臨候得は、如何様共人氣転変

いたし候儀共多々有之、夫故是社と申上候程之儀相分

り不申候、

一長府清末并萩家老共登坂之模様段々承合候へ共、今日

迄も何分相分り不申候ニ付而は、決而上坂不致儀共ニ

而は有之間敷哉、取沙汰ニ御座候、

一先達而より申上候筑前幽閉之者共之内、伊丹真一郎・

月形洗蔵外ニ拾人計身分被召放、当月中旬比入窄被仰

付、筑紫衛ニは同初比座敷内拔出行衛不相知、船留等

ニ而詮儀有之候処、福岡近辺川中江溺死いたし居候筋

人氣折合之為表向は申触候へ共、内実は長州江逃渡候

由、其外之者共ニはいまた御所置は無之由、

一長人於長崎小銃七千挺買入候との趣は、先達而御届申

上置候通ニ而、其後挺数は相分り不申候へ共、大砲も

相応取入、右引合旁は勿論交易筋之儀も有之、英人カラハニ茂近比馬関江参り、長藩桂幸五郎等江も面会いたし、彼方より余程叮嚀会釈、尤長人ニは人氣も突立居候との趣、右カラハ賞美いたし候由、左候而下之関開湊いたし、交易は勿論当世態ニ付而ハ、第一兵器肝要ニ而、不備置候而不相叶事候付、右地面本藩江為差出、運上銀等之儀は是迄之通本藩より可相渡との計策有之、右之趣長府江申渡候へ共不致承服、評儀区々いたし候取沙汰も御座候、

右通ニ而異情之儀はいまた巨細相分り不申候へ共、兵庫開湊之儀は此内より願立、既ニ当月中期限ニ而一通り之御達共ニ而は容易引払候儀は有之間敷、併於彼等も兵庫之儀は京都近く、御許容不相成儀は最初より案内も有之由候へ共、要地之場所柄願立候ハ、無御抛、終ニは馬関は御免相成候目論ヲ以、前文通申立候向ニ茂承得、何分此節御評決御返答次第ニ而、開鎖之両道相分り可申哉、不容易事件ニ而、精々探索仕候へ共、

御下坂之上何分御達可相成向ニ而、いまた委曲相分り不申、尚追々可申上候へ共、其内此段御届申上候、以上、

丑九月廿九日

小倉滞在  
園田彦左衛門

(年代ハ慶応元年カ)

文書原寸 縦一四・三糎 横五四七・八糎

(別紙)

「本文熊本之儀は、四番手迄人数御手当相成居候由、尤不同は有之候へ共、一手凡精兵三千人位之由」

文書原寸 縦一四・三糎 包紙原寸 縦二六・五糎

横七・六糎 横二九糎

二三 天璋院付局ヨリ久光公側役へノ礼状

天璋院へノ御手当金増加ニ付 二通

二一七五ノ一

(包紙ウツ書)

「まつ平

大隅守様

御側中御披露

つほね

(朱印三ツ同シ)

○ ○

〔未〕  
「九月廿九日」

〔封紙ウツ書〕  
「まつ平」

大隅守様

御側中御披露

つほね

尽し兼候、御蔭さまにて取つゝき養生も出来、追々快方におもむき候半と、誠ニ／＼有難り奉まいらせ候、早束御礼申上候等ながら、病中心ニ任せ兼、大延引ニ相成、何とも恐入まいらせ候、先々延引ながら右御礼申上度、乍恐御側まで申上度、猶此御菓子一箱、御着代り誠ニ御籠末の御事ながら、御側の御慰ニもと御めて度、しん上申上度、何も御礼之印迄に御座候、猶々御せつかく御寒サ御用心さまの趣存上まいらせ候、何も病中別而大乱筆御高免願上まいらせ候、めて度かしく、

乍恐御側迄御礼申上まいらせ候、まつ／＼、  
上々様方御揃被遊、益

御機嫌よく被為成、猶

天璋院様まつ／＼

御機嫌よく御障り様も不被為在御事、御めてたく有難り奉まいらせ候、其御地ニも御揃遊へし、御機嫌よく何方の御障りさまも不被為入御事、いか程も／＼御めて度有難りまいらせ候、左様ニ御さ候へハ、御聞及も被為入候通り、私事一昨年中より長々病氣にて引籠、桜田御屋敷内拝借致段々養生致候処、御蔭さまヲ以少々宛快方ニも相成候事ながら、兎角今以全快におもむき兼、誠ニ恐入候事と存居候、左候処、右下宿ニ付てハ長々の事旁存外の物入等にて、誠ニ色々心痛致、よん所無 花川ヲ以御時節柄旁何共恐入候へ共、拝借金之事相談ニ及願上候処、段々右わけ合御聞届被遊候上、誠ニ存もよらず御懇之御沙汰にて、御金拝領仰付給候との御事、何とも／＼存かけ無恐入冥加至極、身ニ余り有難仕合、御礼申上、めて度かしく、

文書原寸（折紙）

縦一八種

包紙原寸

縦三一種

横四九種 二枚

横四四種

一七五ノ二

(包紙ツツ書)

一まつ平

大隅守様

御内用向

御側迄御披露

つほね

(朱印三ツ同シ)

九月廿九日

(封紙ツツ書)

大隅守様

御側迄御披露

つほね

大乱筆恐入候へとも、御側まで御内用旁御礼申上まいらせ候、猶々追々御寒サニ向ひ候まゝ、御用心さま被為入候様存上まいらせ候、万々ねんめて度かしく、御側迄御内々御礼旁申上まいらせ候、益御機嫌よく被為入候御事、御めて度有難りまいらせ候、左様に御座候へ

ハ、旧冬渋谷大奥御引払御用向ニ付、私事も下宿中ニ付段々内談等も承知致、万事御するく相済、且又右ニ付而ハ思召様の

御内沙汰等の御事も御都合能御承知さまにて、花川初召置給、二丸御用向是迄通りに相勤候事共、誠ニ

御満足様ニ思召させ給、先々御安心様被遊候、其段も私より宜敷御礼申上候様仰付給候、猶又先年来御時節柄旁にて、御側向も追々殊の外御淋しく被為在、誠ニ恐入奉

候御事と存上居候処、是より年中御献上物等も少々宛御減シにも相成候へハ、別而御淋しくも可被為在、其上に

年々色々の御心配様のミ被遊候御事にて、実ニ何の御慰様御楽様も不被為在、誠ニ恐入候御事にて、心痛のミ申

上居候ニ付、是又細々存寄を花川へ内談致願上候処、段々御聞済の上御厚思召の趣も仰聞給、是より年々御増金

も御上ケ被遊候段承知致、誠ニ有難、当時之御時節柄実以恐入候御事ながら、誠ニ御蔭さまにて万事御都合

御宜敷心丈ふニ思召様の処、万事取計ひも可申上候御事

といか程もく有難、早束御厚思召の御事も委細御内々御聴ニも入奉候へハ、いか程も御満足様にて、あつふく宜敷御礼申上候様仰付給候、此内ながら申上候、昨年来御進発旁長々の

御留守様にて、御心配様も被遊候上、誠ニ思召かけも不被為在御容体御太切の御事、何共く恐入奉候御事申上尽し兼候、右ニ付てハ誠ニ大御心配様ハ申上候迄も御座無、只々

御家御相統御治り被遊候御事のミ御信心被遊候御事ニ被為在候、実ニ年々色々御心配様の御事計にて、少しも御心静の御事も不被為有、誠に恐入奉候、とふそ此上御つよき御当り様等不被為在候様ニと、夫のミ祈上奉候御事ニ御座候、先々御格別の御当り様も不被為在、御機嫌よく日々天下泰平御せいひつの様ニと、御信心のミに被為在候由伺奉候まゝ、ふかく御案事上給不申如様ニと存上まいらせ候、乍恐私事も此度の御一条伺奉候て、誠に乍恐御案事申上奉病中おしても出勤致度と、精々心配も致

候得共、未全快致兼、残念ながら今以引入居、御用向等弁通なから同居候事ニハ候へ共、先此節ハ右様ニ迄ハ快方ニも相成候事仕合と存候、乍恐右故何成共御用向等も被為在候ハ、伺候御事と申上置まいらせ候、先々御礼旁申上度、病中別而くめて度かしく、

文書原寸（折紙） 縦一八種 包紙原寸 縦三一種

横四九種 二枚

横四四種

二天 有馬中務大輔ヨリ長州攻口變更願

（包紙ウツ書）

有馬中務大輔

（朱） 「甲子九月」

毛利大膳追討被

仰付候付、私儀海路萩表より二之手被

仰付候間、同所を攻陥、夫より山口表江駈向ひ、大膳父

子始誅戮可仕旨被

仰出、立花飛騨守儀茂同様被 仰付候間、可申合旨被仰

渡奉畏候、然免右海路之儀は大洋殊更秋冬ニ懸候而は寄付六ヶ鋪御座候而、大和船ニ而仕寄候儀容易ニ難出来越ニ御座候、其上弊藩は元來領海茂之鋪、軍艦は勿論荷船飛船迎茂極々手少く御座候、右之軍装を以至嶮之海路より仕寄候儀、如何ニ茂勝算無覺束儀ニ而、右之当は立花飛驒守江茂申談候上、一番手松平修理大夫江問合せ候処(島津茂久)同方ニ而茂海路之攻口軍艦乏鋪候而、御船拝借之儀願出候趣申越候、兼而軍装行届候薩州ニ而茂右之次第御座候而、私体有來之大和船ニ而力之限り仕寄候儀は、素覺悟之前ニは御座候得共、余り無謀之至、輒敗衄仕候而、自然賊徒之勢焰を益候様之儀茂御座候而は奉恐入候、併軍勢出張之期限茂差向候儀ニ付、不取敢一番手・二番手之人数丈は筑前国江差出置、孰共御目付下向之上、右之事情具ニ申達候而、惣督之御指揮茂相受候含ニ罷在候処、未御目付下向之程合茂相分兼、此伏黙止罷在候茂奉恐入候、尤下之関其外弁利見計ひ渡海仕候而山口江押寄候得は、何角之儀茂無御座候得共、一番手修理大夫海路より直ニ

萩江攻寄、二番手之私共外筋より攻寄候而は、御軍令相背候儀ニ而、是亦難仕候、右ニ付容易ニ難申出御座候得共、相応之組合を以攻口被

仰付候は、猶更難有仕合奉存候、尤一旦被

仰付候儀御振替茂被出来兼候儀ニ御座候は、人数ニ応し

御軍艦拝借被

仰付被下候は、誠以難有仕合御座候、乍不及十分之勇戦

仕、奉報

洪恩之方一度奉存候、右之段奉歎願候、以上、(慶應)

九月 有馬中務大輔

文書原寸 縦 一七糎 包紙原寸 縦三〇・二糎

横 一九二糎 横 三七・七糎

二七 立花飛驒守ヨリ長州攻口変更願書

(包紙ウツ書(朱)) 「甲子九月 立花飛驒守」

願書写

今般松平大膳大夫追討被 仰出候ニ付、(島津茂久)松平修理大夫一

ノ手、有馬中務大輔并私儀二ノ手ニ而、海路より萩表攻

陥、夫より山口表江驅向大膳大夫父子始誅戮可仕旨被

仰出、誠以武門之榮幸難有仕合奉畏候、然処右海路之儀

は朝鮮江相對候大洋ニ而、秋冬は殊更風波強、通船難涉

之場所ニ有之、且又萩表之儀は本城之儀ニ茂御座候間、

台場之設手厚ニ可有之、就而は数艘之軍艦を以仕寄候共、

容易ニ攻陥候儀六ヶ敷可有之候処、元来小国之私儀、未

軍艦茂所持不仕、尋常持来之船にてハ渡海而已ニ而茂難

加之風波相起候節は敵地江漕寄相凌候より外便利之近港

茂無之、無謀之仕寄ニ相成候茂難計、仍攻口之儀修理大

夫・中務大輔江茂申合候処、両家共同様海路より萩表江

之仕寄出来兼候趣ニ御座候得は、小国之私儀如何様尽力

仕候共前文申上候趣ニ付、何分力ニ及不申、無是非次第

恐入候儀ニ御座候、元より家来共ニ至迄精々忠勤之覚悟

他事無御座候得共、海路より萩表江之攻入何分見留無御

座、唯々恐入候而已ニ御座候間、一旦被 仰出候儀ニ御

座候得共、顯然見留無之儀を其假黙止罷在候而は、猶更

不本意至極と奉存、不願恐右之段申上候条、心底之趣可

然御酌取被成下候様偏奉願之候、以上、

九月

立花飛騨守(鑑見)

文書原寸 縦 一八糎 包紙原寸 縦二七・七糎

横二〇・六・五糎

横四二・八糎

二頁 薩汽船乗込員中死体人相書

(編纂付巻)  
一 甲子正月蒸氣船乗

組諸役人表書 一

人相書

一 勢肉全無之、

一 遺骸手足双方相添候、

一 髪毛無之人相不相分、

一刀老本

但脇差無之

一 柄下黒錆

一 柄糸くろ

一 頭水手角縁鉄之波之けほり

一 鍔鉄之すかし

一 下緒黒絹打

一 翰黒散々相成候

一 懐中入一ツ

但黒羅紗金もの黒之赤かね

裏絹地ニ色合不相分

内巻朱銀四切、式歩金三切

小錢一ツ

印刻一ツ

紙切小刀一本

名札七枚

一 黒羅紗羽織一枚

裏西洋布染色不相分

一 木綿紺之立島地合染色右同

一 紋羽下着一枚、浅キ染

一 木綿地半一枚、染色右同

一 小倉織小袴切之地合、染色不相分

一 絹織平帯一筋、染色右同

右外ニ御書付有之、左之通御座候、

写

岩元市之助

大田小平次

右蒸気船乗付候条可申渡候、

五月 大蔵

右之通御座候間、此段申上候、以上、

文書原寸 縦一六種 横七八・六種

二五 長州下之関敗軍ト長州征伐トノ人心影響

下之関碇泊外艦退帆命令ノ件

(端裏朱書)  
一 甲子九月

名不知

外夷四ヶ国之軍艦馬関ニ駆入いたし、先月初より度々之

戰爭長州勝利を失ひ、其後和儀相整、追々退帆いたし候由候得共、今以二三艘は碇泊罷在候様子ニ致承知候、然処外国と相応且其敗衄ニ乘し、御自国之御征討有之形ニ相成候而は、天下之義胆ニ差障り候間、相残軍艦も速ニ致退帆候様御処置被為在度奉存候、以上、

九月

文書原寸 縦一六・二種 横六六・四種

## 二〇 將軍大坂居城、政治御委任其他ノ件

筆者不明

(表紙)  
「此書は昨八月比歎息之余ニ相認申候、併分外之儀

候間、御笑読後御火中御頼申候

時務策

一將軍大坂江居城之事、

但し日本国中を指揮するへ関東第一之地形なれ共、  
方今字内一変之形勢ニ而は、是非京都近く居城有之

度、且夷狄江茂強キ答有之ニは大坂第一之地形たるへし、併し抑も其儀難成候得へ、五ヶ年ニ一度上洛之節、大坂江大樹立寄、西国大名之分參府謁を受、卒而上洛之事、尤東国大名は五ヶ年ニ一度江戸江參府、其上以序上京之事、

一諸大名江戸・大坂・京屋敷引払之事、

但し本文之外長崎・箱館・横浜を合せて六ヶ所江諸大名家來諸事用向ニ而は勿論、稽古事等ニも出る事万石ニ三人限り、其余は決而無用之事、尤浪人者ハ勿論たるへし、

一前条之六ヶ所は勿論、五畿内江関門取建之事、

但し守護は近国之諸大名ニ被仰付、禁裏九門之儀は交代寄合已上五百石已下之ものへ被仰付、是迄の幕府之御番所警衛等は旗本計リニ而事すむへし、

一尾州を始メ三家之儀は勿論、加州・薩州・仙台之三国  
主家老一人ツ、幕府ニ相詰居、天下之大事件は総而御  
相談有之度事、

但し万石以上留守居一人ツ、下役書役等迄都合三  
四人ニ限り可申、尤高之多少ニ不拘相増し候儀無用  
尤本文之儀も越前家之儀ハ別段之事、

一年頭一度ツ、將軍參内之事、

一來丑之年正月より未之年極月晦日迄之期限を被定、七  
ヶ年諸大名一統參覲被差許、八ヶ年日より割合を以五  
ヶ年ニ一度參覲、將軍江拜謁之上ニ而上京參内一度、

直ニ御暇之事、

但し京都江中三日五日日出立、幕府同断之事、尤將  
軍家ニ而之御取扱振、是迄よりは御丁寧ニ有之度、

且諸役人老中始は是迄通り滞府之事、

一諸大名よりは迄献上物且又贈物等は、総而取止之事、

但し即位之節、官位家督之御礼之節、京都江 將軍

宣下之節、官位家督之節、幕府江献上物、高ニ応し

黄金等を以可申上、尤五ヶ年目參内登城之節ハ別段

之事、

一京都守護職被相止、是迄通所司代計りニ而被為濟度事

但し溜之間詰之内より被仰付度事、

一山陵御修理弥以被為尽御手、幕府御靈屋之儀は、此後  
は今少し御手輕ニ被為在度事、

一禁裏御用途として年々金一二万兩御當之御献納被為在  
度事、<sup>(マ)</sup>

一春秋之行幸・四季之節会之御式等は、御旧礼之通有之  
度事、

一日本國中御領私領共、既ニ皇国存亡之際御決心之詠を

以理解いたし、町在共千兩以上可差出程之身代之者江

相応之上納金被仰付候ハ、幾千万憶兩ニ茂可及、此

金を以海防敵重ニ被仰付度、尤撰海之儀第一之要所ニ

候得は、撰・河・泉は勿論、四国・中国・淡路等數十

里之間炮台敵重ニ築立、救応十分ニ行届候様有之度事、

但し本文上納金之儀、私領之分は三ヶ一公用ニ被召

加、残三ヶ二は領主江被成下度事、

一拾万石より十九万石余迄一艘、二十万石より二十九万

石余迄二艘之割ニ而、軍艦買入に相成度、且又一万石

より九万石余迄二三家或は四五家宛最寄くを以組合

一艘御注文有之度事、

但し万石千両之割ニ而七ヶ年之間上納金被仰付、右

金ニ而御価を補はんとし、早々幕府より調へニ相成

度、且組合艦は年番持ニ有之度事、

一万石以上并交代寄合千石ニ付野戦炮二貫以上之筒一挺

十二貫以上之大炮一挺、合薬五千斤、鉛百貫目、兵糧

三百石、金千両、右割之通り七ヶ年ニ是非調へ之事、

但し小銃之儀は人々見込ニ而多少あり、本文員数は

千石ニ付記す処割を以、万石已上可算、

一皇国中之遊民は勿論、寺社江弓鉄之内一芸、劍鎗之内

一芸ツ、是非稽古之事、

但し敵命ニ而公刃より沙汰無之而は難調事可相成候

ハ、鉄炮之儀は婦人迄不殘可打致、

一衣食住之三は天下第一礼節ニ相拘る事故、質素潔白を

本し、古法ニ被為復候様有之度事、

但し衣服之儀ハ尊卑之別茂有之事故、六位已上は常

々夫々之官服相当着服、地下は水干四布袴等着服之事、

一年頭之御祝儀其外御大礼之節計、京都幕府江以家老可

申上事、

官婚喪祭之外一通り之御祝儀事之節は、京都江直ニ

不申上、幕府江可申出、尤留守居ニ而相濟、幕府同

断之節ハ是迄通り呈書差出可申事、

一軍艦調へニ相成ニハ海軍調練嚴重ニ被仰出度事、

一軍艦ニ而彼地江押渡、商館取建、彼地之事情十分ニ探

索可有之事、

但し万一於彼地無礼之儀有之候ハ、早々其低征伐

之事、

一三年ニ一度大小監察使夫々被差出、諸大名政事之得失

并被仰出置候御法調練武備、精粗嚴重ニ見分之事、

但し善なるものハ屹と拝領物有之、悪なるものハ国

を削られ候様有之度事、

一天下之御政事惣而將軍家江御委任之事、

但し国家興廢ニ相拘候紀之儀ハ、奏 聞有之、其余  
ハ決而御委せ有之事、

一幕府江御委任之上は、条々件々奏 聞有之、天下一統

江敵令を以て、来正月より七ヶ年之間御法度相守、攘

夷之期限覚悟仕居候様被仰付度事、

一申之年正月を期限と被定、其節敵命を以夫々御断ニ被

及段、夷狄江心接若違背致候ハ、此方より兵端を開

き攘夷可有之事、

文書原寸 縦二九・七糎 横二二糎

二二 迅速征長、中興開業ニ幕府へノ建言

氏名不明

(端裏朱書)  
一甲子九月

名不知

今度於

闕下長州狼藉之次第、一統憤怒いたし候様之事ニ付、幕

府之御煩悶如何可被為在哉、近年

神州之御氣運日を逐及衰頽候処より、如是變動茂致出来

候処、御処置断然と有之候は、右之變動却而中興御開業  
之御根軸ニ茂相成可申、天下目を刮而牽窺候折柄、

御征討

御進発之被

仰出は有之候得共、御期限茂今以相分不申、惣督副師之

命茂被下候得共、追々致変更、其余列藩人教繰出等之儀

も、前後之御沙汰首尾不仕、彼是御内輪之儀御不整之由

唱候者茂有之、軍旅之枢要は人氣之奮立第一ニ而、遠國

辺土ニ至候而は、猶更右様之唱承り疑懼を生し候は必然

之勢ニ而、其内ニは両端を持候向茂難計、即今之形勢ニ而

さへ甚無心元、往々如何成行可申哉、実ニ案方ニ堪不申

重疊思惟仕候処、差寄惣督之方種々之差障も有之候は、

乍恐

將軍様芸州あたり迄急速ニ

御進発、山陰・山陽・四国・九州之諸侯伯御自身ニ御指

揮被為在、四道一部々々統帥を被立、其向より得計及談

合、大概一同ニ打入候都合いたし、

一刻も

御成功を被遂候と申御覚悟相立、其訳実地ニ被遊

御乗出候は、末々迄も人氣一時ニ振立、たとへ不良之心

を抱候向も自然と無二之忠節を尽候様相成可申、左候得

は、

皇国之治安ニ趣候も生靈之塗炭に落入候も、其大機会は

今日之御一挙ニ可有御座、無此上大切至極之御時節ニ候

処、是迄之有姿ニ而は中興之御開運何程ニ可有之哉、末

は列国割拠之勢ニ変化も難量、誠ニ切迫之御処置片時も

御遅延御座候場合ニ無之、昼夜寢食を安不申候付、不願

万死言上仕候、誠恐誠惶頓首謹白、

九月

文書原寸 縦一四・四種 横三〇六・八種

二ニ 江戸柴山良助ヨリ国許へノ通信

幕府ノ事情

(編纂朱書)

一甲子十月朔日

江戸より

柴山

承及候形行申上候

一幕府も諸侯之妻子等旧制ニ復し候様之事ニ而、御察し

も被為在候筈と奉存候、当分大ニ言路を強、表向ハ大

小監察之取次ニ而奏達仕筋ニハ御座候得共、先ツ名目

而已之事ニ被伺申候、此節柄諸藩より各主命ニ依て機

事を奏し度出府仕候者不少向ニ御座候得共、大方闕老

中国き御申合之段を以御申断候由、此内紀州之家老国

より態々出府仕り、拜謁願出候処、御断ニ而、右之家

老話ニ、今日迄三十余日色々いたし候へ共、闕老江拜

謁不相叶、御三家之家老としてケ様之会訳ニ逢ひしハ

于今初ニ而、甚以御三家之名を穢したりと、大ニ立腹

仕居候由、将又去月廿二日比肥後之用人長谷川仁左衛

門と申者、君公之御直書并帯京之阿部侯添書を以出府

仕り、拜謁願出申候処、初之程不相叶、漸一昨日と欲

直書持參之御取訳ニ而、水野侯江拜謁相叶候由、細川

侯之御直書別紙差上申候、右様之振合ニ而親藩・外藩

之差別なく、甚失望此事ニ被伺申候、左候而小藩などハ小事咎目等いたされ叱り付られ候様之向も有之、稍々是迄之幕弊ヲ取起し、威敵を取るの気風ならんと被察申候、

一 長州征伐之事ニ付、將軍様之御進発機宜を被為失候而は不相濟砌り柄とは、朝廷よりの御内命茂有之、諸藩之希望無申迄事ニ而、其役々主立候尾州・越前等之処ハ勿論、会津・桑名・松山・大垣・忍等之親藩精々尽力為有之由候へ共、于今其しるし相見得不申、就而又御邸ハ勿論、久留米・芸州・肥後・津等之外藩より御手を被付度との御申合ニ而、当分折角之央ニ御座候、其儀ハ自ら筋々御掛合御座候筈ニ而、態と闊筆仕申候、(長野長幹)一朝野備前守様御話ニ、御進発ニ付因州・阿州等之処御疑之簾も被為在候得共、其儀ハ御関係なく御進発被為在候御趣意なりと申事、右御家中へ久木山泰藏能き手統有之相洩れ申候、

一 尾州之水野喜三郎と申者、此内出府仕、水野和泉守様(忠勝)

江拜謁奉伺候ニハ、御惣督長防辺江御打入、一城をも御乗取と申時分、其段御左右有之候上、將軍様御進発被為在、已ニ又大坂辺江御着之比御一左右申上様ニとの御内定之段承り之由、併ながら尾州侯之方ニハ

將軍様御進発と申ものなれハ、別段我々數へ惣督と申儀は不入訳ニ而、此節ハ不容易砌柄、一日も早く御進発被為在、其上何分惣督之御沙汰も被為在、然るへしと被仰、幕府ニ而ハ又惣督之御受無之ニハ、御進発被為在候儀不被為叶、一日も早く御進発之惣督御受可有之と申振合之哉ニ承及申候、

一 肥後之長谷川仁左衛門、水野和泉守様江拜謁之砌り、御口上之中ニ、將軍様ニも折角御急之事故、可成早目ニ御仕舞之訳なれとも、武器等も御不揃ニ而どふも関ヶ原時分之様ニは参兼、其段ハ役人之罪ながら、今日精々尽力仕舞方いたす儀ニ而、迎も急速と申所ハ譬へ 勅命ニしてもどふもいたし方なき時宜合と被仰候御口氣御座候由、

一長州之屋敷も悉く破去ニ而、材木等ハ焼捨之賦リニ而  
薦之者ニ御任セ、内々風呂屋へ竹木厠ニ申受候由、分  
家の方々も御屋敷御取揚相成、家中ハ御預けニ成り候  
様承及申候、

一五陣ヶ原ニ而之鬪陣無之間日砲声不絶仕申候、一昨日  
ハ於吹上 御進発ニ付行軍之式 上覽御座候筈之処、  
御延引ニ而、不遠中又有之向ニ承及申候、

一常州辺之事、未立入承得候儀も無御座候へ共、浪人之  
輩当分大方水戸江聚り候よし、彼之国も奸党激党と歎  
申唱、当分二ツニ半成り、奸党之方ハ国君をさしはさ  
み、<sup>(頓徳)</sup>激党ハ松平大炊頭を押立、武田耕雲齋など主裁ニ  
而、浮浪人一味いたし、于今毎日程迫合御座候由なれ  
とも、激党之方軍器乏し敷、敗戦しはく御座候由、

右は大方海江田武二・久木山泰蔵等より承得候事ニ  
而、此段申上候、以上、

子十月朔日

柴山良助

文書原寸 縦一六・二糎 横一七九・二糎

二八三 喜入撰津ヨリ岩下佐次右衛門等へ 三通

沢村循蔵等ヨリ岩元太右衛門等へ

横田隼之助等ヨリ岩元太右衛門等へ

参覲交代復旧ノ件

合五通

<sup>(包紙ウツ書①)</sup>  
一岩下佐次右衛門殿

喜入撰津

市来次十郎殿

封

<sup>(包紙ウツ書②)</sup>  
一喜入撰津殿

市来次十郎

封

<sup>(朱)</sup>  
一甲子十月六日

十二月二日

一八三ノ一

諸大名参勤之刻、前々之通被

仰出、当年参勤之分は参府候様可致、且嫡子并妻子御呼

寄之儀被

仰出候付而は、御并家は勿論、諸国参勤并妻子引越之儀

何様相運候哉、当世体之儀ニも候間、御留守居江も相達

手厚く聞合等申付、事実旁内情之処迄も深く探索いたし  
形行急キ飛脚等を以早々可申越候、左候而其後迎も兼而  
手を付置、聞合之形行其時々細々可申越候、御内沙汰承  
知仕趣も有之、此段御内用を以申越候、已上、

子十月六日

喜入撰津

岩下佐次右衛門殿

市来次十郎殿

一一八三ノ二(一一八三ノ一号文書ノ行間ニ朱書返信シタモノ)

〔<sup>(朱)</sup>本文承知仕、則御留守居江相達、御并家等聞合為致候  
処、別紙之通返答相達候段申出、外々ニも手を付置候  
付、相分次第追々可申上旨申出候付、猶又精々手を付  
聞合等無手抜いたし候様相達置候付、相分次第可申上  
候、別紙相添此旨御返答申上越候条、

太守様

中将様

貴聞被成、御達候儀共何分も可被成御取計候、以上、

子十二月二日

市来次十郎

喜入撰津殿

〔本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第三卷第五二〇号  
文書ト同文ナリ〕

文書原寸 縦一四纏 横一二一纏

一一八三ノ三

今般御大名様方御参勤之刻并御嫡子方等前々之通御当地  
江成御呼寄候様被

仰出候付而は、御并家様等御参府等之儀、臣細承合申上

候様承知仕候付、<sup>(伊達野形)</sup>松平陸奥守様・<sup>(黒田齊徳)</sup>松平美濃守様・<sup>(慶</sup>細川越

中守様・<sup>(赤徳)</sup>上杉弾正大弼様・有馬中務大輔様・<sup>(利根)</sup>南部美濃守

様・<sup>(翁徳)</sup>佐竹右京大夫様・<sup>(長岡)</sup>丹羽左京大夫様御方御取調向、御

銘々御留守居迄問合申候処、別紙之通返答申越候付、猶

又当時御在府之御大名様并今般御出府之御妻子様之儀、

御出入御懇意御坊主前田久盛江問合申候処、是又別紙之

通返答申越候、依之来書九通差上申候、外ニ手を付置候

付、相分り次第猶追々可申上候、此段申上候、以上、

子十二月朔日

新納嘉藤二

御家老座

文書原寸 縦一四種 横六七・六種

一一八三ノ四

当子年冬御在府万石以上之御方々御名前左之通

但御老中・若年寄衆ハ相除キ申候、

上杉彈正大弼様 (齊憲)  
 南部美濃守様 (利剛)  
 松平左京大夫様 (頼英)  
 松平下総守様 (忠誠)  
 松平大和守様 (直克)  
 佐竹右京大夫様 (義徳)  
 松平播磨守様 (頼胤)  
 松平左兵衛督様 (吉井信尧)  
 津軽越中守様 (承烈)  
 酒井雅楽頭様 (忠徳)

南部遠江守様 (信順)  
 松平大学頭様 (頼升)  
 松平範次郎様 (義勇)  
 松平豊前守様 (信義)  
 井上河内守様 (正直)  
 榊原式部大輔様 (政敬)  
 溝口主膳正様 (直薄)  
 松平雅楽頭様 (頼策)  
 土屋采女正様 (實直)  
 松平丹波守様 (戸田光則)  
 後松平中務大輔様 (松平親良)  
 前酒井若狹守様 (忠氏)  
 相馬大膳亮様 (充胤)  
 戸沢上総介様 (正実)  
 酒井左衛門尉様 (忠篤)  
 牧野備後守様 (真直)  
 土井能登守様 (利直)

大阪御城代  
未御暇已前

南部美作守様(信長)

北条相模守様(氏恭)

松平右京亮様(大河内輝照)

土井大炊頭様(利則)

松平伊賀守様(忠礼)

内藤豊前守様(信長)

内藤備後守様(政季)

松平石見守様(松井康英)

○久世謙吉様(広文)

秋元五十橋様(礼朝)

石川保之助様(総修)

加藤廉之進様(泰秋)

太田総次郎様(實美)

秋田安房守様(肥季)

水野出羽守様(忠誠)

○藤堂佐渡守様(高邦)

青山峯之助様(幸直)

間部仁治様(隆進)

西尾隠岐守様(忠篤)

牧野河内守様(誠成)

内藤若狭守様(頼直)

永井肥前守様(尚服)

板倉内膳正様(勝頼)

安藤理三郎様(信勇)

大久保三九郎様(忠順)

黒田伊勢守様(直和)

板倉主計頭様(勝股)

本多相模守様(助実)

酒井大学頭様(忠良)

土井大隅守様(利善)

大岡兵庫頭様(忠恕)

松平左衛門尉様(大給近説)

六郷兵庫頭様(政隆)

松平彈正忠樣(大河内正實)  
增山对馬守樣(正修)  
石川若狹守樣(總管)  
岩城左京大夫樣(隆邦)  
松平撰津守樣(安部信免)  
井伊重鷹樣(直安)  
水野日向守樣(勝知)  
堀石見守樣(親義)  
牧野内膳正樣(康濟)  
五島飛彈守樣(盛徳)  
三宅对馬守樣(備後守力、康保)  
堀田撰津守樣(正頌)  
水野肥前守樣(忠順)  
内藤志摩守樣(正誠)  
細川若狹守樣(利永)  
伊達若狹守樣(宗孝)  
細川大和守樣(行真)

佐竹老岐守樣(義隆)  
大関能登守樣(增徳)  
松平兵部少輔樣(大給兼盛)  
細川玄蕃頭樣(興實)  
稲垣若狹守樣(太清)  
加納官一郎樣(教義)  
大久保長門守樣(長徳)  
山内撰津守樣(昌吉)  
米倉丹後守樣(忠美)  
酒井姓次郎樣(貞篤)  
片桐主膳正樣(長春)  
伊東播磨守樣(衛滋)  
谷大膳亮樣(直虎)  
堀長門守樣(ママ、弘達)  
山口筑前守樣(正巳)  
稻葉兵部少輔樣(之美)  
堀右京亮樣

右之通四品以下之御方々、御席順俄之調ニ付、相違可有御座、此段ハ御承知置可被下候、

- 柳沢民部少輔様（光昭）
- 上杉駿河守様（撰津守カ、勝運）
- 建部三二郎様（政世）
- 津輕式部少輔様（承統）
- 丹羽若狭守様（長富）
- 戸田淡路守様（氏良）
- 柳沢彰太郎様（徳忠）
- 松平左兵衛督様
- 御奥方様
- 酒井雅楽頭様
- 御奥方様
- 溶姫若様
- 紀州様（徳川茂承）
- 御簾中様
- 尾州様（徳川義宣）
- 御奥向

右之外、御大家様ニは先無之、御小家ニは御座候由不分明ニ付、認メ不申上候、

- 冊子原寸 縦一二・二種 三枚 包紙原寸 ①②縦二八種 横四一種
- 横三三・七種
- 包紙①②は同紙
- 一一八三ノ五
- 岩元太右衛門様（包紙ウツ書）
- 新納嘉藤二様
- 内用貴答
- 沢村 循 蔵
- 青地源右衛門
- 松平伯耆守様（本多正誦）
- 奥方様
- 水野肥前守様
- 御奥方様
- 伊達若狭守様（宗孝）
- 御奥向
- 本多主膳正様（康徳）
- 御奥方様
- 松平遠江守様（松井忠典）
- 御奥方様

〔封紙ウツ書〕  
一 岩元様

新納様

沢村

青地

┌

〔封紙ウツ書〕  
一 岩元様

新納様

加島

横田

一 輪拜呈仕候、寒冷相催申候処、弥御安泰被成御勤仕珍重奉存候、然は今般諸家様御参暇旧復、且御奥様方御呼寄之儀被仰渡候付而、此御方御奥様方等御出府御模様之儀ニ付、委細被仰越趣承知仕、右之儀は未何共御国許より被仰付越無御座候、御屈等をはしめ何等之手数も不仕候間、左様御承諾被下度、此段為可得貴意如此御座候、以上、

十一月九日

文書原寸 縦 一八種 包紙原寸 縦二八・二種  
横六〇・八種 横 四〇種

一一八三ノ六

〔包紙ウツ書〕  
一 岩元太右衛門様

加島加録

新納加藤二様

横田隼之助

内用向

花輪拜見仕候、如命敵寒相進候処、弥御安泰被成御勤務奉敬寿候、然は今般御大名様方御妻子様等前々之通御当地江御呼寄被成候様被仰渡候ニ付而は、此方ニ而奥方始直々出府之事情哉否之儀御承知被成度、委細被仰越候趣具ニ拜承仕候、如命当年も最早余日無之、殊ニ国許之儀は積雪之折柄ニ付、旁明春雪消次第出府被致候手續ニ御座候、右ニ付而は御屈等も差出候取調中ニは御座候得共、未夕御屈案等も治定無之候間、猶治定次第是より可申上候、先は尊酬迄得貴慮度、如斯御座候、以上、

十一月廿四日

文書原寸 縦一六・二種 包紙原寸 縦 二七種  
横七五・五種 横 三九・五種

〇二四 小松帶刀ヨリ (桂右衛門へ?)

長州征伐ノ件

二五 大島吉之助ヨリ大久保一藏へ

開港問題及將軍上洛ノ件

(前欠)

異人江先月七日江戸ニおひて談判之趣意、去ル廿四五日

(正外)

方阿部閣老より 朝廷江被申立候由、右ハ長州ニて 朝

幕之命を蒙り、異船江砲発之次第ニて、決而暴発之詔ニ

無之趣異人江申述、其段を強く押張ひ候向ニて、是非此

度ハ撰海江乘廻、

(天皇)

帝王と条約を不成候而ハ人心之折合も不宜向ニ被相聞候

間、左様ニ可致、当時諸色高直之処を以相考候処、鎖港

之様子と被相察候、是非鎖之存慮ニ可有之哉、得と承度

との事ニ御座候由、然らハ開港可致と速ニ返答も難致、

又鎖港可致段、 朝命を以被仰出候義とも不被申、実ニ

込入候次第ニ御座候段被申上候処、

(二条御教)

関白様より御返詞

之趣ハ、(將軍家茂)大樹自ら鎖港之御受ニも相成候訳柄ニ候へハ、

只今開港可致との御伺も難出来次第ニ候へハ、 朝廷よ

りも御即答相成事件ニ而も無之、只御咄ニいたし候事哉

と被仰候処、卒度御咄申上候訳ニ御座候段申上置、夫形

帰參仕候而、一橋江相詫、迎も 朝廷之御受不宜、十分

之処難申上罷歸候付、幕府ニおひて都合能取計候様ニと

の

朝命相下候処、尽力いたし呉候様阿部(阿部正外)より承候段、一橋

より 朝廷江又々申立候由ニ御座候処、 関白様より御

返詞之訳ハ、何分ニも重大之事件ニ候得ハ、速ニ御返詞

可被遊訳ニも無之、いつれ長征を速ニ為運、將軍上洛之

上屹と御達可有之、只今決て御達ハ無之段、押切て之御沙

汰ニ御座候由、然処最早異人は談判之日より三十日之内

返答可致約定ニ御座候処、七日よりハ期限も可相過候付

是非此度何と欵被 仰出度、又々相願候由、然共期限を

定め候義ハ 朝廷より之御達ニ而も無之、幕府ニおひて

勝手ニ取究候事ニ候得ハ、其辺之処ニ御構被遊訳更無之

との事ニ御座候由、余程幕府も心配と相見得候付、定而

撰海江ハ当年中ニハ相廻可申事と奉存候、乍然幕府ニお

ひても吟味有之、撰海江差廻 朝廷より異人御所置被為

付候ハ、幕府ハ其節限りニ而禿可申との評議も御座候

而、大心配之筋と相見得申候、右阿闍より言上之事件ハ

(近衛忠房)内府公より承知仕候事ニ御座候、○岩下佐次(分平)右衛門早打

ニ而罷登申立候趣ハ、將軍上 洛之義、得と大久保越中(金寛)

守と相談候処、只今ニ而ハ闍老辺より幕役之者可遮人も

無之候得共、只因循(速)にて急達不相運候付、闍老辺江相迫

候様可致と申居候由、就(家延)而ハ 天障院様より一口出候へ

ハ闍老辺ニ而も遮る事も不出来、何篇行れ候勢ひにて候

間、此御方江尽力可致との事ニ御座候処、 御国元江伺

越候而ハ急速之間ニ逢(忠房)ひ兼候付、近衛様江申上、御内書

御遣し相成候而、備後様(島津珍珍)よりも御直書被進候ハ、其御

都合も可宜との存慮ニ御座候故、直様 内府公江申上候

処、御直書御渡相成、内府公より備後様江も相達相成候

処を以御書被進候筋ニ 内府公江も申上、其運不相成候

而ハ、(久光)中将様思召之処も如何と御案可被遊、御疑ひ之

廉も可有御座儀と之訳にて、かく迄ハ相尺候付、左様御

汲取可被下候、右等可申上ため飛脚差立候付、宜敷御取

成可被成下候、恐々謹言、

大島吉之助

十月八日

大久保一藏様

(本文書ハ「鹿兒島県史料 忠義公史料」第三卷第四五四ノ

三号文書ト同文ナリ)

文書原寸 縦一五・八種 横一六・二種

○二六 近衛忠房卿ヨリ久光公へ

町田内膳ヨリ文書奉行へ 以上二通

朝廷へノ献品ニ就テ

二七 京都小松帯刀ヨリ在藩ノ家老衆へ

江戸風説書添 但シ風説書ナシ

江戸表風説書等九通差廻候間、

太守様

中将様被達

貴聞候儀、何分も可被取計候、此段申越候、以上、

子十月十二日

小松帯刀

島津丹波殿

喜入摂津殿

川上龍衛殿

川上但馬殿

川上式部殿

文書原寸 縦一四・四糎 横五三・四糎

二六 征長ニ関スル小松帯刀書翰

御両殿様御機兼克被為入候半と珍重御儀奉存候、於爰元  
(島津珍彦)  
備後様御勇健被遊御座珍重御儀御同慶奉存候、貴様愈御  
堅勝可被成御勤奉南山候、然は当地之形勢は、去ル八日  
ニ飛脚差立申上候通ニ御座候処、昨夜長征到着日限惣督  
より御達ニ相成、尾張・越前ハ今日御暇之參

内有之、十五日ニ当地発足ニ而浪花江下リニ相成、其よ  
り出軍之由、越前ハ九州表江出軍相成と之由、此御方渡  
川御通船御借用之事共有之候付、外ならぬ御訳故御借舟  
被進候方可宜と申談、其御都合いたし申候、右之形行ニ  
付而は、御国元御人数も日限通ニは着到相成候様有之度、  
爰元よりも先度申上越ニも相成居候通、御国元人数之応  
援として諸軍被差出賦ニ決定いたし申候、惣裁ハ高橋江  
被仰付被差出答御座候、人数書は表向御問合ニいたし候  
間、致筆略候、西郷・下拙等曳取沓条も段々吟味もいた  
し、西郷ニ茂征長江出張、夫より罷下形行言上可致と決  
議ニ相成申候、下拙ニも模様次第ニは早々引取候心得ニ  
御座候、右ニ付而は前後当分ニ形勢ニ而吟味之趣も有之、  
(奈良原繁)  
細事幸五郎江中含差下候条、篤と御聞取可被成候、爰元よ  
り出張之人数も模様次第ニは御国元江引取候筋ニ内々申  
談置申候、旁詳細之形行申上候為ニ幸五郎差立、万端申  
含越候間、御聞取達

貴聞候事件は可然御執計被成度奉頼候、尚追々形行可申

上候、早々頓首、

十月十二日

小松帯刀

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第三卷第四五六ノ  
一号文書ト同文ナリ)

文書原寸 縦一六・五種 横一五〇・七種

## 二六九 日本貿易新聞下之関戦争償金記事

仮ニ十月ニ入ル

日本貿易新聞六十四年第十月十二日七十五号

諸艦此港ニ到着ノ後、日アラスシテ外国全権官等艦数隻  
ヲ率ヒテ江戸ニ抵リ、「ミニストル」等御老中ト議シ、  
諸事論判ノ後親切ニ結尾シ、以来ノ事マテモ十分ニ相  
談整フタリ、故ニ「ミニストル」等江戸ニ暫時留ツテ  
横浜ニ帰レリ、

右ノ如ク談判十分ニ整頓セルカ故ニ、貿易ニハ此後妨ケ

ナカルヘシ、

条約ニハ「ミカド」及議論一致セサル教員ノ大名ノ花押  
ヲ加フヘキコト、ナル、又長州太守ハ償金ニ百万<sup>ドル</sup>元ヲ

出シ、大君政府ハ一百万元ヲ出スコト、ナル、又荷蘭

ハ「メヂユサ」<sup>名冊</sup>ニ発砲ノ償金トシテ十三万元ヲ受取

ルコト、ナレリ、此ノ如クニ談判十分穩ニ済ミタルハ

英全権カ功ナリ、再ヒ貿易ノ興ランコト近日ニ在リ、

数国ノ艦隊江戸ノ湾中ニ在リタルヲ以テ、日本政府是カ

為ニ最モ駭キタリト見ユ、其故ハ総テ望ミタルコトヲ

允諾シ、貿易ノ障妨ヲ除カント云ヘリ、○「バロツサ」

名冊ノ話ニ、長州ハ外国貿易ノ為ニ下関ヲ開カンコト

ヲ願ヘリ、此処ハ船碇泊ノ便アレハ、我等最モ宜シカ

ラント思ヘリ、

文書原寸 縦二四・五種 横一七種

## 二七〇 土持平八小倉ヨリノ報告

肥後藩士等入手ノ別冊云々

別冊ナシ

(編纂未詳)  
一甲子十月十四日

別冊之写当所出張肥後藩竹崎律次郎と申者より入手仕置  
候、佐賀侯之御国触も同藩寺尾大門と申者、此内肥筑諸  
(編纂未詳)

所へ致経廻写取置候由、同人より承届申候、且又水戸侯(徳川慶篤)并外夷より之届書等は江戸・大坂滞逗肥後之藩中より、内々洩越候由御座候、併虚実之処は相分不申候得共、写取置為御見合別紙園田彦左衛門より之御用封江相添差上申候、以上、

十月十四日

小倉滞在  
唐物締横目勤  
土持平八

御家老座  
奥掛勤

田畑平之丞殿

市来正之丞殿

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第三卷第四五七)

一写文書ノ一部ト同文ナリ)

文書原寸 縦一六種 横五一・二種

二二 折田要蔵ヨリ大久保一蔵へ 地図一枚付

長州征伐ノ件

(包紙ウツ書)  
「大久保一蔵様

折田要蔵

平安要用

〔朱〕 征長一件

甲子十月十五日

黒田(清興)嘉右衛門掃府ニ付啓上仕候、其後御機嫌能御精勤奉恐賀候、随而私共発足後、所々御使節之趣、首尾能相仕舞小倉江到着、早速要路江面議仕、陣営場并ニ仕寄之遠近得失、賊徒之虚実等細々勘考之上、応機変応接仕候次第、委細は嘉右衛門より御聞取可被下候、左候而今般京師より之云々細々被仰聞、別而難有奉存候、右ニ就大島よりは御国勢若松辺江宿陣、先ツ京師より之官軍を以て、萩口之衝路を開可申との趣とは奉承知候得共、元来海軍御断被為在、応機変御見切を以御征伐之上へ、第一賊之虚実を計可申儀ニは候得共、自余之官軍ニ後れ候義、実ニ武門之大恥辱と奉存候間、寸步茂賊地江相迫り、不意之襲戦肝要と、嘉右衛門諸共

ニ熟談仕置候、尤地形并ニ陣営間配、且は賊地之遠近等図面取調之後、夜白駟下り奉供御披覽度、此地米薪塩醬之儀何時ニテ茂御不自由之筋決而無之哉、内々手配罷在申候、但人数御繰出之義ハ、日州路可然哉、左候得は細島津より佐賀関一泊、翌日早目ニ田之浦迄海路之運送、如何ニ茂輕便可有御座、肥筑之行軍、大河大坂を越シ固より厭惡可任事ニ奉存候、重ねて橋船御用意之次第は、嘉右衛門より可申出奉存候、

一方今小倉滞在、賊徒之巢窟を眼前ニ睨視仕、叱咤慷慨ニ堪兼能在申候、抑山河隔絶之時、口ニは、流石目撃茂不仕、聊山水之義眺望之趣向相萌候得共、自然喚ハ、応候賊巢接近之地江起臥、平穩之客中肝胆破裂之懷尽、昨年極冬蒸籠焼燼沈没仕候魂魄輩、波間ニ擲掄可罷在、双眼泪頗る悲哀之情相催し、片時茂早御追討、官軍之鋒を以夙志之復讐を遂ケ申度事ニ奉存候、右は乍龜略御配旁迄奉申上度、如斯御座候、恐惶謹言、

折田要藏

十月十五日

大久保一藏様

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第三卷第四五八号

文書ト同文ナリ)

文書原寸

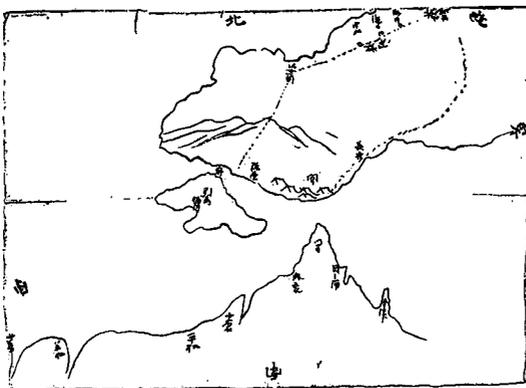
縦 一八種

包紙原寸

縦二八・二種

横 一五七・八種

横 四〇種



地図原寸 縦二八・二種 横四〇種

二三 九鬼式部少輔より島津大隅守殿へ

長州征伐之件

〔封簡〕  
一 島津大隅守

玉案下要用

九鬼式部少輔

〔封簡ウラ〕

御直覽

一 翰呈上仕候、寒冷之砌先以御揃益御健勝被為渡奉恭賀候、將又私義いまた不得拝顔候得共、近日御地江出立之

仁有之候旨致承知候間、内密奉申上候、然は此般

公方様御進発之儀、甚以御危難之程難計、私共迄内密心配至極奉存候、就而は諸家方より右之御一事無体ニ御勸め被仰上よりは、各様方口々より御取懸り之儀早々被

命候様、敵數被仰立有之度奉存候、何卒此義細川・久留米・御尊家御三方位ニ而も宜、早々被仰合、被仰立有之様仕度、乍憚奉存上候、近比諸藩より京都江罷出居、周旋方と申者申合、御使者之趣ニ而出府申立候趣共、何分不得其意、窃心痛奉存候、栗原又榮翁年来知己、不計

御恩遇を草候由ニ而、

貴君様御事、薩侯御親父之御身柄ニ而、公儀江御忠功之趣、具ニ奉伺候間、雀躍之余心得密奉申上候、併此上之御取捨は臨機御匈臆ニ有之儀、唯々御覽流可被下候、且当方

御府内近国常陸水戸藩浪士暴逆不穩之处、過半事沈候得共、何分

御膝元之義是計も随心得相成奉存候、其上前文之通京都周旋方一徹を生候哉と被存候間、必御油断無之様奉存候、呉々も栗原翁より厚 貴慮之趣承り候間、甚龜忽之愚意共申上候、宜御憐察可被下候、恐惶謹言、

十月十七日

尚以折角御厭可被成候、松平越中も間柄ニも御座候間、乍憚不外御儀奉存候、本文申上候通り、幸又榮翁懇意ニ而 貴国江罷出、前後共ふしきに尋あたり拍掌仕候事ニ御座候、右は鎮地千万奉存候得ハスヤ  
〳〵御承知之通り隠者之身ニ候へ共、

上々御高恩難忘、窃苦心仕候余り、真情咄露仕候、

御遠国御申上候、貴答御断申上候、老翁も至而壮健

此事も御同慶ニ御座候、以上、

薩老君

玉案下

隆都

拜

文書原寸 縦一五・六種 封筒原寸 縦 一八種

横 二三二種

横四・八種

二五 九鬼式部少輔ヨリ栗原柳庵へ 添書共二通

名所景図ノ件

(封筒) 栗原先生

案下

八丁堀より

」

一一九三ノ一

武蔵野のうつらニミハふ我なれは

唯草むらに鳴てはてなん

此歌紙ハもし御望も御入給り候ハ、御帰郷の砌御かへし給り候様御申上可給候、ふし誓被置候ハ何も憚り多存候也、

添書

文書原寸 縦一五・五種 横五〇・七種

一一九三ノ二

江戸・京・大坂の三都へ申に不及、所々名所景図出来、

かしこくも日向の国へ

神の御国のはしまり、此国こそ景図貴ひ処候色なりし処最早出来有之候へ共、国杯にてハ安不申事申哉之旨空しく存申候、当然いせにしなんとす、所謂は必老馬御出府の事御勧め有之様致度、何れハ僕も拝賀と、何事尊上し仕候也、

神無月中の八日

風月庵

栗原兄江

案下

文書原寸 縦一五・五種 封筒原寸 縦一八種

横 八三種

横 五種

二五 汾陽次郎右衛門ヨリ大久保一蔵へ 二通

下之関戦争和議ノ件

(包紙ウツ書) (付巻) 長州外国と和睦  
始末書三通添

大久保一蔵殿

長崎在勤

汾陽次郎右衛門

「甲子十月十九日」

一九四ノ一

長州表江水師提督相越応接之折、如何之趣意にて、外  
国船江向砲発被致候哉、相尋候処、

朝命幕令之由申出候ニ付、其曲直を相糺さんと江戸表  
にて其儀申立候へは、一体条約取結候折

京師之免許を不請して取結候事故、右様成行候由御答  
相成候処、左様之義ニも候ハ、其義は夫ニ而宜敷故

向後右様之義無之様取結居候条約ニ京都表にても御調  
印有之様致し度、其義相叶不申候ハ、京都江相越、直

々ニ別段条約取結可申旨ニ御座候、

右は今日当八日かねて横浜同役より新聞申越候間、御含  
まで申進候、以上、

十月十七日

品川藤十郎

文書原寸 縦一六種 横四〇・三種

一九四ノ二

下之関戦争後和議条約之始末、此節カラハより差出し、

右はコンシユル方より内分、今夕を限り借請候紙面ニ候  
間、今夜中写取、明早朝致返脚呉候様、去八日之夜持参

堀壮十郎を以差出候付、則夜同人江為写取候上、致和訳  
差上申候、尤右次第彼方ニ而茂相秘候付、決而他江は未  
相響段も同人申聞候由ニ御座候、此段御届申上候、以上、

長崎在勤  
汾陽次郎右衛門

子十月十九日

大久保一蔵殿

追而申上候、横浜表新聞茂品川藤十郎より差出申候  
間、是又差上申候、

〔本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第三卷第四六〇号  
文書ト同文ナリ〕

文書原寸 縦 一四糎 包紙原寸 縦二七・七糎

横 一〇六糎 横四〇・三糎

（二一九四ノ一号文書ト同文書ハ一綴リ）

二五 黒田嘉右衛門ヨリ在藩ノ重役へ

長州征伐ニ付探索及薩藩出兵準備

〔包紙ウツ書〕  
御用書付入

〔付箋〕  
「甲子十月黒田嘉右衛門」屈書」

「甲子七月」

〔端裏朱書〕  
「甲子十月 黒田嘉右衛門」

一 幕府御使番三名小倉藩士同伴ニ而、去月七日江戸発足、然処藤枝駅江滞在相成、小倉藩士ニは順々通行可罷帰旨被相達、三使ニは同十八日比京着、夫より下坂、于今滞坂之由、何故ニ候哉、子細不相分旨小倉藩士上条八兵衛より承得候、

一 小倉領内參軍之地利は大里・田之浦・門司之辺、第一関路江接近、即時ニ長府を攻敗候便利可宜見受、右場所御借用いたし度趣申込候処、右は彼方人数繰出し、且熊本勢も繰込之筈故、一緒ニ而は何欵混雜可致候間小倉より西手之方半道計を隔而平松と申所を薩軍參集之御場所ニ配当可仕旨、返詞ニ御座候、尤平松も海辺ニ而関路を去事僅ニ壱里余、港口至て宜く、渡楫之橋船も眼下ニ繋置、御用途可相勤と之趣ニ付、委細は折田要蔵江追而地図等取調罷帰候様示談仕置候、

一 右ニ付関路江渡海之橋船及相談候処、是以彼方用船之内より狹船式百艘差分御用途可為相勤と之返詞ニ御座候、

一 長州地江可攻掛之場所は右次第関口之方便利可宜候得共、各藩皆同一所ニ攻屯候而は必混雜を可生儀案中御座候付、幸平松之前面ニ当り候長州領引島と申所を手初ニ乗取、右を宿陣足溜り之場ニいたし候而も可宜、左候得は其地江狹船数多有之由候付、右を橋船ニ召仕

即関路江押渡、関之山を越し而安岡と申所江出、夫より萩城を衝候へハ、萩之腹背ニ当り候由御座候、乍然攻口之儀は敵之不意ニ出而、其無備を撃ニ勝算可有之候付、猶又彼表之地利を誦し候功者之者江吟味被仰付度奉存候、

一右引島は元来一万石之福地ニ而、港口も福良と申而、蒸氣船をも可繫良港御座候由、近来長州より彦島と唱相替、農兵共少々取仕立置候由、右島ニ薩摩之宮と申社有之、古来島中之惣廟ニ相崇、往昔薩摩之貴人を乗来候段申伝居、因而臆説を以断を加候へハ、引島は蓋シ比企島ニ而、比企判官能員之由縁之地ニ而も候半欵左候得ハ比企家は御元祖様江格別成御由緒有之、畢竟右等之処より相伝り候宮社ニ可有之哉、但しは又勝久公豊後沖浜ニ於而御逝去と承伝居候付、其辺之御故跡ニ而も候半欵、更ニ確証無之儀は強而付会之説茂難付御座候得共、何分此節柄奇遇之事ニ奉存候、一賊徒之巢窟を覆し候へハ、右体一小島は力を不勞而掌

握ニ可入候付、強チニ初より可望ニもあらず、素より於毛利家も元就敵島勝利之先蹤も可存候付、此儀は臨其期心機変候一策ニ備置度而已之事ニ奉存候、

一稻葉閣老并軍目付九州渡海程合未相分由、此後万一時出張相成候ハ、此節私共江被仰合候趣を以、程能可申取旨、土持平八江委細申含置候、

一糧米之儀は、於小倉相談ニ及候処、差当り三千石を即御用途可差立と之返答ニ御座候、尤忝式万石は熟談之向ニ依り調達相調模様ニ御座候、尤当春既ニ糧米之儀付而は被及御相談、表向御引結迄茂相濟候上、俄ニ御破談ニ相成、於小倉も別而迷惑ニ及居候由ニ付、此節之相談は如何可有之哉、土持平八初頻ニ懸念ニ存居候処、於彼方当路之上条八兵衛と申者江事情詳ニ及談判右次第無口能内談も相濟候、右は専ら上条周旋之力ニ御座候、依之仮令小倉体小藩迎も其ニ対し約定信義は不失様之御処置有御座度、乍恐奉存候、

一長州使者之儀及探索候処、先月八日兎玉若狭(相原治人)・木梨彦

右衛門と申兩使、筑後松崎、久留米・柳川より

肥後・薩摩江差越候含之由申出、即久留米侯より近(有馬藩領)

臣松崎清藏と申者を被遣、態と松崎、関吏之筋ニ而出

迎及談判、遂ニ其所より追返し候由、其次第は右清藏

より直談許ニ承得候、

一 下之関瀬戸内蒸気船通行当分ハ、差支無之模様、既ニ当

月十四日幕之蒸気船七万斤を積、長崎より小倉江廻

着、右引島之前江碇泊いたし居候を現在見届申候、

一 長州之挙動当分吉川之建議ニ而、至極恐懼謹慎相加居

候由之評判、又或は籠城防戦之用意頻也と之巷説も有

之、虚実分明不窺得候、大膳殿(毛利慶親)ニは当月三日萩江引取

世子は少々不快之由ニ而猶山口江居残り之由、此儀は

相違無之欵之由御座候、尤岩国ニ而は一向旅人を不禁、

他藩より参候者江ハ改服ニ而出迎候程之会釈ニ候由、

一 下之関開港は弥相違無之、先度及戦争候異船引取後、

或は来り或ハ去、始終致出沒、頻ニ致交易、既ニ長州

より牛式正迄も差送候由、尤自由ニ上陸徘徊、稻荷町

売女店江も追々登楼之由相聞得候、

一 熊本藩親睦を結候儀は、於彼藩も有志之面々大ニ望所

ニ而、至而力を得候勢ヒニ被伺候、全体八代領主長岡

佐渡を初、俗吏輩頻ニ近來俗論を発し、薩州と之親睦

を致嫌疑候者共も為有之由ニ而、良之助公子別而之御(細川藩美)

尽力を以、国老松野巨・大木織部・藪図書、大目付朽

木太仲、用人堀部助左衛門、番頭津田平助、奉行藤本

常記、其他京都留守居并物頭等數十輩之奸吏を近日尽

御貶斥相成、国議致一新候由、於彼藩窃ニ承得候、

一 久留米・柳川も同断、大ニ御当藩江依頼之向ニ相見得、

就中久留米は近來国論一定、士氣も稍致奮起居候筋ニ

被窺候、

一 薪之儀、小倉藩江内談申入候処、差当り三千人余之軍

勢御入用丈ハ無滞御用度可相立、委細御受合ニ候趣上

条八兵衛より返詞承届候、尤御人数増候節は及其期如

何様共尽力之致し様は可有之候付、薪之儀は聊御懸念

ニ不及と之趣ニ御座候、

一味噲之儀も前条同断、且村上銀右衛門よりも味噲并炭之儀は心当有之由申出候付、其筋内々手配いたし置候様申合置候、

一塩之儀は土持平八先達而より内々手当いたし、既ニ筑前芦屋江過分囲置候由ニ御座候間、是以及其期候ハ、速ニ積廻シ之手数ニ被及候様可有之旨、示談仕置候、一蠟燭并油之儀は、小倉表払底之品ニ候由ニ付、此分ハ持越之御手数ニ被及度奉存候、

一肥前閑叟(編也)公此節之御上京は、各藩類ニ疑惑を生し居候、尤真贋は発揮と不相分候得共、前広別紙通之御国触書も致流布居候ニ付、猶更疑念を懸居候、且又於小倉は既ニ先達而陣中用之糧米并薪等差廻シ相成居候を、近日尽皆入札払ニ被差出之由申触候、然時は弥出勢之模様は無之哉ニ疑數相見得候、

一先般繰出し居候久留米人数も、当分一先引取、別紙御願書御差函之上、猶又不日ニ出軍之心組と被相窺候、熊本藩小倉援兵人数は依然とし而如故滞陣水屯之姿相

見得、近日小倉之川江水車を仕掛、余多米白け方杯相初め申候、一日ニ七拾石位白け出来候賦ニ御座候由、

一惣督尾州公御請相成、当月七日八日比御下坂ニ而、征長之諸侯近国は御当人、遠国は国老を大坂江当廿日限ニ被召集、御軍議有之、左候而、期限等御発し相成筈之由、熊本藩当月初旬立之飛脚去ル十三日到着、右之旨申来候由、於熊本彼藩軍備手当方役人大岩又左衛門と申者より承得候、

一右ニ付各藩出軍之旗・馬驗之図形并物頭以上之姓名、且戦兵・陪卒惣計人数書出し候様、御達し相成候由、

一於熊本は右期限御達し次第、越中守様(細川護美)・良之助公子并末藩宇土侯(細川行真)を卒ひ、小倉江御出軍之筈ニ候由、尤小倉ニ而は御間柄之事ニ而、小倉城江御入城御本陣を被据

筈之御手当ニ候由、右大岩又左衛門より承得候、人数之惣計相尋候処、陪卒相加凡一万人之賦ニ候由相答候、一各藩諸侯銘々自身之御出陣有之付而は、乍恐

太守様ニも其儀ニ可被為至哉、然時は小倉平松之御陣

營は不可然、子細は右通熊本侯(細川藩)小倉城ニ入而本陣を固

め、指揮被致候時は、小倉在營之諸軍は皆共其麾下ニ  
属し候風采、即熊本九州惣督之勢ひニ可相成、依之

此御方様御本陣を被召居可然場所、得と勘考ニ及候処  
何れ豊前之英彦山、筑後之高良山兩所之外、右を庄倒  
可致程之良地は有之間敷と愚案仕候、右兩山之間ニ堂  
々と御本陣を被居欵、不然是近く肥後之水俣、日州細  
島辺江 御本陣被召居、途々

御指揮被遊候而も可然哉、乍然右兩所は 御国許近く  
之便利宜キ迄ニ而、別段御本陣共可相成良地とハ不奉  
存候、乍去

薩公既ニ三軍を御帥ひ境外江御出張と申日ニ相成候へ  
ハ、四方必響之如クニ応し、敢而因循反側仕者も有御  
座間敷、誠ニ官軍之声援を奏事、是より大なるハ無御  
座哉と、乍恐奉存候、

一 此節御城下并諸郷人数繰出シハ、日州細島路より蒸気  
船ニ而肥後佐賀之関一泊ニ而豊前江着帆仕候様被仰付

可然哉、尤古制之通來ル何日日州細島會軍と被仰渡、

各其郷之地頭人数を引列、最寄々々之便路より致會軍  
候様有御座度、左候ハ、態々遠郷之者共御城下江不及  
被招呼、即其郷より直様會軍場所江差越候付、至極輕  
便ニ御座候、尤行軍は必五六里を限り、縦來着直様變  
事到來候而も即其用ニ立候様、疲勞不被為致儀肝要と  
奉存候、天正之昔、豊太閤小田原征伐之行軍は、僅日  
々三五里ツ、之由承伝罷在候、

一 小倉表會軍之上、攻入之期限御達し相成候節は、各藩  
一同之事故、第一渡楫之橋船手支ニ可及儀案中御座候  
付、御国元より經船御見合を以及其期候ハ、御差廻  
し之御都合有御座度儀と奉存候、

一 征長相初り候ハ、決而異舶共彼海辺江出沒いたし候  
儀、是亦案中之儀ニ可有御座、乍然長州江助勢は逆も  
いたす間敷、然共近日長州より頻ニ依頼之向も有之由、  
左候得は戦央ニ及而和議取締之中人と可相成夷人之腹  
欵も難計、且摂海迫切之狀態等旁右等之事情、於長崎

親切ニ探索仕候様、御人撰を以此涯探索人御差出し被  
置度儀ニ奉存候、熊本ニおひ而は庄村助右衛門杯申者  
共、始終長崎江被差出、夷情深密ニ探索之由ニ相聞得  
申候、実ニ夷船之動静は

皇国之安危ニ致関係候事ゆへ、夷情探索之一儀は方今  
不可闕之要務と奉存候、

一 泉州境津江此涯速ニ御本亭被召立置度、子細は、万一  
夷船撰海江乗込候節は、兵庫海口は決而相塞り可申、  
然時は紀州とまり島沖を乗抜、泉州境江着帆いたす之  
外更ニ京師江之通路へ有之間敷、勿論兵庫御本亭は、  
治世以来

御代々様御參勤御通行之場所故、連々只今通御手厚被  
成下候筋相見得候得共、自今以後は兵庫之方よりも必  
境津江御手を被為付度御儀ニ奉存候、既ニ

御先君様関ヶ原御退陣之節も、此所より御乗船御帰国  
之由ニ承伝罷在候、

一方今肥後熊本を初、其他各藩皆共一切旅人江間道通行

を不許、是迄差通来候処迄も、本道外ハ尽通融禁止相  
成居候、然は御当国出水・米之津通行之旅人は全麓江  
不相響、何国何人欵通行も一向郷役共ニも不存位之事  
候半、左候而は適境目郷之詮も無之事候付、船路より  
米之津着岸之者迎も旅人ハ皆麓町江差通し、本道通行  
為致、左候而時々何国何某通行且止宿之形行、地頭并  
所役共江首尾申出候様御制度被相立、米之津間道ハ一  
切旅人通行御差留相成候ハ、第一御取締之為ニ可宜  
奉存候、右体旅人通路相定り居候へハ、別段旅人入込  
を不及禁、公然と生国姓名相名乗来候者へ、無異儀本  
道を差通し候様有御座度奉存候、

右は、此節周旋探索之形行、且存付候愚意相加、此  
段申上候、以上、

子十月

黒田嘉右衛門(清徳)

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第三卷第四七八ノ  
一号文書ト同文ナリ)

文書原寸

縦 一四・二糎 包紙原寸  
横四七・七糎

縦 三一糎  
横四二・二糎

## 二六 紐育新聞記事

同文二通

大統領選挙其ノ他

一一九六〇一

〔表紙〕  
一千八百六十四年十一月開板

花嶺新聞

千八百六十四年十一月十九日本邦子十月二十日ニ當る

ニニューヨーク開板亞米利加新聞

大統領の撰挙

諸州一般の撰挙ニ由り、此後更ニ四年の間アブラハム・リンコールンを立て、合衆国の大統領と為し、アンドリユー・ジョンソンを副統領と為したり、此挙は即チ亜米利加本国の人民戦争ニ敗背せず、賊徒利を失ひ、且本国の人民ハ戦ニ由て人命を失ひ、財を責すを深く歎息すと雖とも、国内一般の疲勢を顧ミず、戦争を持續すへしとの布告なり、此度の撰挙は自から内国外国の形勢ニ関係すへし、即チ外国の敵ハ当国を分製せんとする望を失ひ

内国には報国忠実の人民確乎として節操を攻めず、唯賊徒をして合衆国の政治法律ニ服従せしめんとする意志あるのミを示すニ足るへし、賊徒若し本国同一の法律ニては、国を分て独り利を専ニすべからざるを覚悟し、且其妄ニ動したる干戈を止んと欲するニ至り、初て国内忠実なる人民の素意を知るへし、国内人民の素意は固より、戦争を止て合衆国を無窮ニ伝んと欲するなり、

撰挙のとき教諭の語ニ云く、国の法律規則は他を顧ミずして一筋ニ遵奉すべし、威を以て人ニ迫る勿れ、上ニ叛く勿れ、兵威を以て国法を誣る勿れ、国民若し此法律ニ違ふ者あるときは、平穩ニ之を処置せざるべからすと、是即チ合衆国民の四年間戦争し、此度一致してリンコールン君の再任を定たる所謂なり、リンコールン君の為人ト、よく事を堪忍して厭はず、実直穎敏、衆人の上ニ擢つると雖とも自己の為に謀ては為すへき事なし、唯亜米利加国人の名代と為て諸人の意志を表するは、世界中の大任と謂へし、又撰挙の教諭ニ云く、国民皆其政府の威

権を知り、正き法を以て戦争を持続すべき力を得んことを希望せり、而して政府の威力は戦争を持続するニ従て必ず増加するか故ニ、戦争の終ニ至て其威光を落さざらんことを諸民皆希望する所なり、凡ソ政府の権ニ敵対する者あれハ、不得止兵力を以て之を防ざるべからず、若し之ニ由て其威権を恢復すへきは、再ひ懇親温和の処置を為すへし、但政府の威権は確乎として動かず、且正直なるを要す、

都て教諭の大趣意は、寛裕なる政治の亞米利加風を守ることなり、我亞米利加政府の如く、此寛裕の風を正く遵守して、其趣意を失はざるは、諸国の歴史ニ於て見ざる所なり、此度撰拳を定たるも人民一般の志意ニ従ひ、寛裕自在の商議ニ基く所なれば諸州諸府田舎陋巷ニ至るまで、衆人皆心力を尽して我政府の合衆を安全ニ保守し、無窮ニ伝ふことを祈るへし、人民の安全を保するは、唯政府の威力ニ由ること事実を見て明白なり、嗚呼余輩上帝と国民と江礼拝すべし、我合衆は人智の進歩を助け、

国を開て文明と為し、国法の違背すへからざるを示すものなり、

#### 南部の説

年来賊徒を詰問する語ニ云く、奴隸を以て何事をせんと欲するや、之を驅て戦しめんとするや、或は之を執枯して田を耕さしめんとするや、奴隸若しよく戦はゞ奴隸役を免るや、

此詰問ニ由て南部の説全く挫たり、然れとも南部にては多年其説を主張して云く、各人の居位は自から亦其天然にて黒人の子は豚子之如く之を売買して可なり、是即チ天の恩沢なるに、北部の人は妄ニ此天理ニ戻れり、余輩多年來正經の道理を聞けり、南部諸州にて亞非利加人を買て奴隸と為すの法は、歐羅巴人種及び亞米利加人種を亞非利加人種と混同する所謂の天命なるを、其是非を論ずるは天命を褻瀆し、妄ニ人智を以て天理を輕蔑すると謂べし、且此法は固より天命なるのミならず、奴隸も亦

他国の農夫ニ比すれば幸福多し、病者老者は快く扶助を受け、常ニ心を勢考することなく、林樹の下ニ歌舞して大平を楽めり、南部諸州の諺ニ、幸福なることを奴隸の身と云ふ、此諺を以て奴隸の安楽なるを知るへし、然るに各ニ自己の事業を為すこと正理なりと、妄ニ劇論を唱るは悪むべきの甚きなり、いまだ奴隸を養ふることなき者は、試ニ之を養ふること当然と云へし、何人にも奴隸を養ふを人理ニ背くとし、一国の災害を起す者は、恐るべき人面獣なり、一君子ニあらず以上南部にて、北部を置く説、南部の賊徒奴隸をして戦はしめんと欲し、軍役ニ出て戦ふ者は、奴役を免すへしと約束せり、元來奴隸を養ふの法を守んとする為メ戦を起し、奴隸を驅て其戦ニ出し、奴隸を養ふの法を廢して、其戦功を賞せんとするか、何ゾ事の齟齬するや、道理を以て論すれば、「デーウキス」南部の賊頭の等は奴隸ニ向て左の如く云ふなるへし、嗚呼奴隸天汝を生て奴隸と為せるが故ニ、余輩今汝を養て奴隸と為さんか為メ戦争するなり、然れとも戦争は甚難事にて

余輩常ニ克ざれば、汝等奴隸の法を守る為メ勉て勇戦すへし、汝等は皆幸福なる者にて、汝の奴隸たるは天道なれば、汝若し能く勇戦せば余輩更ニ奴隸の法を慘酷ニすへし、嗚呼奴隸苦戦して敵を防ぐべし、此敵は天道ニ反して汝を寛裕ニせんと願ふ者なり○南部の主張せる如く奴隸の法は天道正經ニ從て黒人の為メ通當せる者ならば「デーウキス」の党聖經の教を破り、天道ニ反し奴隸の戦功を賞するとして、其奴役を免んと約したるは何故なるや、人を賞するに利を以てせずして害を与えるはいまだ聞さる所なり、

君の如く奴隸の戦功を賞して奴役を免さんとするの説を考れば、賊徒も自から其法の慘酷不仁なるを知ること人類ニ異ならず、故ニ賊徒は自己の口を以て自己の罪を裁判し、其所業は、恰も亜米利加人の正論ニ符合せり、即チ亜米利加人の論は奴隸の法を以て慘毒ニして全国の太平を妨ると為るものなり、